

浅川町地域防災計画

【計画編】

(令和5年3月)

浅川町防災会議

<目次>

第1部 総則

第1節	計画の目的及び方針	3
第2節	基本方針と活動目標	6
第3節	浅川町の概況と災害要因の変化	11
第4節	地震被害想定調査	18
第5節	調査研究推進体制の充実	27
第6節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	29
第7節	住民等の責務	36

第2部 一般災害対策

第1章	災害予防計画	39
第1節	防災組織の整備・充実	39
第2節	防災情報通信網の整備	46
第3節	水害・土砂災害・雪害予防対策	49
第4節	火災予防対策	57
第5節	建築物及び文化財災害予防対策	60
第6節	緊急輸送路等の指定	62
第7節	避難対策	63
第8節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	73
第9節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備	75
第10節	航空消防防災ヘリコプターの活用	78
第11節	防災教育	79
第12節	防災訓練	83
第13節	要配慮者対策	86
第14節	ボランティアとの連携	93
第15節	災害時相互応援協定の締結	95
第2章	災害応急対策計画	96
第1節	応急活動体制	96
第2節	職員の動員配備	100
第3節	災害情報の収集伝達	105
第4節	通信の確保	118
第5節	相互応援協力	120

第6節	災害広報	123
第7節	水防計画	126
第8節	救助・救急	130
第9節	自衛隊災害派遣	133
第10節	避難	137
第11節	避難所の設置・運営	151
第12節	医療（助産）救護	158
第13節	緊急輸送対策	160
第14節	災害警備活動及び交通規制措置	163
第15節	防疫及び保健衛生	166
第16節	廃棄物処理対策	169
第17節	救援対策	172
第18節	被災地の応急対策	176
第19節	応急仮設住宅の供与	179
第20節	死者の捜索、遺体対策等	182
第21節	生活関連施設の応急対策	185
第22節	文教対策	187
第23節	要配慮者対策	191
第24節	ボランティア団体等との連携	196
第25節	危険物施設等災害応急対策	198
第26節	災害救助法の適用等	200
第27節	被災者生活再建支援法に基づく支援	206
第28節	雪害応急対策	211
第29節	土砂災害応急対策	214
第30節	ヘリコプター等による災害応急対策	218
第3章	災害復旧計画	219
第1節	施設の復旧対策	219
第2節	被災地の生活安定	223

第3部 震災対策

第1章	災害予防対策計画	229
第1節	防災組織の整備・充実	229
第2節	防災情報通信網の整備	229
第3節	地震観測網の活用	230
第4節	地震に強いまちづくり	232

第5節	上水道・下水道施設の強化	237
第6節	道路及び橋りょう等災害予防対策	239
第7節	河川等災害予防対策	241
第8節	地盤災害等予防対策	242
第9節	火災予防対策	244
第10節	緊急輸送路等の指定	246
第11節	避難対策	246
第12節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	246
第13節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	246
第14節	航空消防防災ヘリコプターの活用	246
第15節	防災教育	246
第16節	防災訓練	246
第17節	要配慮者対策	246
第18節	ボランティアとの連携	246
第19節	災害時相互応援協定の締結	246
第2章	震災応急対策計画	247
第1節	応急活動体制の確立	247
第2節	職員の動員配備	248
第3節	地震災害情報の収集伝達	250
第4節	通信の確保	256
第5節	相互応援協力	256
第6節	災害広報	257
第7節	消火活動	258
第8節	救助・救急	261
第9節	自衛隊災害派遣	261
第10節	避難	261
第11節	避難所の設置・運営	261
第12節	医療（助産）救護	261
第13節	緊急輸送対策	261
第14節	災害警備活動及び交通規制措置	261
第15節	防疫及び保健衛生	261
第16節	廃棄物処理対策	262
第17節	救援対策	264
第18節	被災地の応急対策	264
第19節	応急仮設住宅の供与	264
第20節	死者の搜索、遺体対策等	264

第21節	生活関連施設の応急対策	264
第22節	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	265
第23節	文教対策	268
第24節	要配慮者対策	268
第25節	ボランティアとの連携	268
第26節	危険物施設等災害応急対策	268
第27節	災害救助法の適用等	268
第28節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	268
第29節	ヘリコプター等による災害応急対応	268
第3章	災害復旧計画	269
第1節	施設の復旧対策	269
第2節	被災地の生活安定	269

第4部 事故対策

第1章	航空災害対策計画	273
第1節	航空災害予防対策	273
第2節	航空災害応急対策	274
第3節	航空災害復旧対策	277
第2章	鉄道災害対策計画	279
第1節	鉄道災害予防対策	279
第2節	鉄道災害応急対策	281
第3節	鉄道災害復旧対策	284
第3章	道路災害対策計画	285
第1節	道路災害予防対策	285
第2節	道路災害応急対策	287
第3節	道路災害復旧対策	290
第4章	危険物等災害対策計画	291
第1節	危険物等災害予防対策	291
第2節	危険物等災害応急対策	294
第3節	危険物等災害復旧対策	297
第5章	大規模な火事災害対策計画	299
第1節	大規模な火事災害予防対策	299
第2節	大規模な火事災害応急対策計画	302
第3節	大規模な火事災害復旧対策	305
第6章	林野火災対策計画	307

第1節	林野火災予防対策.....	307
第2節	林野火災応急対策.....	309
第3節	林野火災復旧対策.....	313
第7章	原子力災害対策計画	315
第1節	原子力災害事前対策.....	315
第2節	原子力災害応急対策.....	319

第1部 総則

第1節 計画の目的及び方針

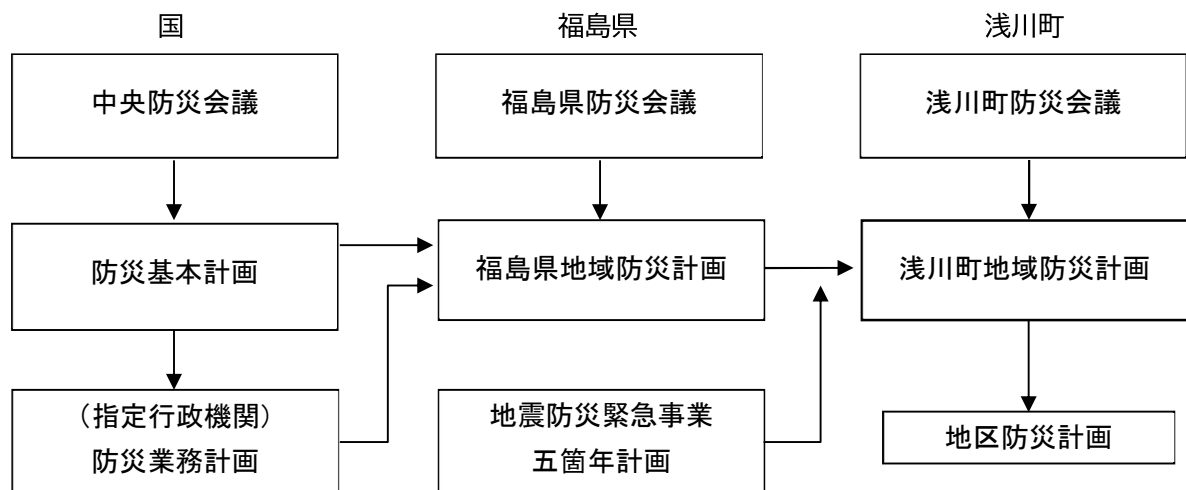
第1 計画の目的

本計画は、町内の災害に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、浅川町防災会議が作成する地域防災に関する計画であり、国の防災基本計画及び指定行政機関等の防災業務計画並びに県の地域防災計画と連携した計画であるとともに、町が実施する防災対策の指針となるものである。

【国、県、町における防災会議と防災計画の位置付け】



第3 計画の構成

本計画は、本編として第1部「総則」、第2部「一般災害対策」、第3部「震災対策」及び第4部「事故対策」と資料編により構成する。

【計画の構成】

浅川町地域防災計画	計 画 編	第1部 総則		
		第2部 一般災害対策	第1章 災害予防計画 第2章 災害応急対策計画 第3章 災害復旧計画	風水害、雪害の対策について定める。
		第3部 震災対策	第1章 災害予防対策計画 第2章 震災応急対策計画 第3章 災害復旧計画	地震対策について定める。
		第4部 事故対策	第1章 航空災害対策計画 第2章 鉄道災害対策計画 第3章 道路災害対策計画 第4章 危険物等災害対策計画 第5章 大規模な火事災害対策計画 第6章 林野火災対策計画 第7章 原子力災害対策計画	航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、林野火災及び原子力災害の対策について定める。
	資 料 編	各編に関連する各種資料を掲載する。		

第4 計画の推進及び修正

町及び町域内又は所掌事務に係る公共的団体、防災組織、民間企業及び団体は、本計画に基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

なお、災害に関する計画は、町、県、国及びその他防災関係機関が一体的に行うべきものであるため、国、県、防災関係機関の計画の改定、関係法令の改正、町の組織の改正、社会情勢の変化等に合わせ、本計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第5 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、町における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第6 計画の周知徹底

町は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図る。

1 防災教育及び訓練の実施

町はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施する。

2 防災広報の徹底

町は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図る。

第 7 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する地震防災緊急五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定し、事業の推進を図ることとされている。

本町においては、これら五箇年計画の事業計画を、この町地域防災計画の一部として定めるとともに、関係部署は県と協議のうえ積極的に事業を推進する。

第2節 基本方針と活動目標

第1 基本方針

本計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進にあたっては、次の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 自立的防災空間の形成

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図るうえで重要なポイントであることから、災害に強いまちづくりを進めるうえで、町の地域特性を活かし、生活圏ごとに防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図る。

(2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災や東日本大震災などを契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識されている。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応にはある程度の限界があり、また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を超える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応するには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないと考えられる。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備、地区防災計画の策定等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

2 広域連携による災害対応力の強化

被災地域による対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、町域を越えた生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールや仕組みづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努める。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定されるが、発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくこと（被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力の養成等）が重要となる。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握したうえで、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして

身につけることで、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕を持たせる。

また、応急対策活動を行う場合、被災地では様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応をとるため、応急対策活動のマニュアルづくりの推進に努める。

さらには、日頃から防災と関係の薄い課においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの課においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

加えて、令和元年東日本台風の検証結果等を踏まえて、効率的かつ効果的な組織のあり方について検討するよう努める。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動では限界がある。

また、事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。

このため、防災担当のみならず、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるため、災害時の活動マニュアルの習熟に努め、全庁的に防災事務を担当する意義を認識し、職員全体の対応能力の強化に努める。

5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。町のそれぞれの課で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応は「被害発生」を前提に、いかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していく。

なお、防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものであり、各種計画の策定にあたっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えつつ行う。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

7 住民運動の展開

いつ、どこでも起こり得る災害から人的・経済的被害を軽減し、住民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュ

ニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えておくことが大切である。

このため、町では、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進める住民運動を展開するとともに、住民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に向け、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づき、町、県、住民、事業者、地域活動団体等が共に信頼関係を築きながら連携・協力し、住民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進する。

8 地震被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、東日本大震災の教訓等の反映に努めるとともに、本章第4節に掲げる「地震被害想定調査」に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していく。

9 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

10 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることをめざす。

11 地震被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓等の反映に努めるとともに、県が実施した地震被害想定調査結果に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、町災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

第2 発災直前及び発災後の活動目標

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

なお、被害の様相は発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化するため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化すること、また、活動区分ごとの活動目標について

は、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用にあたっては、災害の態様、状況に応じ対応する必要があることに留意する。

【一般災害時における発災直前及び発災後の活動目標】

活動区分	活動目標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やせき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常招集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次被害の防止関連対策
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・生活再建に係る支援の実施
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア ・がれき等の撤去 ・地域環境の回復
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・復興計画の推進 ・地域機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用にあたっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

【震災時における発災直前及び発災後の活動目標】

発災後フェーズ		活動目標
直後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（72時間以内の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・危険物等の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策
4日目～1週間	応急対応期Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
1週間～1か月	応急対応期Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（日常活動環境） <ul style="list-style-type: none"> ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1か月～数か月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア ・がれき等の撤去 ・環境の回復 ・生活の再建
数か月以降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・町復興計画の推進 ・各種機能の回復・強化

第3節 浅川町の概況と災害要因の変化

第1 町の自然的条件

1 位置及び面積

本町は、福島県中通り地方の南端に位置し、中央部で北緯 37° 04' 7"、東経 140° 25' 0" にあり、南は棚倉町、北は石川町、東は鮫川村、西は白河市に接している。東西 8 km、南北 12km、総面積 37.43km² を有している。

2 地 勢

東部には阿武隈山麓に連なる大小起伏の丘陵、西部には阿武隈川支流の社川と久慈川支流の大草川流域があり、概ね平坦地である。

東端に雲五郎山（標高 454.20m）、その西に城山（407.71m）、標高 300m から 400m の地には耕地があり、これより低く社川、殿川が流れている。

【町の主な山岳】

(単位：m)

名 称	標 高	所在地
城山	407.71	浅川字城山
雲五郎山	454.20	中里字雲五郎下
大草水保田山	511.01	大草字水保田
中ノ作裏山	465.48	山白石字中ノ作

【町の主な河川】

(単位：m)

名 称	延 長	平均巾	流域面積	備 考
社川	8,000	50		1級河川
殿川	3,800	15		〃
大草川	1,200	15		〃
日影川	4,200	5		準用河川
湯ノ下川	3,800	16		〃

3 地 質

東部は、約6億年前の先カンブリア時代末期にその原岩が堆積したと考えられている竹貫変形岩（竹貫式結晶片岩）と石川花崗岩体と呼ばれている古期花崗閃緑岩（デボン紀頃）が分布している。ここは大小起伏の多い丘陵地帯で耕地は少ないうえ、分散している。これに比して西部は社川流域に広がる洪積層及び沖積層よりなる平坦地で耕地が多い。この洪積台地は、町の中心市街地の西に広がり、浅川原と呼ばれ、標高はほぼ 302 m。表面は火山灰土が分布し、かつてはほとんど作物ができなかった。現在は工場用地、水田や畑、植林による森林となり、宅地開発も進んでいる。

4 気象

(1) 春(3～5月)

次第に暖かな日射しとなってくる春先だが、日本の南岸を東～北東進する低気圧(南岸低気圧)によって大雪になることがある。特に南岸低気圧が福島県沖を北上する場合には、大雪、着雪、暴風による停電、ビニールハウスの倒壊、樹木の枝折れ、交通障害など大きな災害を受けることがある。

平均気温が10℃前後になると桜が開花し始め、この時期は低気圧や高気圧が3～4日おきに通ることが多く、天気は周期的に変化する。時には日本海を北上する低気圧が急速に発達し、暴風をもたらすことがあり、3月から4月にかけて、強風を伴うことが多い。

一方、移動性高気圧に覆われると風も静穏で晴れわたるが、夜間は放射冷却により気温が氷点下近くまで下がることもあり、農作物に凍霜害が発生するのもこの時期となる。

5月になると帯状の高気圧に覆われて晴れの日が続き、この頃に湿度が一年で最も低くなる。空気の乾燥に強風が重なると小さな火が延焼して大規模林野火災に至るおそれもあり、注意が必要となる。

(2) 夏(6～8月)

太平洋高気圧が次第に日本の南海上に張り出してくると、日本の南岸沿いに前線(梅雨前線)が停滞するようになり、この前線上を2～3日おきに低気圧が東進して雨が続くことがある。6月に入ると曇りや雨の日が多くなり、日照時間が少なく、気温の上昇も抑えられた梅雨の季節となる。東北南部における平年の梅雨入りは6月12日頃となっており、前線が停滞して集中豪雨となることもあるなど、一年で最も雨量が多くなる時期である。なお、東北南部の平年の梅雨明けは7月24日頃となっている。

太平洋高気圧に広く覆われて梅雨が明けると、気温が高く日照時間も多くなり本格的な夏となるが、日中の昇温などの影響で雷雲が発達することも多いため、局地的大雨、落雷、突風などに注意が必要となる。

(3) 秋(9～11月)

9月になり、大陸に形成された高気圧と太平洋高気圧との間に前線(秋雨前線)が停滞すると雨の日が多くなる。また、9月から10月は台風の時期でもあり、太平洋高気圧の縁に沿って移動する台風はこの時期に日本に上陸しやすくなる。

さらに、台風が接近する際に吹き込む暖かく湿った気流によって活発化した秋雨前線が大雨を降らせることもある。

10月中頃になると大陸の乾燥した高気圧が次第に勢力を増し、日本付近に停滞していた秋雨前線が消えて秋雨の時期は終わるが、その後移動性高気圧が日本付近を次々と通るようになり、天気が周期的に変わるようになる。

10月末から11月にかけては、勢力の強い移動性高気圧に覆われるようになり、秋晴れの日が多くなる。

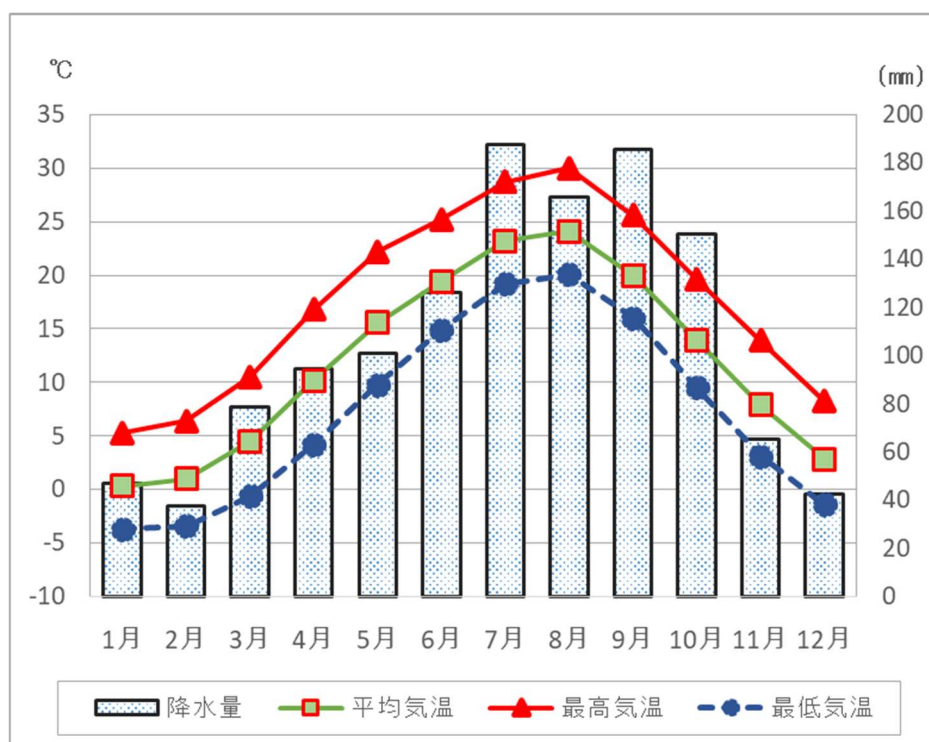
11月半ばになると一時的に上空に寒気を伴った西高東低の気圧配置になることがあり、季節は秋から急速に冬に向かう。

(4) 冬(12～2月)

12月中旬以降はシベリア高気圧が強まって、西高東低の冬型の気圧配置となり、北西の季節風が卓越するようになる。冬型の気圧配置の場合、晴天が多くなるものの、強い寒気が入り込んだ場合に一時的な雪が降ることがある。

【降水量・気温・風速・日照時間の平年値】

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
1月	46.8	0.3	5.3	-3.7	1.9	163.5
2月	37.8	1.0	6.4	-3.4	2.0	159.2
3月	78.8	4.5	10.5	-0.6	2.0	187.3
4月	94.5	10.2	16.8	4.2	1.8	192.7
5月	101.1	15.6	22.2	9.8	1.5	199.0
6月	126.2	19.4	25.2	14.9	1.2	152.8
7月	187.5	23.2	28.7	19.2	1.0	151.2
8月	165.6	24.1	30.0	20.1	1.0	171.2
9月	185.3	20.0	25.6	16.0	1.0	131.2
10月	150.3	13.9	19.6	9.5	1.2	139.4
11月	65.4	7.9	13.9	3.1	1.5	146.3
12月	42.3	2.8	8.2	-1.4	1.7	158.1
年	1281.5	11.9	17.7	7.3	1.5	1952.0



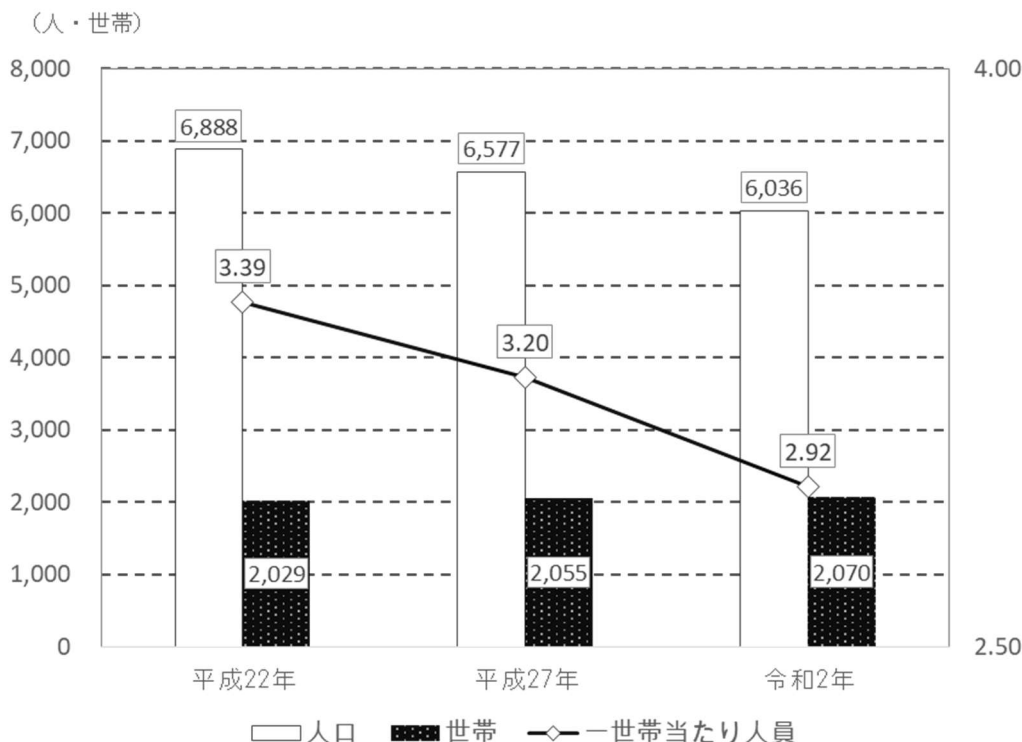
資料：福島地方気象台（石川地域気象観測所）

第2 町の社会的条件

1 人口

本町の国勢調査における令和2年10月1日時点の人口は6,036人で、この10年間は減少傾向で推移している。また、世帯数は2,070世帯で、大きな変化は見られないが、1世帯あたりの人員は2.92人/世帯と、人口と同様に減少傾向で推移している。

【人口・世帯数及び一世帯あたりの人員】

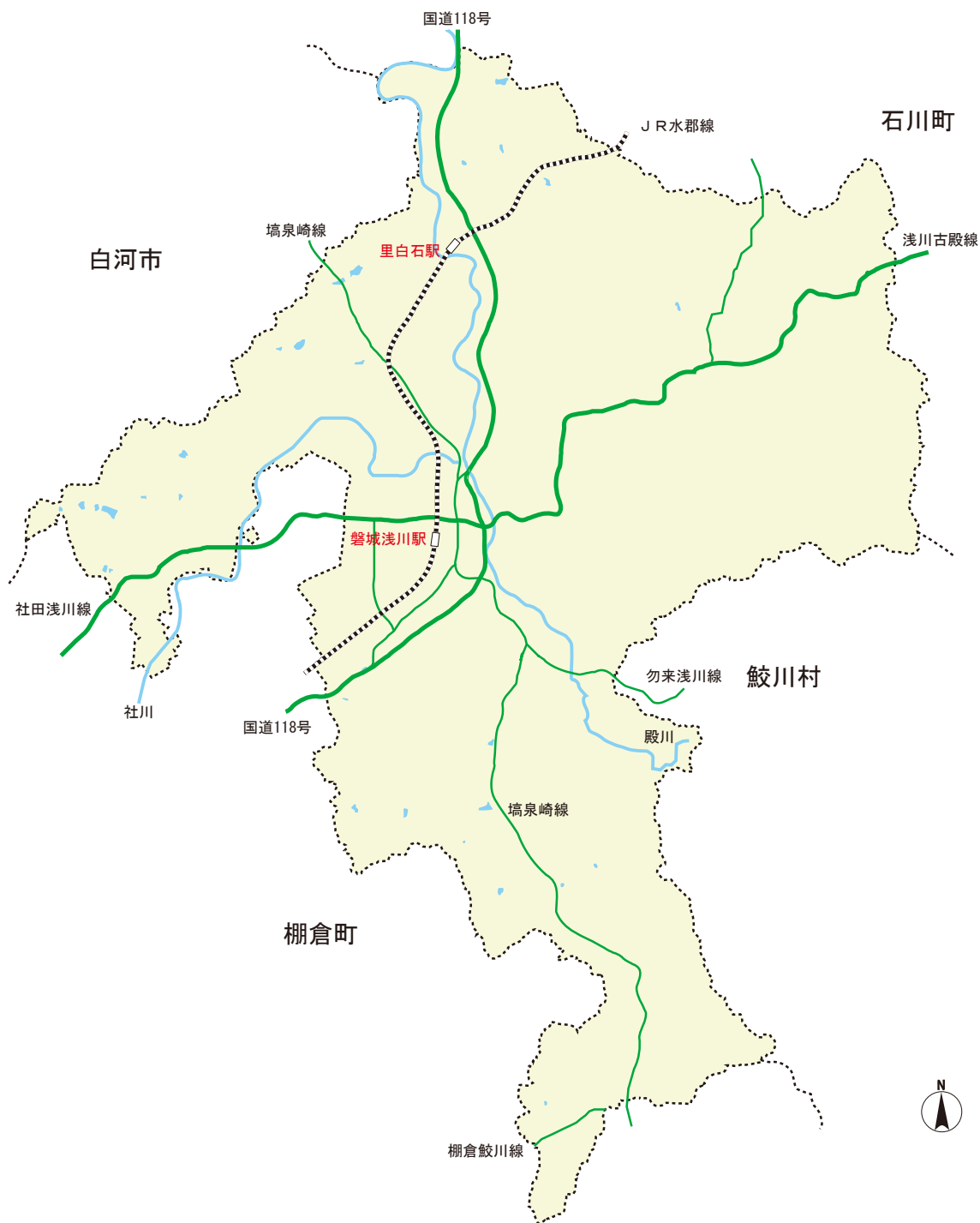


2 交通

本町は、福島県中通り地方の南部に位置し、白河市へ約25km、須賀川市へ約28km、郡山市へ約40kmと、主要都市に近接するとともに、福島県の空の玄関・福島空港まで車で約30分、「あぶくま高原道路」玉川インターチェンジまで約25分、東北新幹線白河駅及び東北自動車道白河インターチェンジまで約40分と、高速交通体系へのアクセスに恵まれている。

また、町内にはJR水郡線が町の中央を南北に走り、磐城浅川駅と里白石駅の2駅が設置されている。この鉄道と平行して国道118号が走り、県道も勿来浅川線、浅川古殿線、社田浅川線、塙泉崎線、磐城浅川停車場線、里白石停車場線、棚倉鮫川線の7路線があり、基本的なネットワークを形成している。

【浅川町概略図】



第3 本町における社会的災害要因

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。これらの点は、本町における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

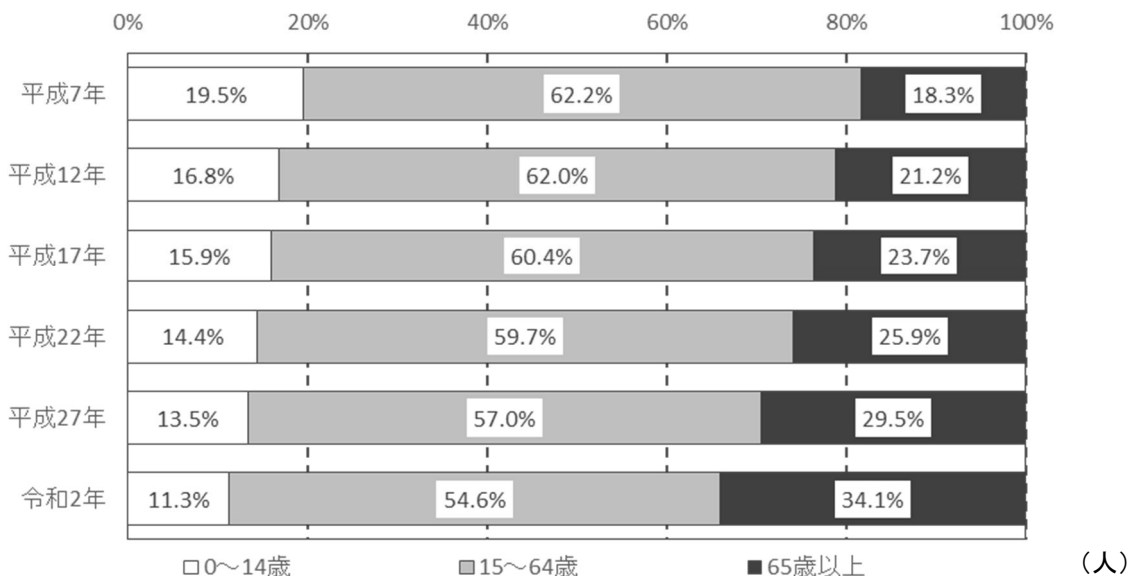
1 高齢化の進行等

都市部への人口の集中による都市化の急速な進展により、現在、福島県全体では都市部に全人口の約65%が集中している。都市部への人口集中に伴う周辺市町村の過疎化と高齢化の進展により、都市部では高齢化比率（65歳以上人口が全人口に占める割合）が20～25%程度であるのに対して、農村部では30～50%となっている。

本町の令和2年度の年齢構成別人口は、年少人口（0～14歳）11.3%、生産年齢人口（15～64歳）54.6%、老年人口（65歳以上）34.1%となっている。

また、本町の高齢化率は、県全体の平均とほぼ同様の水準で推移しており、今後も少子高齢化の傾向は続くものと予想される。高齢化率の上昇に伴い、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が高まっているほか、国際化に伴う外国人の増大等いわゆる要配慮者の増大についても配慮する必要がある。

【浅川町の年齢3区分別人口の推移】

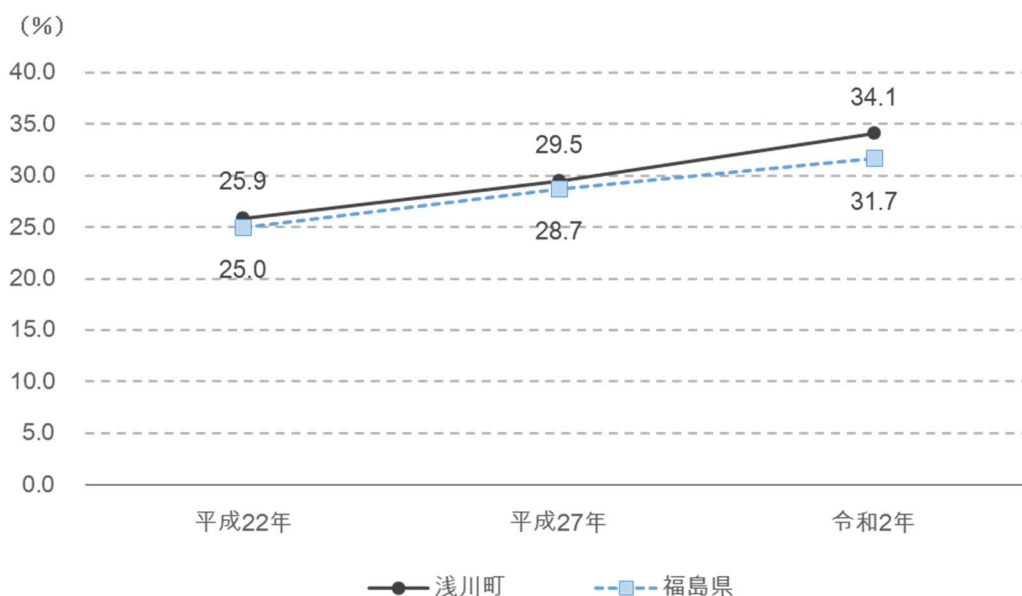


	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳	1,487	1,258	1,159	995	885	682
15～64歳	4,740	4,638	4,392	4,110	3,752	3,298
65歳以上	1,398	1,588	1,721	1,783	1,940	2,056
合計	7,625	7,484	7,272	6,888	6,577	6,036

※年齢不詳人口を除外している

資料：令和2年国勢調査

【浅川町と福島県の高齢化率の推移】



資料：令和2年国勢調査

2 夜間と昼間時の人口分布の変化

福島県全域に目を向けると、通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口分布に変化が出てきており、昼間時には市街地中心部に人口が集中するのに対し、住宅地等の周辺部では夜間に比べ極めて人口が少なくなるという傾向がある。

本町においても昼間人口と夜間人口との差が見受けられ、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足するといったことが起こり得ることに留意する必要がある。

【昼間人口と夜間人口】

総人口 (夜間人口)	昼間人口と 夜間人口の差	昼間人口	昼間人口比率
6,036人	▲975人	5,061人	83.8%

資料：平成2年国勢調査

3 生活様式の変化

人々の生活様式の変化により、電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっている。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

第4節 地震被害想定調査

第1 地震発生特性

地震は、発生の仕組みから見ると、大きく分けて2つのタイプにまとめられる。プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下型（又は「内陸型」）の地震と、2つの異なるプレートがぶつかり合うところで発生する海溝型（又は「プレート境界型」）の地震の2つである。

1 内陸の直下型（内陸型）地震

内陸の直下型（内陸型）地震とは、内陸部の断層の破壊によって発生する地震で、県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

(1) 阿武隈山地東縁部にある双葉断層

阿武隈山地東縁部にある双葉断層は、既に先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

(2) 福島盆地西縁部の活断層

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

(3) 会津盆地西縁部

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

(4) その他の断層

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。

また、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震（M=6.0）が発生したといわれている。

さらに、平成23年4月11日に発生した福島県浜通り（M7.0）によって、従来、耐震設計上考慮する活断層と評価していない湯ノ岳断層及び井戸沢断層沿いに正断層型の地震断層が確認されたほか、独立行政法人産業技術総合研究所の調査では、新たに塩ノ平断層の活動が確認されており、これらの断層は、その形態及び連続性から、「地表地震断層」であると考えられている。

2 海溝型（プレート境界型）地震

海溝型（プレート境界型）地震は、プレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。

また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

3 東日本大震災の概要

(1) 地震の被害

三陸沖を震源としたマグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。

また、長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて 4,100 名以上という、福島県の歴史上類を見ない大災害となった。

(2) 原子力災害の発生

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は避難指示区域等に設定され、自主避難者を含め 16 万人以上の住民が避難を余儀なくされた。

【東日本大震災の規模、被害の概要】

発生日時	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分
震源	三陸沖（震源の深さ 24km）
規模	マグニチュード 9.0
県内の観測震度	震度 6 強： 白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楡葉町、双葉町、新地町 震度 6 弱： 福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度 5 強： 大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港 9.3m 以上※、小名浜港 333cm (※ 観測施設が津波により被害を受けたため、データ入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある。)
人的被害	死者： 4,166 名 (直接死 1,605 名、関連死 2,335 名、死亡届等 226 名) 重傷者： 20 名 軽傷者： 163 名 行方不明者： 0 名

第1部 総則

建物被害 (警戒区域指定自治体 においては未集計)	住家全壊：	15,469 棟	住家床上浸水：	1,061 棟
	住家半壊：	82,323 棟	住家床下浸水：	351 棟
	住家一部損壊：	141,057 棟	公共建物被害：	1,010 棟
			その他建物被害：	36,882 棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：5,706 人 消防団員：43,776 人			

※平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1790報）令和4年12月14日現在

第2 地震被害の想定

1 地震被害想定調査の実施

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。

このような考え方から、県においては、平成7年度から3箇年を通じて地震被害想定調査を実施している。

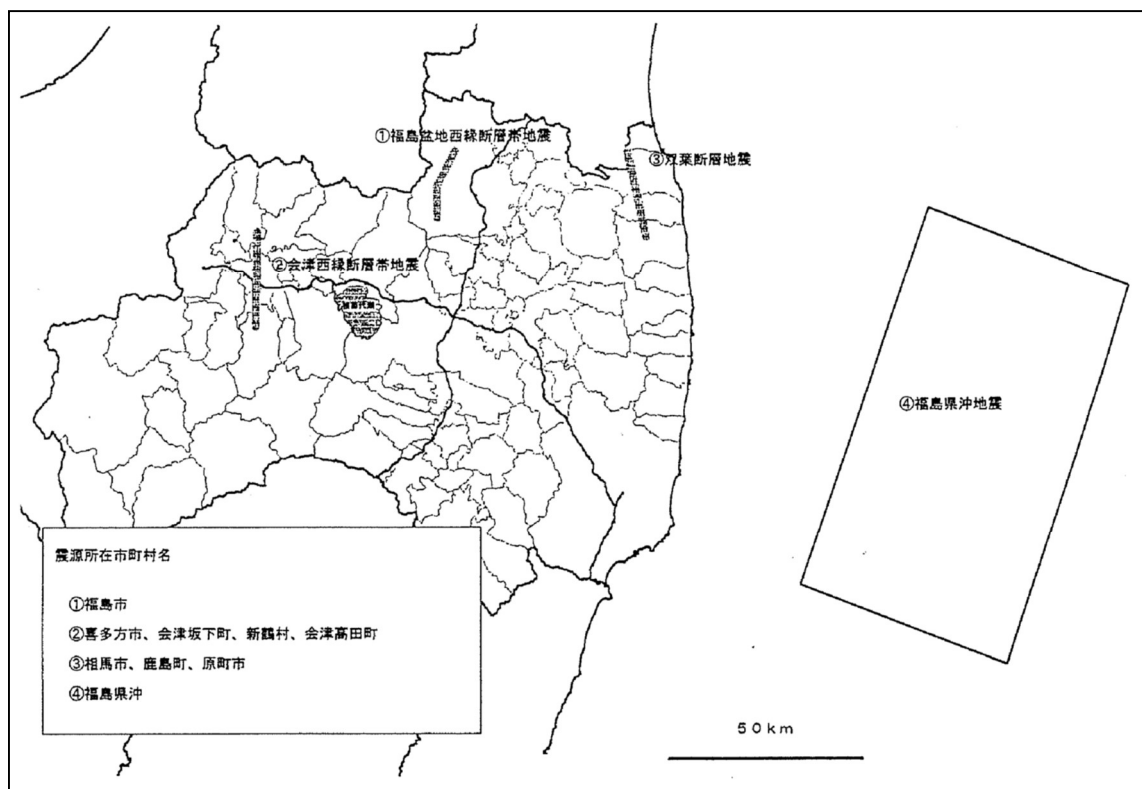
本町においてもこの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、震災対策を行う。

2 想定地震の設定

本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類（内陸部3、海溝部1）とする。

【想定地震の概要】

地震名		マグニチュード	震源深さ等	本町の震度
内陸部	① 福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M=7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5 km	4
	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M=7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5 km	4
	③ 双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M=7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5 km	4
海溝部	④ 福島県沖を震源とする地震	M=7.7	震源深さ浅部 20km 東西幅 60km 南北長さ 100km	5弱



3 定量被害想定結果の概要

想定地震ごとの定量被害想定結果の概要及び震度分布図を以下に示す。

【定量被害想定結果の概要】

被害想定分野	被害想定結果			
	福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層帯地震	福島県沖地震
想定地震	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.7、浅部深さ20km
地震動 (1kmメッシュ数)	6強：約290メッシュ	6強：約300メッシュ	6強：約310メッシュ	6強：0
	6弱：約1,160メッシュ	6弱：約2,010メッシュ	6弱：約760メッシュ	6弱：約540メッシュ
	5強：約1,860メッシュ	5強：約1,900メッシュ	5強：約1,370メッシュ	5強：約2,090メッシュ
液状化危険度	極めて高い：21メッシュ	極めて高い：139メッシュ	極めて高い：91メッシュ	極めて高い：87メッシュ
斜面崩壊危険度	危険度A：997メッシュ	危険度A：1,346メッシュ	危険度A：586メッシュ	危険度A：331メッシュ
津波被害想定	① 福島県沖低角断層（地震被害想定福島県沖地震のモデル）注 ・概ね2～4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ② 福島県沖高角断層 注 ・概ね2～6mの津波高 ・1箇所越流可能性予測 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁のほか、越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水可能性がある。			
建物被害	木造大破棟：11,306棟 非木造倒壊棟：497棟	木造大破棟：11,031棟 非木造倒壊棟：342棟	木造大破棟：7,723棟 非木造倒壊棟：217棟	木造大破棟：4,733棟 非木造倒壊棟：158棟
火災災害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、 風速14m/s、出火後30分の場合	出火数：最大99火点 消失棟数：1,604棟	出火数：最大97火点 消失棟数：863棟	出火数：最大64火点 消失棟数：898棟	出火の可能性は低い
人的被害	死者（夜間）：840人 死者（昼間）：327人 負傷（夜間）：4,324人 負傷（昼間）：4,343人 避難者：51,621人	死者（夜間）：749人 死者（昼間）：278人 負傷（夜間）：4,604人 負傷（昼間）：4,476人 避難者：38,366人	死者（夜間）：553人 死者（昼間）：203人 負傷（夜間）：2,908人 負傷（昼間）：2,948人 避難者：28,599人	死者（夜間）：346人 死者（昼間）：131人 負傷（夜間）：1,632人 負傷（昼間）：1,661人 避難者：35,798人

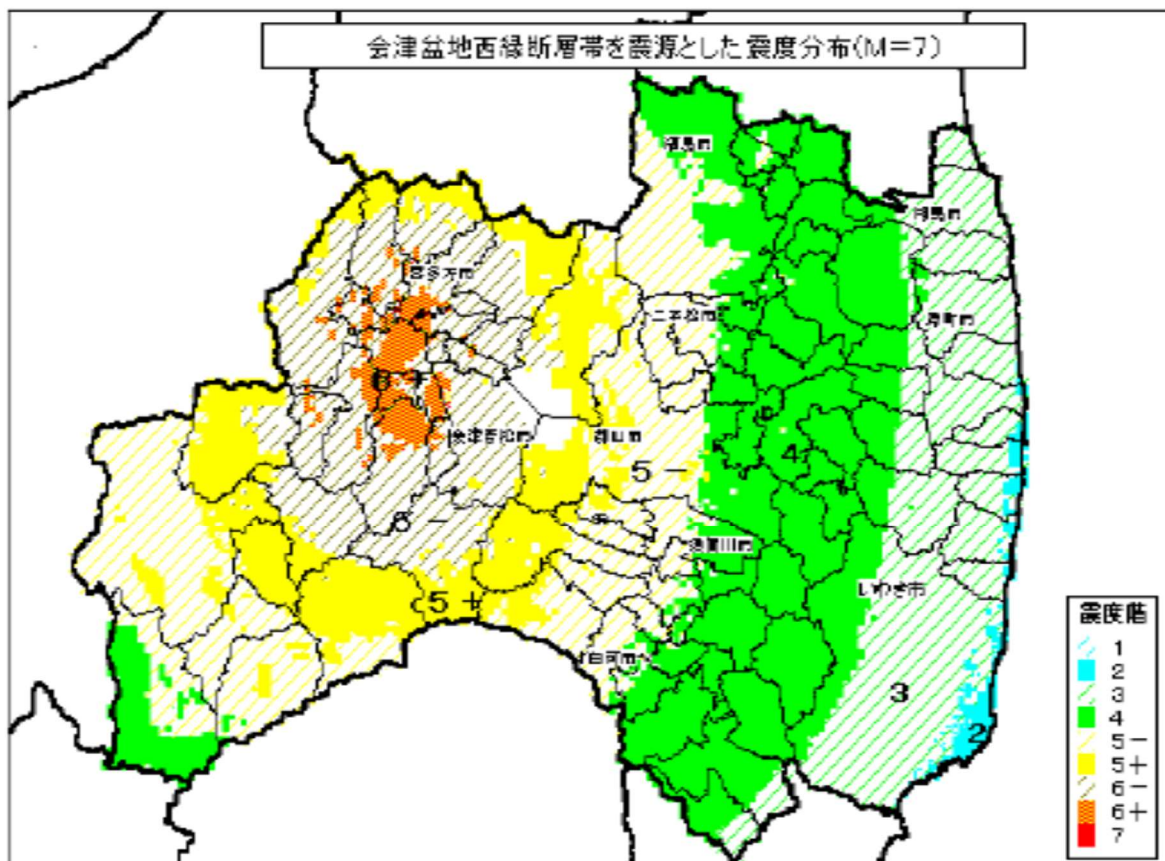
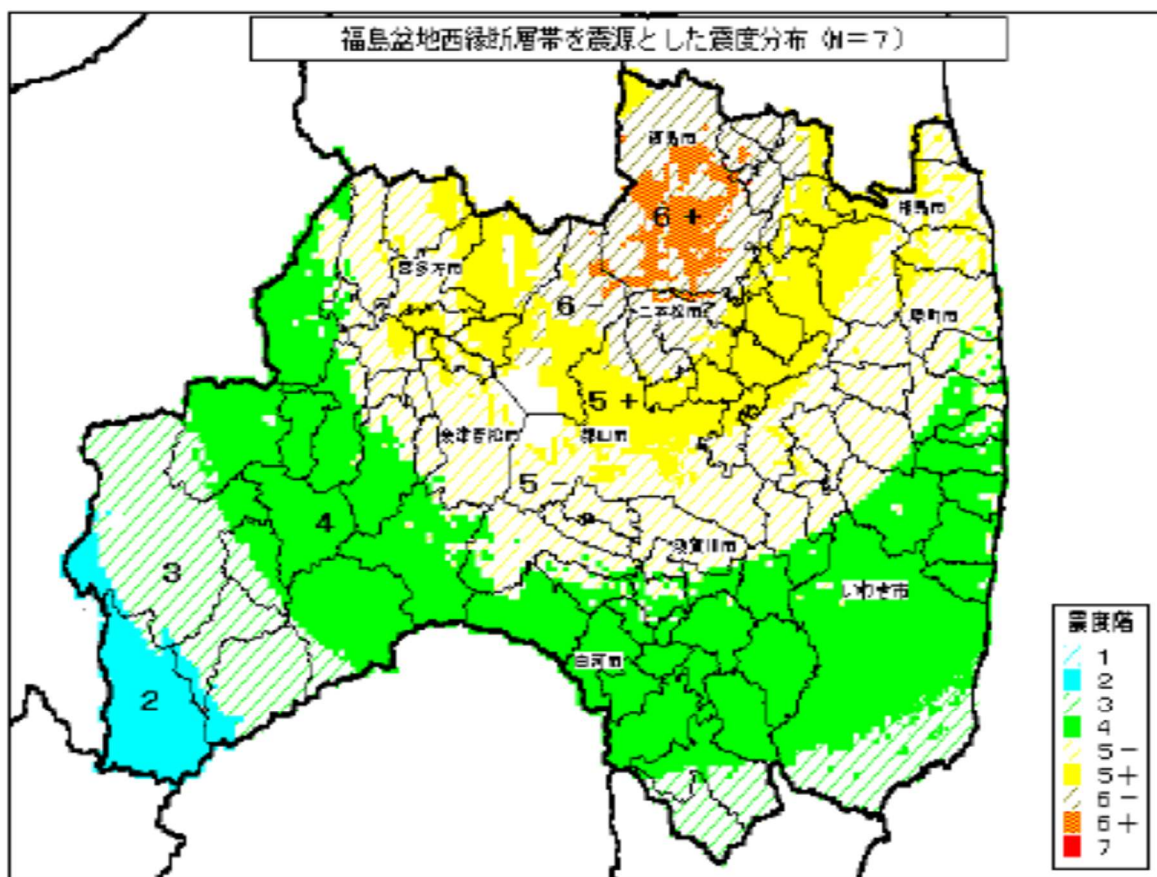
第1部 総則

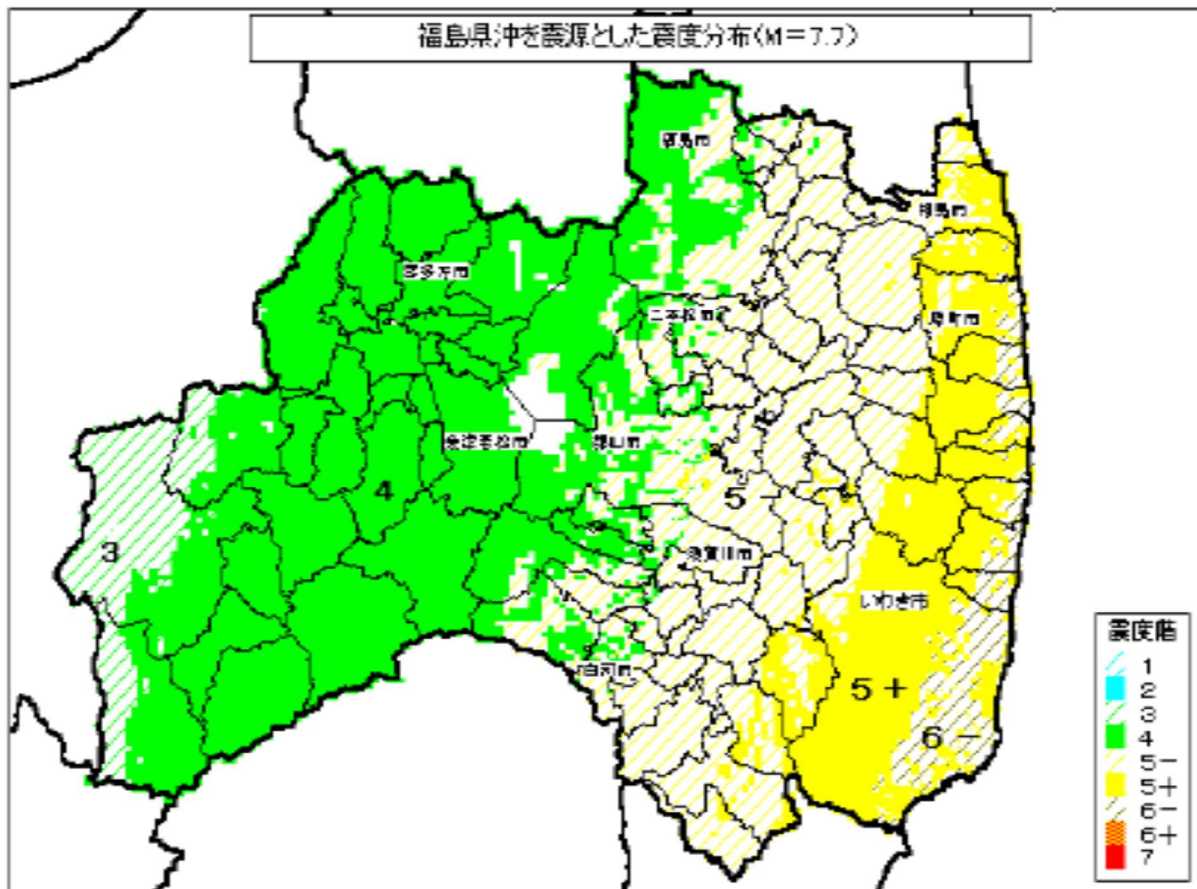
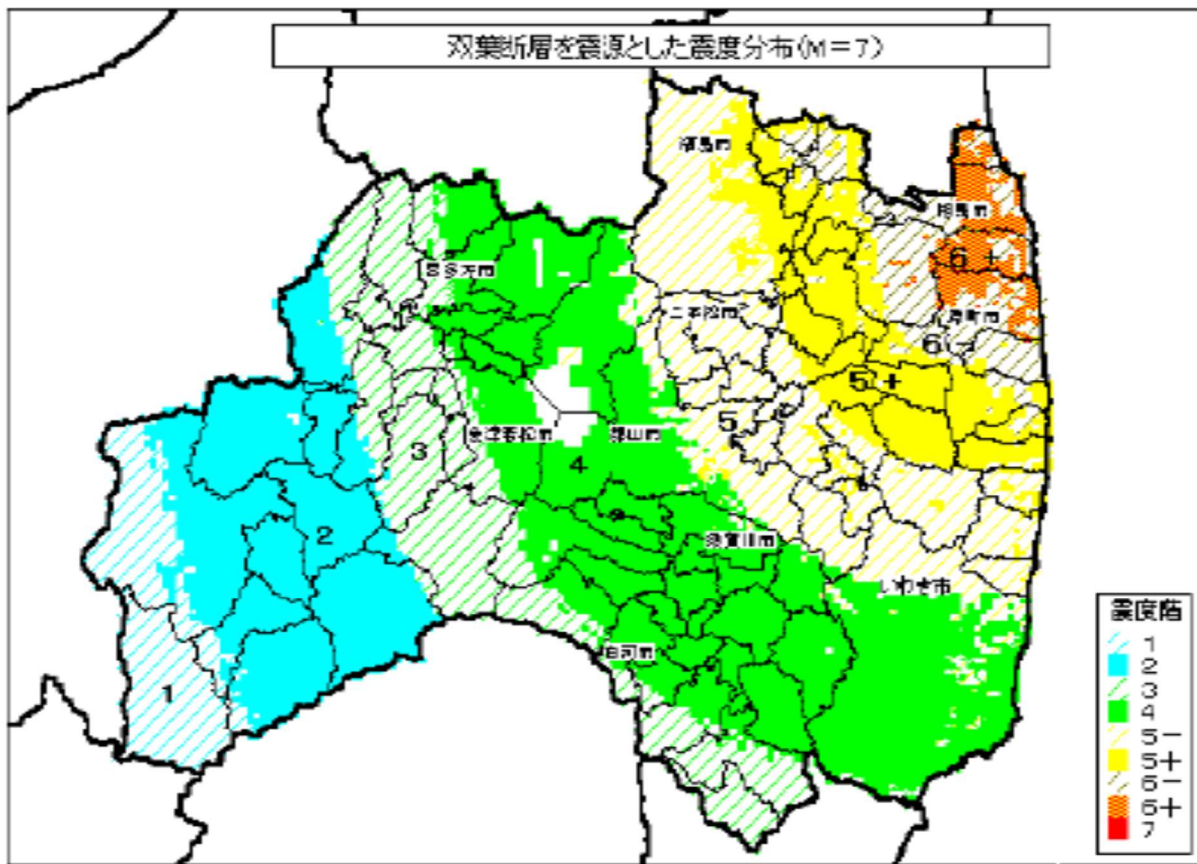
被害想定分野		被害想定結果				
		福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震	
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	43箇所	50箇所	62箇所	31箇所
		配水管破損箇所数	約1,400箇所	約1,500箇所	約1,100箇所	約1,300箇所
		支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
	下水道	幹線管渠被害箇所数	24箇所	13箇所	20箇所	19箇所
		枝線管渠被害箇所数	80箇所	13箇所	81箇所	72箇所
	電力	電柱被害本数 ()は支障対象の本数	約1,000本 (410本)	約2,500本 (1,000本)	約3,100本 (1,220本)	約3,700本 (1,460本)
		架空線被害延長	約24km(約10km)	約58km(約23km)	約71km(約28km)	約85km(約34km)
		地下ケーブル被害延長	約0.21km	約0.43km	約0.28km	約0.57km
		支障需要家数	約9,500件	約7,700件	約7,700件	約12,000件
	ガス	中圧管被害箇所数	4箇所	0箇所	0箇所	3箇所
		低圧管被害箇所数	約390箇所	約450箇所	約160箇所	約300箇所
	電話	電柱被害本数	約1,200本	約3,000本	約3,500本	約4,300本
		架空線被害延長	約54km	約54km	約63km	約77km
		地下ケーブル被害延長	約5.4km	約19.0km	約15.0km	約23.0km
		支障回線数	約9,300回線	約29,000回線	約19,000回線	約34,000回線
	道路被害箇所数		緊急輸送道路第1次指定路線:20 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:12 緊急輸送道路第2次指定路線:20	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:17
鉄道被災区間		JR東北本線 伊達～南福島 JR東北本線 松川～杉田 JR磐越西線 翁島～川桁 阿武隈急行 富野～福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉～平野 福島交通飯坂線 泉～福島	JR只見線 塔寺～会津若松 JR磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松	JR常磐線 坂元(宮城県)～大野 阿武隈急行 富野～上保原	JR常磐線 原ノ町～大野 JR常磐線 夜ノ森～末続 JR常磐線 久ノ浜～勿来 JR常磐線 いわき～小川郷	

注) 福島県沖低角断層と福島県沖高角断層

断層の走向(断層線(地表面と断層面との交線)の方向を真北から時計回りに測定したもの)と垂直な方向での断層面の傾斜は傾斜角と呼ばれ、地表面から測定される。この傾斜角が小さい場合、即ち水平に近い場合を低角といい、傾斜角が大きい場合を高角という。福島県沖低角断層は、この傾斜角が小さいものであり、プレート境界付近で発生するプレートのずれ、沈み込み等により生ずるものである。一方、福島県沖高角断層は、傾斜角の大きなものであり、海のプレートの中で生ずるものである。

【各想定地震における震度分布】





4 想定地震別の地震被害発生の特徴

前記2「想定地震の設定」において設定した想定地震が発生すると仮定した場合には、以下に示すような特性を有する地震被害の発生が想定される。

(1) 福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度6強を記録するほか、震源域を中心とした長径30km、短径20kmの楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。

この地域には、東北地方の流通・経済の生命線となっている東北新幹線や東北自動車道が貫通しており、これらが寸断された場合には、東北地方全体の社会経済活動の機能停止に結びつく危険性も有している。

(2) 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地をはじめ、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定される。

(3) 双葉断層帯地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層帯地震では、最大震度6強の強い地震動を伴い阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。

(4) 福島県沖地震

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返して発生しており、津波を伴う場合もある。福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想される。

また、県内全域で見ると、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者をはじめ、5,000棟にも及び建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。

このように福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴が見られる。

なお、福島県沖地震による津波では、地震発生後20～40分程度でいわき市沿岸部に津波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大6.1mにも及ぶ津波水位が想定されているが、本町は内陸部に位置しているため、津波による影響はほとんどないと考えられる。

(5) 放射性物質の放出等の想定

浜通り沿岸部に立地する原子力発電所（東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所）については、事故により全号機の運転が停止された。福島第一原子力発電所1～4号機では事故の完全終息及び廃炉に向けての取組が続けられており、事故後の原子炉建屋については、東京電力(株)と国において耐震性が確認されているものの、原子炉等の冷却装置は仮設設備であることから、再び地震・津波等により機能を失った場合に備えて予備設備等も準備されている。福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所1～4号機では冷温停止が維持さ

第1部 総則

れている。しかし、仮に地震・津波等によって予備設備等を含めてすべての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の飛散等が想定される。

第5節 調査研究推進体制の充実

第1 町による調査研究体制

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

(1) 一般災害への対応

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即し、的確に把握するために、防災アセスメントを行う。この成果を活かし、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるために、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

(2) 震災への対応

ア 町における震災対策の検討

県で実施した被害想定は、福島県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。町は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎的自治体であり、このマクロ被害想定だけでは十分とはいえ、町における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため、県の被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目して震災対策の立案に活用するとともに、町における震災対策の検討及び住民の防災意識の向上への活用を図る。

イ 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで県で想定されてきた地震、津波規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、同様な規模の災害が起り得ることを想定し、人的被害を最小限に食い止めるための対策を推進する。

2 住民防災意識の向上

町は、過去の災害経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、本町の地震被害発生の可能性に関する住民の意識を深め、日頃から自分や家族の身の安全を守り、備えや連絡方法、集合場所等の確認をするなどの防災意識の向上を図る。

3 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町は、整備された詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努める。

第2 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくことなどが大切である。

第1部 総則

そのため、住民においては、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加したりする等、災害対応を自らの問題としてとらえ、地域における防災力の向上に努める。

一方で、東日本大震災においては、災害の種類によっては「いち早く逃げる」ことの重要性も浮き彫りとなった。限られた時間の中ですべての住民に対して避難を周知することは困難であるため、地域において避難のあり方について十分に議論し、理解を深める必要がある。

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 浅川町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努める。

2 福島県（危機管理総室・県中地方振興局）

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町及び県が実施する防災に関する施策に協力する。

7 住民及び自主防災組織等

防災においては、「自助・共助・公助」の考え方が基本であり、住民等は食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町及び関係機関等

●浅川町

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 避難対策
- (7) 消防活動その他の応急措置
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他の災害応急対策
- (14) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

●須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署

- (1) 消防に関する施設及び組織の整備
- (2) 防災思想の普及、防災に関する教育及び訓練の実施
- (3) 災害の発生予防、被害の拡大防止のための措置
- (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (6) 避難の誘導
- (7) 消防、水防の通信、気象情報の収集、伝達

●消防団

- (1) 災害時の消防、水防活動の実施
- (2) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (3) 避難の誘導
- (4) 災害時における応急復旧作業の実施

2 県関係機関

●福島県（危機管理総室・県中地方振興局）

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持

- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

● 県中保健福祉事務所

- (1) 災害救助法に基づく医療及び助産
- (2) 災害時の防疫、その他保健衛生に関する応急措置

● 県中農林事務所須賀川農業普及所

災害時における農作物の技術対策に関すること

● 石川土木事務所

- (1) 公共土木施設に対する応急措置の実施
- (2) 公共土木施設の維持管理、災害復旧

● 県警察本部（石川警察署）

- (1) 情報の収集、伝達
- (2) 災害広報の実施
- (3) 避難の指示及び誘導
- (4) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (5) 危険物等の保安措置
- (6) 交通規制、警戒区域の設定
- (7) 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持

3 指定地方行政機関

● 東北管区警察局

- (1) 管区内各県警察本部の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携
- (3) 管区内防災関係機関との連携
- (4) 管区内各県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- (5) 警察通信の確保及び統制

● 東北総合通信局

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理
- (2) 電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置
- (3) 各種非常通信訓練の実施等
- (4) 非常通信協議会の指導育成

● 東北財務局（福島財務事務所）

- (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等

● 東北厚生局

災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整

●福島労働局

工場事業場における労働災害の防止

●東北農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- (5) 排水・灌漑用土地改良機械の緊急貸付
- (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- (7) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

●東北農政局福島県拠点

災害時における主要食糧等の需給調整

●関東森林管理局（福島森林管理署郡山森林事務所）

- (1) 国有林の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給

●東北経済産業局

- (1) 工業用水道の応急復旧対策
- (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策
- (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援

●関東東北産業保安監督部東北支部

火薬類、高圧ガス、電気、ガス等危険物の保全

●東北地方整備局（福島河川国道事務所郡山出張所）

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理
- (2) 洪水予警報等の発表及び伝達
- (3) 水防活動の指導
- (4) 災害時における交通規制及び輸送の確保
- (5) 被災直轄公共土木施設の復旧
- (6) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

●東北運輸局（福島運輸支局）

- (1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達
- (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援

●仙台管区气象台（福島地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

4 自衛隊

- (1) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 町、県、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

(3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

5 指定公共機関

- 日本郵便(株) (福島中央郵便局、浅川郵便局、各郵便局)
 - (1) 災害時における郵政事業運営の確保
 - (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
- 日本赤十字社 (福島県支部)
 - (1) 医療、助産等救護の実施
 - (2) 救援金の募集
 - (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- 日本放送協会 (福島放送局)
 - (1) 気象、災害情報等の放送
 - (2) 住民に対する防災知識の普及
- 東日本旅客鉄道(株) (水戸支社)
 - (1) 鉄道施設等の整備及び防災管理
 - (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
 - (3) 災害時における応急輸送対策
 - (4) 被災鉄道施設の復旧
- 東日本電信電話(株)福島支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
 - (1) 電気通信施設の整備及び防災管理
 - (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
 - (3) 被災電気通信施設の復旧
- 日本通運(株) (福島支店)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)
 - 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- 東北電力ネットワーク(株) (白河電力センター)
 - (1) 電気供給施設の整備及び防災管理
 - (2) 災害時における電力供給の確保
 - (3) 被災電力施設の復旧
- 東京電力ホールディングス(株) (福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所)
 - (1) 原子力施設の防災管理
 - (2) 放射線モニタリング等の実施

6 指定地方公共機関

- バス機関 ((公社)福島県バス協会、福島交通(株))
 - (1) 被災地の人員輸送の確保
 - (2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- 放送機関 (福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島)
 - (1) 気象予報、警報等の放送
 - (2) 災害状況及び災害対策に関する放送
 - (3) 放送施設の保安

(4) 住民に対する防災知識の普及

●新聞社（(株)福島民報社、福島民友新聞社(株)）

災害状況及び災害対策に関する報道

●運輸業者（(公社)福島県トラック協会）

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

●(一社)福島県医師会、(公社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会

(1) 医療助産等救護活動の実施

(2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(3) 防疫その他保健衛生活動の協力

●(一社)福島県L Pガス協会

災害時におけるL Pガスの安全対策の実施

●社会福祉法人福島県社会福祉協議会

(1) 災害時のボランティアの受入れ

(2) 生活福祉資金の貸付

●(一社)福島県警備業協会

災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

●夢みなみ農業協同組合

(1) 町及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力

(2) 農作物災害応急対策の指導

(3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん

(4) 被災組合員に対する融資のあっせん

●ふくしま中央森林組合（石川事業所）

(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力

(2) 被災組合員に対する融資のあっせん

●浅川町商工会

(1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力

(2) 災害時における物価安定についての協力

(3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

●石川地方生活環境施設組合

災害時における廃棄物、し尿処理の協力

●金融機関

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

●石川郡医師会、東石歯科医師会、石川支部薬剤師会

(1) 医療助産等救護活動の実施

(2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(3) 防疫その他保健衛生活動の協力

●浅川町社会福祉協議会

(1) 在宅福祉に対する体制の整備

(2) 資金貸付事業、生活福祉資金貸付相談、受付

- (3) ボランティア団体の登録・把握
- (4) ボランティアセンターの設置・運営
- (5) 災害時のボランティアの受入れ
- (6) 生活支援等の相談
- (7) 被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力
- 病院等医療施設の管理者
 - (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (2) 災害時における受入者の保護及び誘導
 - (3) 災害時における病人等の受入れ及び保護
 - (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- 社会福祉施設等の管理者
 - (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
- 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - (1) 安全管理の徹底
 - (2) 防護施設の整備
 - (3) 災害応急対策及びその復旧対策の確立
- LPガス関係
 - (1) 安全管理の徹底
 - (2) ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- 火薬類事業者
 - (1) 安全管理の徹底
 - (2) 火薬類施設の災害応急対策の実施
- 自主防災組織及び自治組織等
 - (1) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - (2) 地域における住民の避難誘導、被災者の救護
 - (3) その他災害時における応急対策の協力

第7節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとる。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び町が実施する防災に関する施策に協力する。

第2部 一般災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

担当：総務課、関係各課

第1 町の防災組織

町は、関係法令及び条例等に基づき、次の防災組織を設置する。

1 浅川町防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置する。

浅川町防災会議は、本計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、防災関係機関との協力体制の整備を図る。

なお、浅川町防災会議の主な所掌事務、組織は次のとおりである。

(1) 所掌事務

ア 浅川町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ 浅川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ 浅川町の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに県、関係指定地方行政機関、近隣市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務に関すること。

(2) 組織

浅川町防災会議の組織は、防災関係機関の長、又は指名する職員をもって構成する。

2 浅川町災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置する。

浅川町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）は、浅川町防災会議と緊密な連絡のもとに、本計画の定めるところにより、町内の災害予防及び応急対策を実施する。

3 町水防管理団体

水防法第3条に基づき設置し、町における河川の洪水による水災を警戒し、防御する。

第2 防災関係機関の防災組織

町を所管し、又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき本計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

第3 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町、県及び防災関係機関が防災対策を講じるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分たちで守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

自主防災組織は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区等を単位として設置するものであり、町は、その組織の充実を図ることが、義務づけられている。

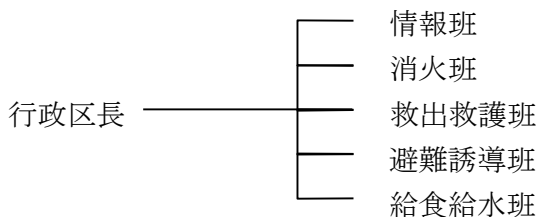
さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせる。

1 組織編成

自主防災組織は、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位で編成する。

なお、組織の編成にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努めること。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とすること。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議のうえ、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図ること。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にすること。



2 自主防災組織の育成指導

町は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む。）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努める。

また、町は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるとともに、女性の参画の促進を図る。

3 自主防災組織の活動

(1) 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておく。

- ア 各自の任務分担
- イ 地域内での危険箇所
- ウ 訓練計画
- エ 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- オ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- キ 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

(2) 日常の自主防災活動

ア 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者（児）、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

イ 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施する。

(ア) 災害情報の収集伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

(ウ) 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関、保健福祉事務所、日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

(エ) 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用した食料の確保や配給方法等について習熟を図る。

(オ) 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保に留意して行う。

(カ) 避難所運営訓練

関係機関と連携のもと、定期的に避難所における自主運営組織の立上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備える。

4 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の推進に努める。

このため、町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の向上を促進する。

町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成することとする。

特に浸水の危険がある地域及び土砂災害警戒地域等にあたる場所に立地する施設所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、避難確保計画を策定することとする。

5 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として浅川町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第4 応援協力体制の整備

1 町と県との相互協力

町は、県地域防災計画において定める町と県との相互協力の手段として、発災初期に迅速かつ的確な災害情報収集・連絡を行うため、県から町に派遣される情報連絡員（県リエゾン）との連携を図る。

2 県内他市町村との相互応援及び県外市町村との相互応援

町は、町域に係る災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下・喪失・移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進める。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておく。

3 国への応援の要求等

町及び県は、訓練等を通じて、国（総務省）が所管する応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発生時における円滑な活用の促進に努める。

また、災害が重大であり、本町の職員のみでは災害対策要員が不足する事態に備えて、「被災市区町村応援職員確保システム」の活用習熟に努める。

4 消防の相互応援

町及び消防本部は、大規模災害時における消防活動に対応するため、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

また、消防防災ヘリコプター、消防組織法により整備されている、全国の消防隊員からなる広域応援を行うための緊急消防援助隊、他都道府県及び他都道府縣市町村の所有するヘリコプターによる広域航空消防応援体制等の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

5 民間協力計画

町は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

(1) 食料、生活必需品等の供給

スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等、店舗や流通に在庫を有する企業等との食料や生活必需品の供給に関する協定の締結を推進し、災害発生後の時間経過により変化する被災者のニーズに応じた物資の調達を行える体制の整備を図る。

(2) 物流、物資配送等の災害対応業務

民間の倉庫を支援物資の受入拠点として位置付け、事業者には物資の管理、受払い、運送業務等を委託できるよう、民間事業者・団体との災害時応援協定の締結を推進し、町災害対策本部との連携体制を整備する。

(3) 燃料等の確保

災害時に使用する車両の燃料及び防災拠点施設等の自家発電用燃料を確保するため、県と連携し、ガソリン等燃料を確保するための体制を構築するとともに、町内石油取扱業者等との災害時応援協定を締結することにより、災害発生時の燃料の確保及び安定供給のための体制整備に努めるとともに、災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油についても検討する。

(4) 応援協定の公表

民間事業者及び団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努める。

6 連絡体制の整備

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行う。

また、協定締結先においては、災害発生時に村等からの支援要請があった場合、速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努める。

7 経費の負担

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておく。

第5 公的機関等の業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。このため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

業務継続計画（BCP）の策定にあたっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

さらに、業務継続体制の整備を通じて、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努める。

第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、防災情報通信網を整備するとともに、あわせて設備の安全対策を講じる。

担当：総務課

第1 防災情報通信網の整備

1 防災行政無線の整備

町は、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達手段として、防災行政無線施設の耐震化などの整備充実に努める。

本町においては、住宅の機密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、戸別受信機を1世帯1機導入しているが、通話秘話性の確保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、デジタル式防災行政無線の更なる拡充を進めるとともに、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の拡充についても検討を行う。

2 職員参集システム

町では、勤務時間外においても、迅速に地震の発生及び気象警報の発表を伝達するため、石川消防署浅川分署から総務課担当職員の携帯電話等に連絡があり、さらに総務課担当職員が所定の手続きを踏まえ職員を参集することとしている。

町は、現在の運用に加え、初動配備職員の携帯電話又は加入電話に、自動的に情報を発信し、速やかな初動体制の確立を図るシステムの導入について検討する。

第2 県防災通信網の活用

1 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ無線通信によるネットワークである。

平常時においては、町、県等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあつては、これらの通話回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

2 防災事務連絡システム

町は、県から配信される県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などを受信し、災害対策に役立てるとともに、インターネットを利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供する。

3 防災情報提供システム

町は、福島県総合情報通信ネットワークを通じ伝達を受ける下記の気象、地象及び水象情報を住民等に対し周知するとともに、配備動員の判断等への活用を図る。

- (1) 気象特別警報
- (2) 気象及び洪水警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 気象情報
- (5) 地震に関する情報
- (6) 噴火警報等

第3 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

町は、大規模停電時も含め災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るとともに、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及啓発

町は、防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

2 その他通信連絡網の整備・活用

(1) 整備と活用

町は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット等の有線系メディアの活用を検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大、衛星通信を利用した携帯電話の導入、デジタル簡易無線機の配備、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

また、消防庁が運用するJ-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図る。

(2) 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

(3) クラウドシステムなどICTの導入に係る検討

町は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第4 通信手段の周知

1 防災関係機関への連絡体制の周知

町は、災害時に情報連絡を行うための県災害対策本部等の連絡先を把握しておくとともに、防災関係機関への周知を図る。

2 住民への連絡体制の周知

町は、住民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送を始め、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておく。

第3節 水害・土砂災害・雪害予防対策

水害、土砂災害及び雪害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

担当：総務課、農政課、建設水道課

第1 水害予防対策

本町には、阿武隈川水系の社川、殿川、久慈川水系の大草川などが流れており、浸水対策のための河川整備を図ることは、安全な社会基盤の整備を図るうえで必要不可欠である。

町は、水害の予防、被害の軽減を図るため、県等の関係機関と連携し、総合的な水害防止対策を推進するとともに、市街地における下水の適正処理を図るため、下水道事業を推進する。

1 河川対策

(1) 河川の整備

本町に位置する社川の西部は、著しく蛇行しながら流れる河川であったため、大雨時には、たびたび洪水被害に見舞われていたが、大規模な被害となった昭和36年6月の水害を契機に、本格的な河川改修計画が行われ、昭和36～41年の改修により、川幅は広げられ、蛇行も大幅に減らされた。その後も昭和63年まで順次改修が進められ、現在は洪水に対する安全性が高まっている。

近年の洪水被害から見ると、令和元年東日本台風により、河川沿いの家屋の床上床下浸水被害、道路冠水、通信網の断絶、農林業被害、上水道の断水等の甚大な被害が発生している。

町は、多くの中小河川が合流している阿武隈川水系の流域全体の治水安全度を高めるため、引き続き県に協力して河川の整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努める。

また、河川の適切な維持管理に努める。

(2) 洪水ハザードマップ整備の促進

町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域に従い、洪水ハザードマップを見直し、洪水予報等や避難指示等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

町長は、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

また、主として、高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、FAX等による当該施設利用者への洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を整備する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

水防管理者は、阿武隈川水系社川の洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたととき、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(3) 河川監視の強化

町は、河川の状況を常に把握するため、水位計や監視カメラの設置に取り組み、これらの情報を町民に対し提供する体制を整えるよう努める。

2 下水道対策

(1) 現 状

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらすなど、様々な問題を抱えている。これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。

本町では、平成12年度から下水道の工事が進められ、全体計画区域144.2haのうち、下水道が利用できる区域（第1期整備区域59ha、第2期整備区域32ha、第3期整備区域27ha）となっている。

(2) 計 画

現在、第4期整備区域において工事が進められており、令和6年度までに26.2haの区域に下水道管が設置される予定となっている。

町は、下水道の普及拡大を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置推進に努める。

また、浸水被害想定地区においては、排水機能の強化に努める。

(3) 雨水出水（内水）ハザードマップ整備の促進

町は、想定される最大規模の雨水出水によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。

町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、雨水出水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難指示等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設は、電話、FAX等による当該施設利用者への豪雨時の円滑な雨量情報等の伝達体制を整備することとする。

(4) 下水道管理者の協力

各下水道管理者は、水防計画に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められ、当該事項に同意したとき、水防管理団体が行う水防に協力する。

3 その他施設の管理及び維持補修

(1) 現 状

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、ため池）は町内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により適切に機能していないものもある。

水害を引き起こさないために、水量調整など日常の適切な管理とあわせ、老朽化の度合いの大きいものなどについては、監視体制を強化するとともに状況により管理者と協議し必要な措置をとることとしている。

(2) 計 画

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、ため池）の整備計画は、福島県農林水産業振興計画に基づき、緊急性の高い地区から順次整備を進める。

また、豪雨等による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

第2 土砂災害予防対策

土砂災害の発生を未然に防止するため、町は、国、県及び関係機関と連携し、総合的な土砂災害対策を実施する。

1 危険地区・危険箇所の区分

本町の土砂災害に関する危険地区・危険箇所は、林野庁が管轄する山地災害危険地区と国土交通省が管轄する土砂災害危険箇所があり、定義は次のとおりである。

管 轄	危険地区、危険箇所等の名称		定 義
林野庁	山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等から見て、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
		崩壊土砂流出危険地区	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等から見て山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区
国 土 交 通 省	土砂災害警戒区域	土石流	土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
		地すべり	・地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域） ・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域
		急傾斜地の崩壊	・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域
	土砂災害危険箇所	土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む。）に被害が生じるおそれがある溪流
		地すべり危険箇所	地すべりが発生しているあるいは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む。）ある箇所

2 山地災害危険地区の安全対策

町は、林野庁及び県と連携し、山地災害危険地区の調査を実施し、危険箇所への安全対策に努める。

3 土砂災害危険箇所の安全対策

町は、国土交通省及び県と連携し、土砂災害危険箇所の調査を実施し、危険箇所の安全対策に努める。

4 道路落石等防止対策

落石・法面崩壊等により、交通網の寸断と住民の生活の安定を損なうことを防ぐため、県の支援のもと、定期的に落石等のおそれのある箇所の点検を実施し、安全度が低い箇所から順次災害防除事業等を行い、安全の確保に努める。

5 治山対策

森林は、住民の生活に欠かせない水源のかん養や保健休養の働きとともに、土砂災害の発生防止・土砂災害の際の人家への被害緩和等、土砂災害予防対策に重要な機能を有している。特に重要な働きをする森林は、森林法に定める保安林に指定されており、森林の保全や森林の有する機能が高度に発揮されるように治山事業を実施している。

町は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある町土を形成するため、治山事業（山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。

6 森林整備対策

本町の森林面積は、1,567ha で町土面積の約42%を占めている。これらの森林の持つ水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。

町は、森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、県、森林組合、森林所有者と一体となって森林整備を推進する。

7 宅地防災対策

(1) 現 状

がけの高さが10m以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸（災害発生地区は5戸）以上あること等を条件に、がけ地の付近で災害発生のおそれのある地区にあっては急傾斜地崩壊防止工事を行うこととなっているが、これにあたらぬ地区では本格的な災害対策が推進されにくい状況にあり、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象となる既存不適格住宅も散在している。

(2) 計 画

県においては、がけ地崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適格住宅の移転促進として、移転を実施する者には補助金（がけ地近接等危険住宅移転事業）を交付していることから、町は県との連携により制度の周知に努める。

(3) 液状化対策等

町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

8 土砂災害に関する危険箇所の周知

令和2年度時点において、本町に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定は40箇所あり、ひとたび土砂災害が発生すると甚大な被害が想定されることから、県及び関係機関と連携し、防災マップ・ハザードマップ・広報紙・パンフレット・現場の標識等により、山地災害危険地区、土砂災害危険箇所等を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。

第3 雪害予防対策

雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関と連携のもと、道路の除雪対策、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施する。

1 雪害予防体制の整備

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。

また、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

2 生活基盤の耐雪化

(1) 建築物の安全確保

ア 公共建築物

(ア) 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。

(イ) 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行う。

(ウ) 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

(エ) 庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに、災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図る。

(オ) 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

(カ) 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

イ 一般建築物

町は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

(2) ライフライン施設の雪害対策

町は、各ライフライン施設管理者が実施する雪害対策に協力する。

(3) 道路の除雪対策

ア 幹線道路の優先確保

町は、優先的に除雪する幹線道路を定め、緊急を要する区間から速やかに除雪を実施し、交通の確保を図る。

イ 除雪の開始時期

町は、降雪状況から、除雪が必要と判断された時点で開始する。

ウ 除雪体制の整備

町は、幹線道路の除雪を迅速かつ円滑に実施するために、町内の除雪機械及び設備の配置状況を把握するとともに、重機を所有する建築土木関係事業者と協定を交わし、緊急の除雪体制に備える。

エ 除排雪場の確保

町は、冬期の安全な交通を確保するため、除雪基準に基づき、大量の雪の排出先を確保し、除雪路線の除雪を実施する。

なお、町が実施する場合は、石川土木事務所と連携を図り、効率的な除雪を行う。

また、除雪は原則として除雪路線に限るが、災害時、災害の危険性がある場合等、必要な場合は、その他の道路、私道等においても除雪を行う。

3 雪崩対策等の推進

(1) 雪崩災害の危険性の周知及び危険防止

町は、気象状況、積雪の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示等の発令を行う。

なお、住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

さらに、被災した雪崩防止施設等を円滑に復旧するため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくように努める。

(2) 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、災害危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

町は、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

4 救済体制の整備

(1) 孤立集落の防止

ア 実態の調査と救助計画の策定

町は、孤立化のおそれがある集落について、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、万一に備え、救助計画の策定に努める。

イ 機能の維持

町は、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

ウ 連絡体制の整備

町は、関係機関と連携し、孤立化のおそれがある集落と役場等との通信を確保するため、双方向の情報連絡体制の整備に努める。

エ 救急、救助計画の整備

町は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、あらかじめ消防、警察等と救助部隊の編成、輸送手段等についての連携を図る。

なお、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターの活用が有効であることから、県及び県警察本部（石川警察署）と連携し、ヘリコプターの要請体制を確立しておくとともに、孤立化のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入体制を整備しておく。

オ 生活必需品の確保

町は、孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

(2) ボランティアの活動支援

ア 体制

町は、ボランティアの受入体制として、本章第14節第3「ボランティア団体との連携体制の整備」に定める体制を整備する。

イ 受入れ

ボランティアは町及び社会福祉協議会で協議して必要に応じて募集するものとし、受入窓口は、町及び社会福祉協議会が協議して一本化に努める

(3) 企業やNPO等との連携

町は、迅速かつ的確な雪害応急活動が行われるため、企業やNPO等と連携するよう努める。

5 避難行動要支援者の安全確保

(1) 避難行動要支援者の情報把握と共有

町は、降雪期前に避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、町は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発する。

また、町は一人ひとりの避難行動要支援者に対して安全確保や複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難行動支援対策の整備に努める。

なお、降積雪期に、町は定められた避難行動要支援者へ定期的に個別に訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。

必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を行う。

6 支援体制

雪害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、町及び防災関係機関の防災対策だけではなく、地域住民が「自らの命と地域は自らで守る。」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合、地域住民だけでは十分に対応できないことから、町は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害予防の体制整備に努める。

また、本町のみで雪害対策を行うことが不可能となった場合に備え、県への支援要請体制の整備に努める。

7 広報活動

(1) 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるため、住民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努めることが必要となる。

なお、除排雪には多くの危険が伴うため、町は、これらを事前に周知し、防災意識の高揚を図るとともに、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

(2) 住民に対する防災知識の普及

町は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。また、事前に除排雪に伴う注意点について、報道機関等を通じて喚起する必要がある。

また、集中的な大雪が予測される場合には、住民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくことを心掛けるよう周知に努める。

第4節 火災予防対策

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施する。

なお、林野火災対策については、第4部第6章「林野火災対策計画」に定める。

担当：総務課、須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署、消防団

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備にあたっては、年次計画を立て、国庫補助制度、県単独の補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図り、また、消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう指導する。

2 消防水利の整備

町は、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び河川、池、湖、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努力する。

3 救助体制の整備

各消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

また、町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域応援体制の整備

1 広域応援体制の整備

町及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

2 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入体制

県においては、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、消防本部、市町村間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画が策定されている。

町は、消防本部と連携し、町が支援を受ける場合を想定した受援体制の整備に努める。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町及び消防本部は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者（児）の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。

このため、消防本部は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者講習等防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査

消防本部は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

町及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理についても指導する。

また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

町及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

町及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

町は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町は、保有する公共建築物について、原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みたうえで耐火構造の要否を判断する。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、県及び消防本部はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第5節 建築物及び文化財災害予防対策

風水害、大火災等による建築物の被害を予防するため、不燃性及び耐震性建築物の建設を促進するとともに、災害から貴重な国民的財産である文化財を保護するため、文化財所有者・管理者及び消防機関等と連携し、文化財の保護に努める。

担当：建設水道課、教育課、須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 民間の建築物

町は県と協力し、建築物の安全性の確保の必要性から地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設促進のため、融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導に努める。

2 公共建築物の対策

町は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に、資格を有する者に建築物の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町・県教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

4 予防査察の徹底

消防機関は、町・県教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

5 訓練の実施

町・県教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施する。

第6節 緊急輸送路等の指定

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図る。

担当：総務課、建設水道課、住民課

第1 緊急輸送路等の指定

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、福島県が指定する緊急輸送道路に加え、緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入拠点を指定する。

1 緊急輸送路

県指定の緊急輸送路で、町内を通る路線は、資料編で示すとおりとなっており、町の緊急輸送路も県の指定する路線の範囲内とする。

2 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、空路からの物資受入拠点として、資料編で示すヘリコプター臨時離着陸場の整備に努める。

3 陸上輸送拠点

町は、県等からの救援物資等の受入れ、一時保管、他市町村の物資受入拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として物資の集積拠点を指定し、その整備に努める。

第2 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送車両等の確保

町は、緊急輸送に必要な輸送車両などについて、町内運送業者と災害支援協定を締結し、緊急輸送に必要な輸送車両等の確保を図る。

2 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについては、あらかじめ公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行い、届出済証の交付を受けておく。

また、民間協定締結事業者等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。

第7節 避難対策

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守るうえで重要となるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図る。

担当：総務課、建設水道課、住民課、保健福祉課、教育課、須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署

第1 避難計画の策定

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり等の災害発生時又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定にあたっては、避難方法等の伝達方法やコミュニティを維持しながらの避難先の指定など、避難の長期化や県外も含め町域を越えた広域避難についても考慮する。

町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

町は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努める。

【洪水に関する避難指示等の判断基準】

区分	判断基準	情報入手先
<p>内閣府「避難情報に関するガイドライン」及び「福島県水防計画」をもとに、洪水に関する避難指示等の判断基準を以下のとおりとする。</p>		
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 社川の福貴作水位観測所及び社川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2 社川の福貴作水位観測所及び社川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>・気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html ・洪水キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood ・福島県河川流域総合情報システム http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 社川の福貴作水位観測所及び社川水位観測所の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合（又は本町・区域で個別に定める危険水位に到達したと確認された場合） 2 社川の福貴作水位観測所及び社川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、社川の滑川橋水位観測所水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>	<p>・国土交通省 XRAIN 雨量情報 https://www.river.go.jp/index ・福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所 http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html <参照> ・福島県水防計画 P102～103 P255 社川(その1) P256 社川(その2) ・福島県水防計画 (1/3) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/505140.pdf ・福島県水防計画 (2/3) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/505141.pdf</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1 社川の福貴作水位観測所及び社川水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]等）の災害発生を確認又は水防団等からの報告等により把握できた場合）</p>	<p>・福島県水防計画 (3/3) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/505143.pdf</p>

【土砂災害に関する避難情報の判断基準】

区分	判断基準	情報入手先
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令することが考えられる。</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>※土砂災害の危険度分布は2時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html ・ 福島県河川流域総合情報システム http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/ ・ 国土交通省 XRAIN 雨量情報 https://www.river.go.jp/index ・ 福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所 http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4「避難指示」を発令することが考えられる。</p> <p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。</p>	

【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 (※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>3 土砂災害の発生が確認された場合 ※1、2を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	
--------------------	---	--

【避難計画の内容】

<ol style="list-style-type: none"> 1 避難指示等を発令する基準 2 避難指示等の伝達方法 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 給水措置 (2) 給食措置 (3) 毛布、寝具等の支給 (4) 衣料、日用必需品の支給 (5) 負傷者に対する応急救護 (6) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援 (7) 在宅者への支援 6 指定避難所の管理に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難所の管理・運営責任者(原則として町職員を指定)及び運営方法 (2) 避難受入中の秩序保持 (3) 避難者に対する災害情報の伝達 (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底 (5) 避難者に対する各種相談業務 7 指定避難所の整備に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受入施設 (2) 給水施設 (3) 給食施設 (4) 情報伝達施設 (5) トイレ施設(仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等) (6) ペット等の保管施設 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項(※) <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の伝達方法 (2) 避難及び避難誘導 (3) 避難所における配慮等

(4) 福祉避難所の活用等

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

(2) 標識、誘導標識等の設置

(3) 住民に対する巡回指導

(4) 防災訓練の実施等

※ 町は、総務課と保健福祉課が連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生・児童委員、[介護事業所](#)、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障がい者（児）等の要配慮者の避難支援の体制を整備し本人の同意を得るなど個人情報保護に配慮のうえ、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定に努める。

また、要配慮者に対する救援措置については、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮する。

第2 指定緊急避難場所・指定避難所の選定等

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとにあらかじめ指定等の手続きをしておく。

また、町は、災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを検討する。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水等が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
- (3) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。
- (4) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
 - イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
 - ウ 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知するよう努める。
 - エ 都市農地を避難場所とする場合、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該の内における防災訓練の実施等に努める。

2 指定避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所としてあらかじめ指定す

る。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努める。

- (1) 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること並びに災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人あたりの必要面積は、概ね2平方メートル以上とする。
 - イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を受入れできるよう配置する。
 - ウ 指定避難所は、がけ崩れや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者（児）や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
 - オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

3 指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合の留意点

指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合、次の点に留意する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

- (1) 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定しようするときは、あらかじめ当該管理者の同意を得る。
- (2) 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所又は指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。
- (3) 管理者の届出義務

指定緊急避難場所又は指定避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所又は指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届ける。

(4) 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所若しくは指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(5) 地域との事前協議

町は、災害発生時に指定緊急避難場所及び指定避難所の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

(6) 学校を指定する場合の措置

町は、学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

(7) その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合や、避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、県を通じて厚生労働省と協議のうえ、宿泊施設等の借上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第3 避難路の選定

町は、避難所の指定にあわせ、周辺地域の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備し、確保する。

- (1) 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しない。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第4 居住者等に対する周知

町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項
- (4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの。

第5 学校、病院等施設における避難計画

学校、介護施設、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時におけるこども園との連絡・連携体制の構築に努める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておく。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮したうえで、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておく。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含め、町域を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努める。

第6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第7 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。町は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図る。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、市町村が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第8節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測される。

このため、町は、関係機関の協力のもと医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るため、必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図る。

担当：保健福祉課、住民課

第1 医療(助産)救護体制の整備

1 医療(助産)救護活動体制の確立

町は、災害時における迅速な医療(助産)救護を実施するため、関係機関と調整のうえ、自主防災組織の活用をはじめ、次の事項を含めた医療(助産)救護体制の確立を図る。

- (1) 救護所の指定及び整備と住民への周知
- (2) 救護班の編成体制の整備
- (3) 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

3 血液確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について住民への普及啓発を図る。

4 後方医療体制の整備

(1) 後方医療機関

県は、救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療圏単位に地域災害拠点病院を指定している。また、この機能に加え要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院を一箇所指定している。

町は、平時より地域災害医療センターとの連携を図る。

(2) 後方医療機関の受入状況等の連絡体制の整備

町は、救護所、医療機関及び消防本部等の間における十分な情報連絡機能確立するため、災害における連絡体制の整備に努める。

5 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

町、消防機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター、船舶等複数の手段を確保する。

(2) 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の広域輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を確保する。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着場所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

6 医療関係者に対する訓練等の実施

町は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

町は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の策定に努める。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

町は、被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）の発生が予測されることから、患者等の移送体制の確立を図る。

第3 応援医療体制の整備

災害発生時、町内に多くの負傷者が発生した場合、町内医療機関における医師の不足、医療資機材の不足が生ずる可能性があるため、町及び関係医療機関は広域的医療協力を得るための調整、整備を図るとともに、その情報連絡体制について関係機関と協議のうえ整備を図る。

第9節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

また、住民においても、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくよう啓発を図る。

担当：総務課、農政課、建設水道課、住民課、税務課

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1 食料

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食糧関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。

(2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者（児）、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮して創意工夫を講じる。

(3) 町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(4) 町が備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制整備に努める。

また、備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持出ができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(5) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(6) 町は、災害応急対策に従事する職員用として食料の確保に努める。

2 生活物資

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結などして生活物資の調達体制の整備に努める。

なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性にあわせて決定する。

- (2) 備蓄及び調達の商品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達について留意するとともに、簡易トイレなど協定による調達が困難なものについて、備蓄の検討を行うについても検討しておく必要がある（第2章災害応急対策計画 第11節避難所の設置・運営を参照。）。

- (3) 町が備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持出ができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- (1) 町は、発災後3日間は避難者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧き水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討する。
- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 町は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

第3 物資等輸送力の把握

1 一般物資輸送力の確保

町は県と連携し、災害発生時に緊急支援物資等の輸送を行うトラックの台数の把握や輸送事業者等との災害時応援協定の締結に努め、一般物資輸送力の把握に努める。

2 燃料輸送力の把握

町は、災害発生時に需要が急増するガソリンや灯油等の輸送を確保するため、燃料輸送事業者やタンクローリー等の台数など、燃料輸送力の把握に努める。

3 荷捌きスペースの確保

町は、支援物資の輸送を効率的に実施するための荷捌きスペースの確保に努める。

第4 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

町、県警察本部（石川警察署）、消防本部及び県（危機管理総室）は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、防水シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図るとともに、長期間の避難者の受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行う。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町の災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すこととする。

町は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。また町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。また、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

第6 罹災証明書発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第10節 航空消防防災ヘリコプターの活用

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速かつ的確な対応が求められており、特に大規模林野火災や台風・地震・津波等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。このため、県及び消防本部と連携して、消防防災ヘリコプターの活用体制の整備に努める。

担当：総務課、須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点

1 活用の目的と範囲

- (1) 救急・救助活動
 - ・山間、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
 - ・傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
 - ・高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
 - ・河川での水難事故等における捜索・救助
 - ・遭難事故における捜索・救助
 - ・建築物火災における捜索・救助
 - ・大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送
- (2) 災害応急対策活動
 - ・地震、津波、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
 - ・孤立した被災地等への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
 - ・道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
 - ・各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- (3) 火災防御活動
 - ・林野火災等における空中からの消火活動
 - ・火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
 - ・交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送
- (4) 災害予防対策活動
 - ・災害危険箇所等の調査
 - ・各種防災訓練等への参加
 - ・住民への災害予防の広報
- (5) 広域航空消防防災応援活動

第2 場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保

災害時に円滑に消防防災ヘリコプターを活用できるよう、町は、ヘリポート設置基準に基づき、適地を事前に臨時ヘリポートの予定地として指定し、県へ報告する。

第 11 節 防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

また、消防学校において自主防災組織の指導者等を対象とした教育の充実を図る。

担当：総務課、企画商工課、教育課、建設水道課、保健福祉課

第 1 住民に対する防災教育

町は、防災関係機関と連携のもと、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努める。

1 実施の時期

防災教育種類	名 称	期 間
(1) 風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～5月31日
	(2) 土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間
がけ崩れ防止週間		6月1日～6月7日
山地災害防止キャンペーン		5月～6月
(3) 火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日～11月15日
(4) 雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	12月～3月
		12月1日～12月7日
(5) 地震災害に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日

2 普及の内容

町及び防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

- (1) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (2) 地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- (3) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

- (4) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (5) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (6) 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

3 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNS等のインターネットの活用など広報媒体の積極的な利用を図る。

4 地域防災力の向上

町は、県と連携のもと、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、ハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努める。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育

病院、社会福祉施設及び宿泊施設等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において、特に大きな人的被害が発生しやすいため、町は、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

第3 防災対策要員に対する防災教育

災害時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、町は、職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を開催し、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織づくりを図る。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努める。

第4 学校教育における防災教育

1 趣 旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行う。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

3 教科等による防災教育

教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習（探求）の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

町・県教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 消防学校の防災教育

町は、住民の「安全で安心できる生活」を確保するため、教育訓練機能の拡充強化による消防団員の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の指導者等に対する防災意識の普及啓発と教育の充実を図ることにより、21世紀の消防防災を担うにふさわしい人材の育成に努める。

1 消防団員の教育訓練の充実強化

近年の社会経済状況は、急激な都市化、山間部における過疎化、さらには高齢化の進展とともに、住民生活の多様化をもたらし、火災をはじめ災害の態様も複雑かつ大規模化してきているところである。

このため、消防に対するニーズも一層増大かつ高度化してきており、町は各種の災害に際して的確な判断と適切な対応をなし得る消防団員等を養成するため、消防学校における教育訓練への参加を促し、充実強化を図る。

2 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化

災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速的確な対応が極めて重要である。

また、東日本大震災を契機とした住民の防災意識の高揚や災害ボランティア活動への関心が高まりつつあることから、町は、自主防災組織、自衛消防隊、幼年消防クラブ等の指導者や防災担当者に、県等が実施する教育への参加を促し、防災意識の普及啓発と教育の充実を図る。

第6 災害教訓の伝承

1 災害供給の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は自ら災害教訓の伝承に努める。

町は、県等と連携のもと、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第12節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、災害対策基本法第48条の規定に基づき、防災関係機関と連携のもと、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、本計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、あわせて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者（児）等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

担当：総務課、須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署、消防団

第1 総合防災訓練

1 概要

町は、県と連携をとりながら、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者も含めた地域住民等の参加のもとに総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、あわせて住民の防災意識の高揚を図る。また、町単独あるいは他の市町村と合同の総合防災訓練を実施するように努める。

訓練の実施にあたっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努める。

2 訓練項目

防災訓練は次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れて行う。また、必要に応じて他市町村との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練もあわせて実施する。

- (1) 非常招集及び自主参集、町災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む。）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティアの受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム等受入れ

第2 個別訓練

1 概要

町は、前記第1に掲げる総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施する。

2 個別訓練の種類

(1) 水防訓練

水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、さらに情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図る。

(2) 通信訓練

大雨、洪水、地震等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、IP告知端末、衛星携帯電話、緊急速報メール、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 動員訓練

災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

(4) 災害対策本部運営訓練

災害発生時の町災害対策本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、県から派遣を受けた情報連絡員（リエゾン）との連携等、町災害対策本部の運営を適切に行うための訓練を実施する。

(5) 避難所設置運用訓練

避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(6) 土砂災害防災訓練

土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施する。また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努める。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

4 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、町及び県をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、自宅の周囲や地域で起こり得る災害を想定し、近くの避難所の確認、自主避難や近所・親戚宅への避難等も含め、検討や準備に努める。

第4 訓練の評価と地域防災計画等への反映

町は、訓練の実施後においては本計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させる。

第5 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第13節 要配慮者対策

高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、従来以上に要配慮者の防災対策を積極的に推進する。

担当：総務課、保健福祉課

第1 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

1 避難行動要支援者個別避難計画の作成

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、令和3年5月の災害対策基本法の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下この節において「指針」という。）」に基づき、作成済みである「災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を見直して「避難行動要支援者個別避難計画」として位置付け、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。

2 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

なお、体制づくりにあたっては、女性の意見を取り入れるなど、救助体制の中に女性を位置付ける。

- (1) 消防機関（須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署・消防団）
- (2) 県警察本部（石川警察署）
- (3) 民生・児童委員
- (4) 町社会福祉協議会
- (5) 行政区長
- (6) 自主防災組織

- (7) 社会福祉事業者
- (8) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

3 避難行動要支援者の把握

町は、発災時に迅速な対応がとれるよう次の事項に留意し避難行動要支援者の把握等を行う。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 町における情報の集約

災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者（児）等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることができる。

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（児）（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者（児）
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (オ) 町の生活支援を受けている難病患者
- (カ) 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所

- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、庁舎以外の施設でのデータ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

エ 町における情報の適正管理

町において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにするうえで極めて重要である。

そのため、町は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき機密性に応じた情報の取得方法を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざという時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

なお、避難支援等関係者への名簿情報の提供にあたっては、浅川町個人情報保護条例の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において次の措置を講じるよう努める。

ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。

ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。

キ 名簿情報の取扱状況を報告させること。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

4 避難行動要支援者個別避難計画の策定

住民及び町は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成するとともに、地域社会全体で避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定めるなど、具体的な個別計画の策定に努める。

町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

5 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

第2 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時においては移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性の向上に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が少ないことや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携の下に、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておく。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が少ない夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施する。

5 避難確保計画の策定

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に立地する配慮者利用施設所有者及び管理者は、避難確保計画を策定し、町長に報告する。

- (ア) 防災体制に関する事項
- (イ) 避難誘導に関する事項
- (ウ) 避難の確保に関する事項
- (エ) 防災教育訓練に関する事項
- (オ) 水防法に基づき設置する自衛水防組織業務に関する事項

第3 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（児）（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者（児）や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者（児））等の安全を確保するため、FAX受信機能付き個別受信機等による情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用火災警報器等の設置など必要な補助・助成措置を講じる。

2 防災知識の普及啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等住民がとるべき行動の意味と内容の説明など、啓発活動を行う。

また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

発災初期においては、町等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、町内会、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となるため、要配慮者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努める。

第4 外国人に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努める。

- (1) 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム標示
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用又は接触する機会が多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第5 避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第6 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者（児）や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、バリアフリートイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努める。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

2 福祉避難所の指定

町は、介護施設等、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第14節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時におけるボランティアの申入れに対して、関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮する。

担当：総務課、保健福祉課

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

町は、こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に活かされるよう、町社会福祉協議会等と平時から連携し、災害時のボランティア受入体制を整備しておく。

また、県と連携し、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努める。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように町社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努める。

また、消防職員OBを対象とした消火・救急救助ボランティア等のボランティア登録制度の導入について検討する。

第3 ボランティア団体との連携体制の整備

1 情報共有

ボランティアが活動を行うにあたって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有に努める。

2 コーディネート体制の整備

町は、町社会福祉協議会や関係団体等と連携を図りながら、あらかじめコーディネーターを行うボランティアセンターの体制を整備しておく。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性に基づくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

また、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立上げ・運営訓練等を実施する。

3 ボランティア活動保険

町は、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

第4 ボランティア等の登録

町は、広報紙、パンフレット等を活用し、県が実施している応急危険度判定士認定登録制度、ボランティア活動保険等に関する情報の周知に努める。

また、町内の建築物の危険度判定を迅速に行うため、県、全国被災建築物応急危険度判定協議会等と連携し、危険度判定士制度の確立に努める。

第5 ボランティアの種類

ボランティア活動には、自分の時間と労務を被災地に提供することを主目的とする一般ボランティアと、専門知識、技能を有する専門職ボランティアの2つが考えられ、専門ボランティアとして次のボランティアが該当する。

- (1) 医師や看護師の資格を持つ医療ボランティア
- (2) 介護福祉士の資格、寮母等の経験を持つ介護ボランティア
- (3) 建物の危険度を調査し、建築使用の可否の判定にあたる応急危険度判定士
- (4) 外国人との通訳を行う通訳ボランティア
- (5) 消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア
- (6) アマチュア無線の免許を有する無線ボランティア

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどの育成方法等について検討する。

第15節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協りに積極的な企業も増加していることを踏まえ、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力

町は、相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定の締結も検討する。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

町は、災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

また、地域の実情に応じて、県に準じ民間事業者・団体との応援協定を締結し、災害に備える。

第3 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

担当：関係各課

第1 災害応急対策の時系列行動計画

1 時系列行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、県、町、防災関係機関、並びに住民に周知することは、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

町は、災害応急対策の時系列行動計画を検討し、関係機関との連携を図る。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであるため、実際の災害対応においては、臨機応変に対応する必要があることに留意する。

2 初動対応において重要な対策

住民の生命を守るために必要な初動対応については、次のとおりである。

(1) 災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 町災害対策本部の設置、本部員会議の開催、住民に向けての情報提供
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集・発信
- オ 自衛隊への災害派遣要請

(2) 災害発生後3時間以内

- ア 消防庁（緊急消防援助隊）、災害時応援協定による他市町村、県等への応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(3) 災害発生後6時間以内

- ア DMA T、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに安心情報の発信
- エ 広域避難の調整

第2 災害対策本部組織計画

1 町災害対策本部の設置

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2の規定により、町災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図る。設置場所は、災害の態様により町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指定する場所に設ける。

2 町災害対策本部の設置基準

町は、次の事項に該当し、若しくは町長が必要であると認めるときに、町災害対策本部を設置する。

- (1) 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (3) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

3 町災害対策本部の解散基準

本部長が総合的に情勢を判断して、災害応急対策が必要でないと判断した場合、又は、予想された災害の危険が解消されたと認めた場合は、町災害対策本部を解散する。

また、災害救助法の基準により設置した場合は、規定に基づく救助が完了した場合に解散する。

4 町長不在時の決定者

大規模災害発生時に町長が不在等で、町長による町災害対策本部設置の決定が困難な場合は、副町長を第1順位、教育長を第2順位、総務課長を第3順位として決定する。

また、自衛隊への災害派遣要請等緊急を要する判断について、町長不在等の非常時にも前記述同様に対応する。

5 町災害対策本部の設置及び解散の伝達

町災害対策本部を設置又は解散したときは、県及び隣接市町村並びに必要なに応じて防災機関及び住民に伝達する。

6 町災害対策本部の組織編成及び事務分掌

町災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、「浅川町災害対策本部条例」、「浅川町災害対策本部規程」及び本計画に定めるところによる。

なお、町災害対策本部設置前及び解散後においては、各部は各課に、各班は各係と読みかえるものとし、各部各班の事務分掌等については、各課各係で実施する。（以下同様とする。）

7 職員の配置

(1) 勤務時間における配備

各課長は、町災害対策本部が設置されたときは、あらかじめ定めてある職員を各班の配備につけ、災害活動を実施する。

(2) 勤務時間外における配備

各課長は、勤務時間外において災害が発生し、町災害対策本部設置の連絡を受けたときは、職員へ連絡し、あらかじめ定めてある職員を各班の配備につけ、災害活動を実施する。

また、各課長は、職員の参集状況に応じ、本編成に至るまでの間、応急対策班を編成し、災害活動を命じることができる。

(3) 配備状況の報告

各課長は、職員の配備が完了したときは、速やかに総務課長を通じ、本部長へ報告する。

(4) 防災連絡員の設置

町災害対策本部の各部は、防災に関する所掌事務の円滑なる遂行及び防災諸活動に即応する体制を確立し、防災関係機関相互の有機的連携を図るため、防災連絡員を指定しておく。

8 町災害対策本部会議

本部長は、本部長、副本部長及び各本部員で組織した町災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催し、災害応急対策の具体的な事項について協議する。

(1) 本部会議は、原則として、町長室で開催する。

(2) 町災害対策本部員は、所掌事項に関する必要な資料を会議に提出する。

(3) 町災害対策本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務課長にその旨を申し出る。

(4) 災害の状況に応じて、本部長は、各班員（町職員）、関係機関の職員、団体等の関係者の出席を求める。

(5) 本部会議での主な協議・決定・指示事項は、次のとおりとし、決定事項は、速やかに各部、各班に伝達する。

ア 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

イ 避難所の開設に関すること。

ウ 救出・救援に関すること。

エ 応急医療対策に関すること。

オ 応急給水に関すること。

カ 公共施設の応急復旧作業に関すること。

キ 食料の配給、調達に関すること。

ク 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

ケ 災害救助法の適用に関すること。

コ 県及び他の市町村、公共機関に対する応援の要請に関すること。

サ 避難のため立退の指示に関すること。

シ 災害対策に要する経費の措置方法に関すること。

ス 義援金品の募集及び配分に関すること。

セ その他災害に対する必要な事項

ソ 本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。

9 現地災害対策本部

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定める。

また、国、県による現地災害対策本部が設置された場合は、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、国、県が実施する対策に対して、協力等を行う。

10 災害救助法が適用された場合の体制

町に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制については、県の指導により、あらかじめ定めておく。

11 記録と文書管理の徹底

町災害対策本部においては、本部会議をはじめ、災害対応に係る意思決定の過程について、議事録の作成など記録を徹底するとともに、各種文書についても、平常時に準じた文書管理を行う。

12 新型コロナウイルス等の感染症対策

町災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・町災害対策本部設置場所の工夫
 - ・町災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
 - ・町災害対策本部設置場所の換気の徹底
 - ・手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
 - ・共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
 - ・電話やTV会議システム等の活用
- (1) 町災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における町災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を定める。

担当：関係各課

第1 動員計画

災害応急対策活動に必要な人員を確保するため、次により町職員及び消防団員等の動員を行う。

1 配備基準

災害の発生が予想される時、又は災害発生した場合における防災活動を実施するため、町の体制を事前配備、警戒配備、第1非常配備、第2非常配備とし、その基準は概ね次のとおりとする。

なお、地震を察知したときの配備参集程度の判断は、県防災行政無線FAX、テレビ、ラジオ等の地震速報によるものとする。（庁舎が倒壊し、使用不能になったときの想定を常に考えておくこと。）

(1) 町災害対策本部設置前

指揮者は総務課長

種別	配備時期	配備内容
事前配備	1 大雨、台風期等において、気象注意報(大雨、洪水注意報等)が発表され、なお警報の発表が予想される時で、町長又は総務課長が配備を決定したとき。 2 その他必要により、町長又は総務課長が当該配備を指令したとき。	○情報連絡のため、少数の人員をもってあたるもので、状況により次の配備に円滑に移行できる体制とする。

指揮者は総務課長

種別	配備時期	配備内容
警戒配備	【風水害等】 1 町域に、大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報発表されたとき。 2 その他必要により、町長又は総務課長が当該配備を指令したとき。 【地震】 1 町内又はその周辺で震度4及び5弱の地震観測をしたとき。 2 その他必要により、町長又は総務課長が当該配備を指令したとき。	○各課(各部班)の長は、職員数の約20%を配置する。 ○初動処理事項 ・地震情報の収集・伝達、関係機関との連絡調整、火災など二次災害の状況と見通しの情報把握、被害状況の収集・伝達、その他必要事項

(2) 町災害対策本部設置後

指揮者は本部長（町長）

種別	配備時期	配備内容
第1非常配備	【風水害等】 1 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 町内で局地的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。 3 複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。 【地震】 1 町内又はその周辺で震度5強の地震を観測したとき。 2 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	○各課（各部班）の長は、職員数の50%を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急対策活動を実施する。 ○事態の推移に伴い、第2非常配備に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

指揮者は本部長（町長）

種別	配備時期	配備内容
第2非常配備	【風水害等】 1 特別警報が発表されたとき。 2 町内の複数又は全域にわたって災害発生したとき。 3 災害が甚大と予想されるとき。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。 【地震】 1 町内又はその周辺に震度6弱以上の地震を観測したとき。 2 その他必要により町長が当該配備を指令したとき。 ※ 震度6弱以上の地震を観測した場合は、町災害対策本部が自動設置となる。	○各部各班の概ね全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。 ○通信途絶による動員伝達が不能となった場合、自主参集する。 ○配備対象外とする職員 <ul style="list-style-type: none"> ・自らが負傷し、勤務できない職員 ・自家等の災害対策にあたらなければならない職員 ・乳幼児、高齢者、病人等の世話にあたらなければならない職員 ・職員が地元消防団の幹部団員であるとき。 （上記にあつては、役場へ報告を速やかに行うよう努める。）

（備考）① 災害の規模及び特性に応じ上記一般的基準により難いと認められる場合には、臨機応変に配備体制を整える。

② 大規模災害を想定したものだが、その他の災害にも非常配備体制は、これに準じて対応する。

※町災害対策本部の組織及び運営は、「浅川町災害対策本部条例」の定めるところによる。

2 各配備下における活動要領

各配備下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

(1) 事前配備下の活動

ア 総務課長は、県（県中地方振興局）その他関係機関と連絡をとり、気象情報、対策通報等を広報車、有線電話、その他の方法により町内一般に伝達するとともに、現地の情報を収集する。

イ 建設水道課長は、雨量、水位、流量等に関する情報関係先から情報を収集するとともに、危険区域の情報を収集し、総務課長に報告する。

ウ 総務課長は、必要に応じ町長に報告するとともに、関係課長に連絡する。

(2) 「警戒配備」下の活動

ア 関係各課長は、必要に応じ総務課長席に参集して相互に情報を交換する。

イ 総務課長は、客観情勢を判断し、当該情勢に対応する処置を検討して、必要に応じ町長へ報告のうえ、指示を仰ぐ。

ウ 警戒配備につく職員は、自己の所属する所定の場所に待機する。

エ 警戒配備を行う各課の責任者は、総務課長からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。

オ 警戒配備につく職員の人数は、状況により各課長の指示により増減することができる。

(3) 「第1非常配備」下の活動

ア 第1非常配備は、町災害対策本部の設置とともに活動を開始するものであり、本部の機能を円滑にならしめるため、本部を総務課内、又は災害の形態により本部長の指定する場所、若しくは、町長室に開設する。本部室には、本部を示す本部標識を掲示する。

イ その他の関係課長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。

ウ 総務課長は、関係課長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について必要の都度随時これを本部長に報告する。

エ 総務課長は、必要があると認めるときは、報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。

オ 各課長は、次の措置をとり、その状況について総務課長を通じ随時本部長に報告する。

(ア) 状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配備につかせる。

(イ) 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。

(ウ) 装備、物資、設備、機械器具等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

(エ) 必要に応じ、災害応急対策活動を実施する。

(4) 「第2非常配備」下の活動

非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各課長は、災害活動に全力を集中するとともに、その活動状況について、随時総務課長を通じ本部長に報告する。

3 配備人員

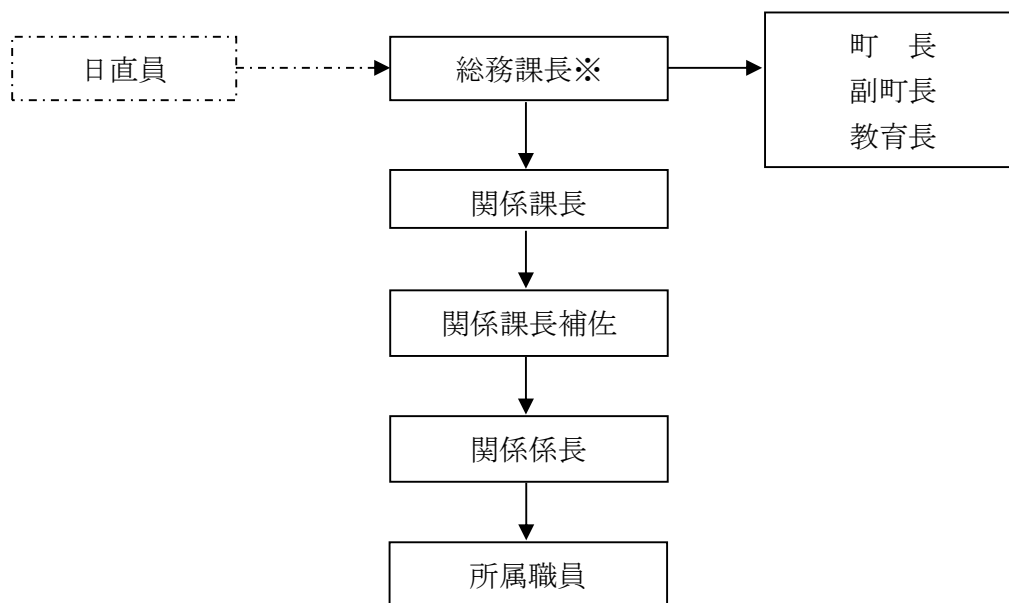
配備人員は、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態や役場までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ各課において、配備体制別に定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、町長（本部長）等の指示により、当初の人員によらない配備ができるものとし、その際は、職員配備ローテーション等に配慮する。

4 動員伝達方法

動員の伝達は、総務課長により、一般加入電話等あらかじめ定められたルートにより行う。

【伝達系統】



※ は、勤務時間外・休日等のみの伝達系統
 ※ () 担当者が不在時は次席の者へ連絡する。

5 非常参集及び非常連絡

(1) 非常参集

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、職員動員伝達の有無に関わらず、配備体制基準の配備内容に基づき、直ちに、所定の場所に参集し配置につく。

なお、参集途上においても、必要に応じて目視等による被害状況の収集を行うものとし、所属において、直ちにその状況を報告する。

動員（参集）にかかる各部の職員数及び自動車、貨物自動車等の保有台数は資料のとおりである。

(2) 非常連絡

ア 休日における日直員は、災害の発生、気象警報の連絡を受けたときは、下記により電話でその旨を報告し、指示を受ける。

イ 役場不在による夜間においては、関係防災機関から通報を受けた者（総務課職員等）は、下記により電話でその旨を報告し指示を受ける。

1 町内に災害が発生したとき	○日直員→○総務課長（不在のときは、次席の者） ○建設水道課長（不在のときは、次席の者）
2 大雨、暴風、暴風雪、洪水、大雪又は水防の警報が発表されたとき	○日直員→○総務課防災担当者 ○総務課長（不在のときは、次席の者） ○建設水道課長（不在のときは、次席の者） ○農政課長（不在のときは、次席の者）

ウ 課長等からの連絡

1 日直員及び防災担当者から連絡を受けた課長等は、日直員又は総務課職員等への指示事項がある場合は、指示するとともに、配備の必要性を配備体制基準に基づき判断して、関係各課長へ電話等により連絡を行う。
2 関係課長から所属職員への連絡は、あらかじめ定めてある「災害時連絡体制」の順位により電話等で行う。

6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各課長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況並びに所属職員や家族の安否確認を行うとともに、その状況を総務課長へ報告する。

第2 消防団員等の動員

1 動員命令

動員命令は、町長（町災害対策本部が設置されたときは本部長）が消防団長に対して行うものとし、消防団長が各分団に対して下記により命令する。

- (1) 動員を要する分団名
- (2) 動員の規模
- (3) 作業内容及び作業場所
- (4) 装備等
- (5) 集合時間及び集合場所
- (6) その他必要と認める事項

2 動員の規模、能力

動員の規模、能力については、消防計画による。

第3節 災害情報の収集伝達

風水害等の災害が予想される時、予・警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより迅速かつ確実に伝達する。

また、災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行う。

担当：総務課

第1 気象注意報・警報等の伝達について

1 定義と種類について

(1) 定義

予報	観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 種類

ア 特別警報

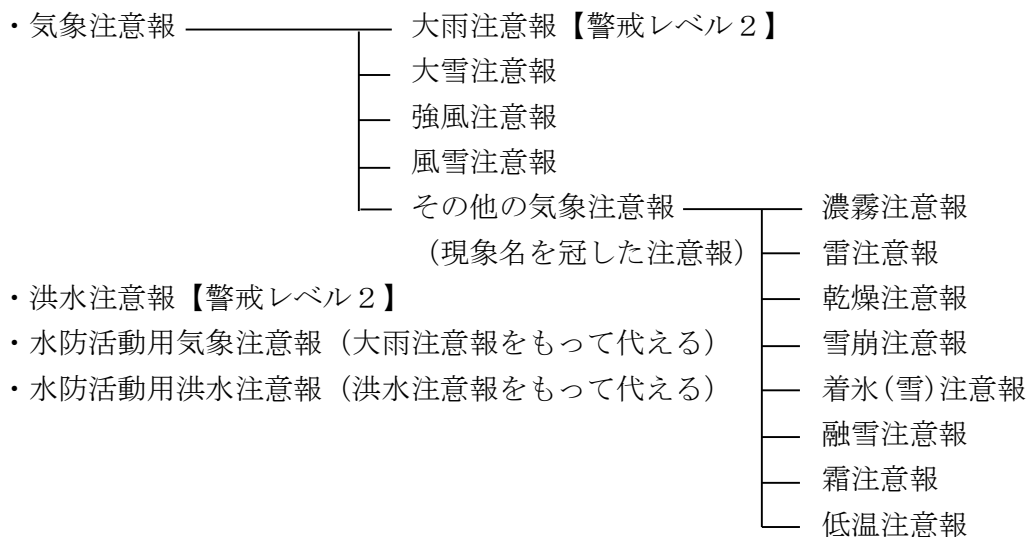
- ・気象特別警報
 - 大雨特別警報【警戒レベル5相当情報】
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

イ 警報

- ・気象警報
 - 大雨警報【警戒レベル3相当情報】
 - 大雪警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報

- ・洪水警報【警戒レベル3相当情報】
- ・水防活動用気象警報（大雨警報又は大雨特別警報をもって代える）
- ・水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える）

ウ 注意報



(注) 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

エ 情報

(ア) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表された場合は、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。会津で大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(イ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(ウ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合に、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く。）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津・中通り・浜通り）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り・浜通り）で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(オ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津・中通り・浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津・中通り・浜通り）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(カ) キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分ごとに更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表された場合、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(キ) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

オ その他

(ア) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に福島県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められる場合に発令される。

(ウ) 大気汚染気象通報

2 注意報・警報等の伝達の発表基準と構成

(1) 注意報、警報の細分区域

府県予報区	福島県
一次細分区域名	中通り
市町村等をまとめた地域	中通り南部
二次細分区域名(市町村)	浅川町

(2) 発表基準

ア 特別警報

町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに住民等へ伝達を行う。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

イ 警報 (令和2年8月6日現在)

暴風	18m/s 以上 (平均風速) で、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
暴風雪	18m/s 以上 (平均風速) で、雪を伴い重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
大雨	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 表面雨量指数基準 19 土壌雨量指数基準 113
洪水	洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 社川流域=25.9、殿川流域=9.9 複合基準 - 指定河川洪水予報による基準 -
大雪	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 12時間降雪の深さ 30cm 以上 (平地)、35cm 以上 (山沿)

ウ 注意報 (令和2年8月6日現在)

強風	12m/s 以上 (平均風速) で、強風による災害が発生するおそれがあると予想される場合
風雪	12m/s 以上 (平均風速) で、雪を伴い災害が発生するおそれがあると予想される場合
大雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 表面雨量指数基準 9 土壌雨量指数基準 71
洪水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 社川流域=20.7、殿川流域=7.9 複合基準 -

	指定河川洪水予報による基準 ー
大雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 12時間降雪の深さ 10cm以上（平地）、20cm以上（山沿）
濃霧	濃霧のため交通期間等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 視程が陸上で100m以下
雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8m/s以上 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下
雪崩	雪崩が発生し、災害が発生するおそれがあると予想される場合 ・24時間降雪の深さが40cm以上 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続
着氷・着雪	着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合 ・大雨注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
霜	早霜、晩霜等により、農作物に著しい被害が予想される場合 最低気温が、早霜期、晩霜期に概ね2℃以下 (早霜は農作物の生育状況を考慮して実施)
低温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合 (夏季) 最高、最低又は平均気温が平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く 低温のため水道管の凍結や破裂により著しい被害があると予想される場合 (冬季) 最低気温-10℃以下、又は-7℃以下の日が数日続く
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合

※平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上

※気象等の特別警報の指標

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

ア 大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

イ 大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

なお、台風については、指標（発表条件）となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風等の警報を、特別警報として発表し、温帯低気圧については、指標（発表条件）となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

県域程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1kmメッシュごとに設定した監視基準の土砂災害発生危険基準線を超過した場合

オ 記録的短時間大雨情報

キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ1時間100mm以上の降水が観測又は解析された場合

(3) 地震後等の警報等暫定基準の設定

ア 暫定基準を設定する警報等

(ア)土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報（土砂災害対象）

- a 震度5強以上の地震を観測した場合
- b 地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(イ)洪水警報・注意報

- a 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
- b 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
- c その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合（ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立したうえで、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討する。）

なお、(ア)、(イ)以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪等に関する警報・注意報についても、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

イ 設定区域

原則として、市町村単位で設定

(ア)地震の場合は、震度5強以上が観測された市町村（※）（ただし、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定される。）

(イ)その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村

※震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市町村で観測された震度を用いる。

(4) 気象情報の伝達系統

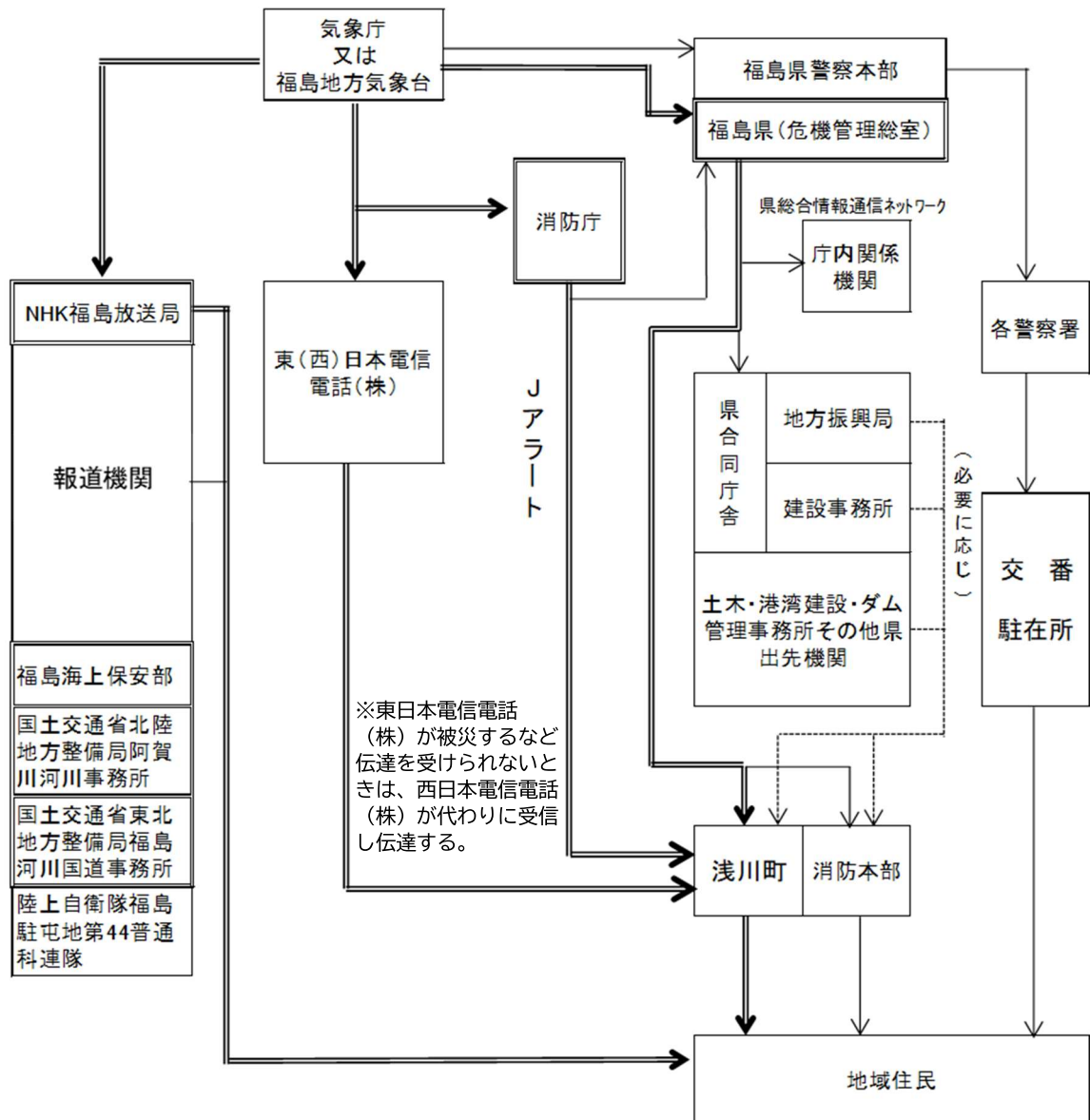
県内における気象情報の伝達系統は次ページに示すとおりである。

(5) 特別警報の伝達

- ア 県は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに市町村に伝達することとしている。
- イ 東（西）日本電信電話（株）は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに市町村に伝達することとしている。
- ウ 町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。

エ NHK福島放送局は、特別警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送することとしている。

【防災気象情報の伝達系統】



- ※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK福島放送局のみ）気象業務法第15条の2
- ※二重枠は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先
- ※気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化（防災情報提供システム、アデスオンライン）

第2 被害状況等の収集

1 被害調査

町は、災害が発生した場合、直ちに県内の被害状況について調査を行う。

特に、大規模な災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じ県の協力のもとヘリコプター等による目視、ドローンの活用、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

なお、被害状況の収集にあたっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集する。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。
- (3) スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行う。状況を速やかに調査・収集する。
- (4) 情報を一元的に収集する消防防災GISシステムの効果的運用を推進する。

2 被害状況の集約

町災害対策本部への被害状況の報告は、各部門の状況を各部ごとに取りまとめ、県が指定する様式に準じて総務課長に報告する。総務課長は各部門の被害状況を取りまとめ本部長へ報告する。

第3 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、町→県→国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

なお、有線が途絶した場合は、県防災行政無線、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局、又はその他の無線局を利用するものとし、通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

1 報告すべき災害

災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、町が県に被害状況等を報告すべき災害は、次のとおりとされている。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

- (1) 町災害対策本部を設置した災害
- (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (3) 上記（1）又は（2）に定める災害となるおそれのある災害

2 報告の種類

町は、県が指定する様式及び日時により、応急対策の活動状況、町災害対策本部設置状況、応援の必要性等とともに、前記第2により集約した被害状況の調査内容を即報と確定等を区分して具体的に報告する。

(1) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告。

(2) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度報告。

前回の報告と重複しないよう必ず日時を明記する。

(3) 確定報告

被害が確定した場合に行う報告。

確定報告の総括取りまとめは、総務課長が行い、集計の結果を本部長に報告する。

3 報告の様式

県への確定報告の様式は、資料「被害状況報告書」によるものとし、概況報告、中間報告もこれに準じて行う。

4 災害程度の判定

災害の程度を判定する基準は、資料「被害認定基準」によるものとする。

5 報告方法

(1) 町から県へ行う報告

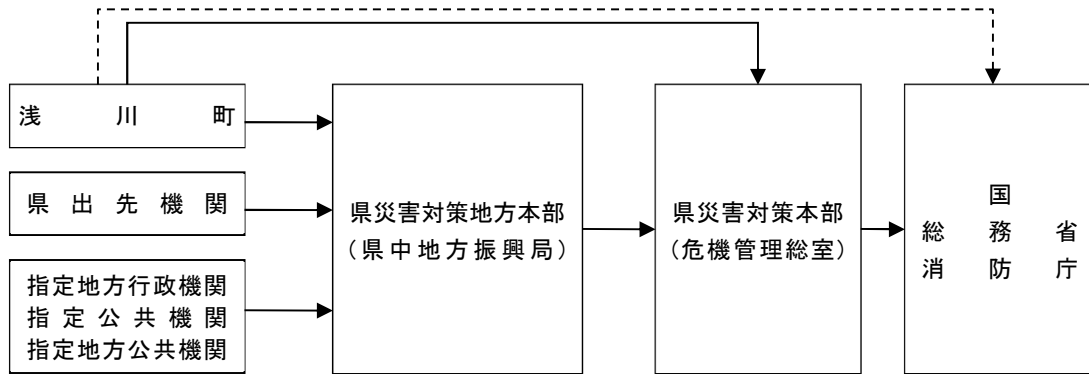
町から県への報告にあたっては、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。

また、被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。なお、いずれの場合においても、町が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

(2) 消防庁への報告

大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び危機管理総室に報告する。

【被害状況の報告系統】



【被害状況の報告先】

県	N T T回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
	総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2640	(FAX) TN-8-10-201-5524
		地上系	TN-8-11-200-2632、2640	(FAX) TN-8-11-201-5524

国 (消防庁等)	回線別	区分	平日 (9:30~18:15) ※ 応急対策室	左記以外(消防庁等) ※ 宿直室
N T T回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7537
	FAX		03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線	電話		90-49013	90-49102
	FAX		90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話		TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX		TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

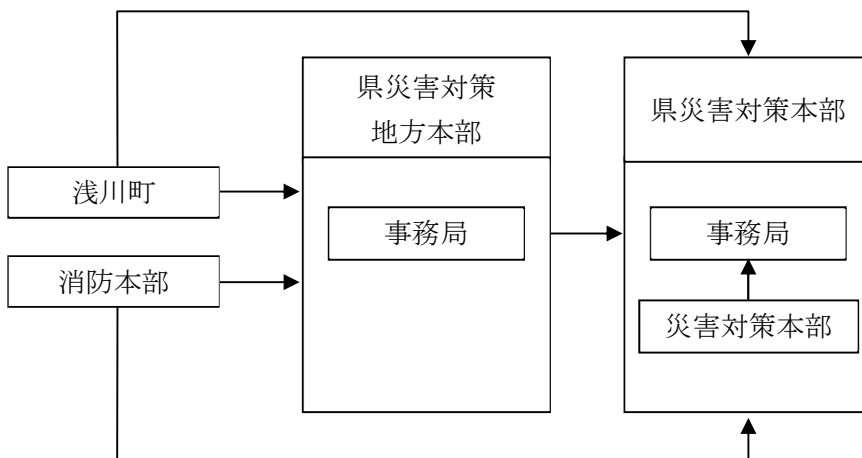
(注) T Nは内線から無線への乗入れ番号

6 被害状況等の報告方法

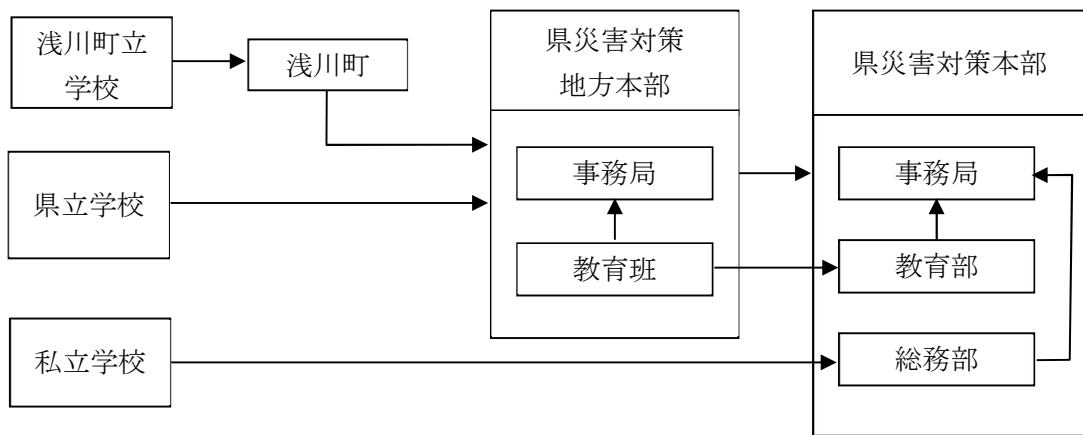
被害の区分別の報告系統は次のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

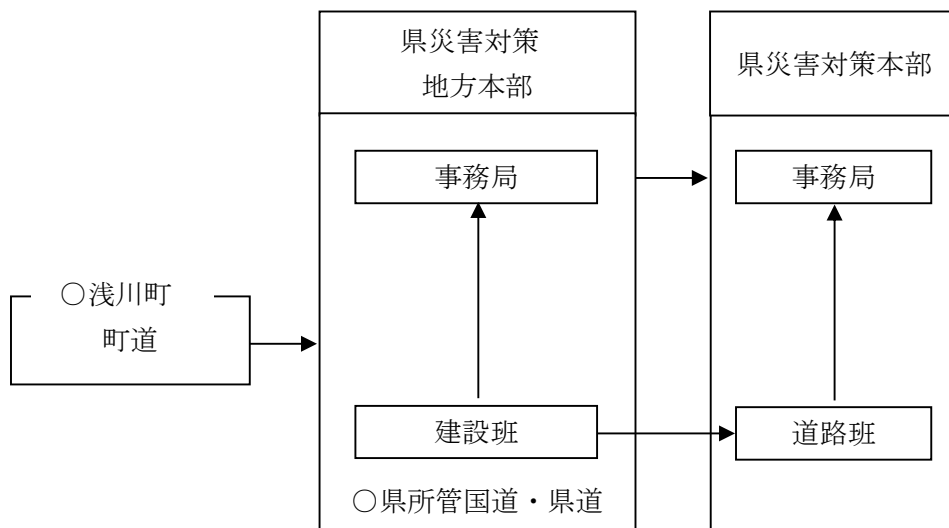
(1) 人的被害、建物被害等



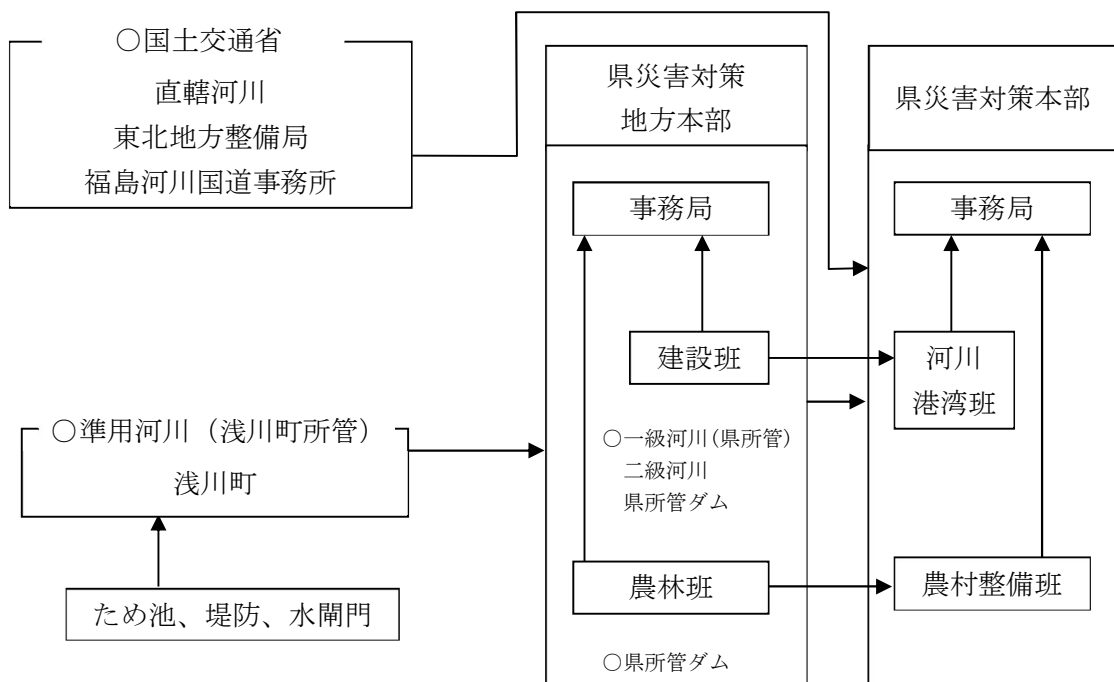
(2) 文教施設被害



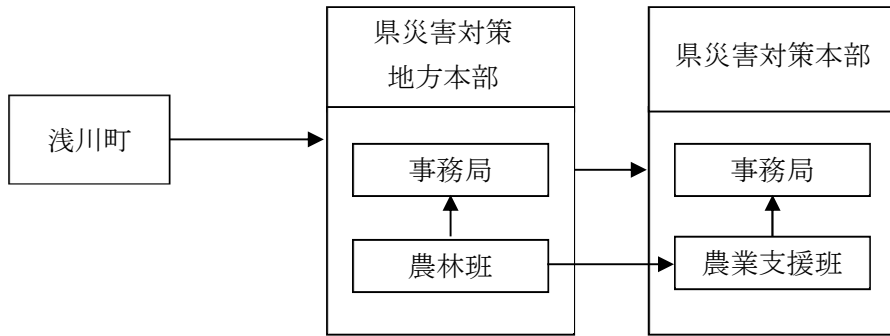
(3) 道路・橋りょう被害



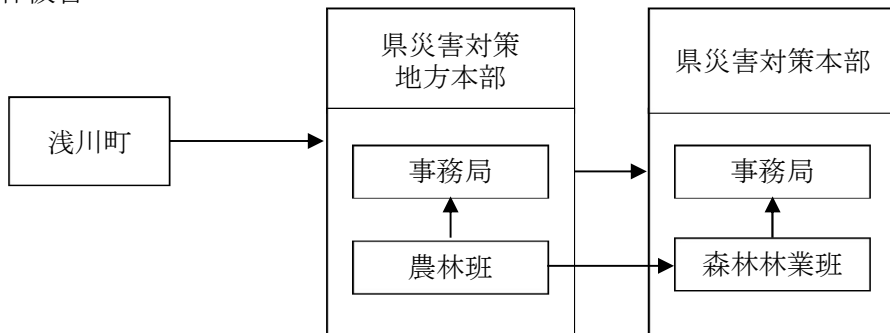
(4) 河川災害、その他水害被害



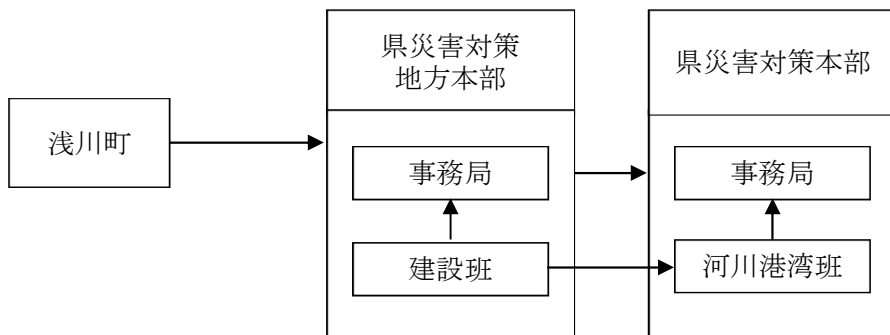
(5) 農産被害、畜産被害



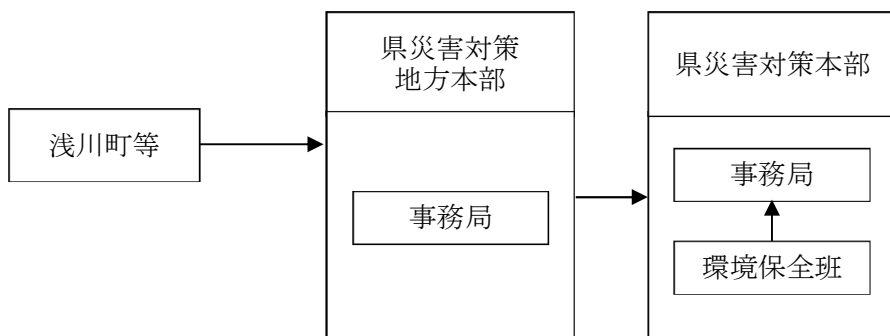
(6) 森林被害



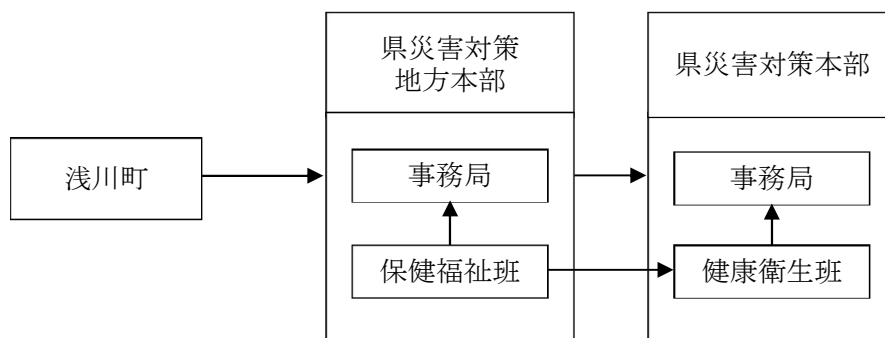
(7) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



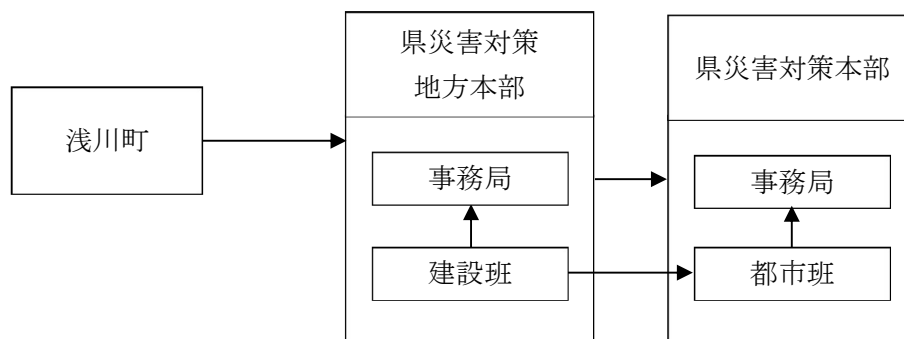
(8) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



(9) 水道施設被害



(10) 下水処理施設被害



第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

担当：総務課

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。
- (2) 町が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- (4) 町は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行う。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認のうえ対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、町は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

- (1) 非常無線通信の利用
町は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方通信ルートに基づく東北地方整備局・県警察本部・東北電力ネットワーク(株)福島支社、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図る。また、町内全域を網羅するようデジタル簡易無線機の整備・拡充を図る。
- (2) 通信施設所有者等の相互協力
町は、災害応急対策を円滑に実施するため、各通信施設の所有者又は管理者と相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。
- (3) 警察通信設備の利用
町は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の利用に関する協定書」(昭和39年5月28日締結)により、加入電話及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときは、警察通信設備を利用する。

(4) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

町は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 放送機関への放送要請

町は、加入電話及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づき、「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じ放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

緊急放送の要請にあたっては、次の事項を明らかにして行う。

- ア 放送を要請する理由
- イ 放送する事項、内容
- ウ 希望放送日時
- エ その他、必要な事項

第2 福島県総合情報通信ネットワーク等の活用

町は、福島県総合情報通信ネットワーク等を活用し、迅速かつ円滑に県との情報連絡を行う。

第3 防災行政無線の運用

町は、浅川町防災無線局運用管理規定により、防災行政無線を活用し、災害時の情報の収集・伝達を行う。災害時は通信の輻輳が予想されるため、管理者は必要に応じて、通話の制限、優先通話等の通信統制措置を行う。

第4 電気通信事業者の措置

東日本電信電話(株)福島支店は、災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合、回線の迂回・規制、通話時間の制限、災害用伝言ダイヤルの活用等により、通信不能区域の解消、重要通信の確保を図る。

また、孤立防止用移動無線機・移動無線車の活用、可搬無線機による回線の作成、ポータブル衛星通信システムの活用により通話を確保する。

第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

担当：総務課

第1 県及び他市町村との相互協力

1 応援の要請

- (1) 町長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- (2) 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- (3) 町長が知事に職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長の応援を求める場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理を行う。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由
 - イ 応援を要請する機関名
 - ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
 - エ 応援を必要とする場所、期間
 - オ その他必要な事項

2 知事の指示

知事は、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第72条に基づき、町長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。

知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮のもとに行動する。

3 情報連絡員（リエゾン）の派遣受入体制の整備

- (1) 県は、あらかじめ情報連絡員（リエゾン）を災害対策地方本部ごとに指定しておき、町で災害対策本部を設置する災害が発生した場合又は町において災害対策本部を設置する要件の災害が発生した場合、若しくは通信手段途絶等により派遣が必要と認められる場合は、管轄地方本部（県中地域振興局）から町へ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

なお、県本部長が必要と認める場合は、県災害対策本部から情報連絡員（リエゾン）が派遣される。
- (2) 県から派遣された情報連絡員（リエゾン）は、町において被害状況や要望事項を積極的に収集するとともに、その状況に応じて、町から積極的に人的支援のニーズや要望事項等を把握し、派遣元の地方本部へ速やかに報告する。

また、地方本部は、情報連絡員（リエゾン）から得た情報について、速やかに県（災害対策本部情報班）に報告するものとし、必要に応じて関係機関等と共有を図る。なお、地方本部は、県（災害対策本部）等からの情報については情報連絡員を経由して、市町村に提供する。

- (3) 町は、情報連絡員（リエゾン）が、地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、情報連絡員（リエゾン）用の衛星携帯電話等の配備や、外部から県デスクネット・ネオにアクセスできる環境を整えるなど、通信手段の確保に努める。

4 他市町村への応援

他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、被災市町村から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合、又は県から応援若しくは職員の派遣についてあっせんを受けた場合、町は、可能な限り応援又は職員の派遣を行う。

第2 国に対する応援要請

1 町長の応援職員派遣要請

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条第2項）。
- (2) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 手続き

町長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、「被災市区町村応援職員確保システム」又は次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が、知事を通じ、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令（以下「令」という。）第17条に定めるとおりである。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

町長又は消防本部の長は、大規模な災害等に際し、本町の消防力限りでは対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事に連絡し応援を要請する。

第4 公共的団体、民間事業者等との協力

1 公共的団体、防災組織等との協力

(1) 協力を要請する業務

町は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行う。

なお、これら団体等の協力業務及び協力方法について明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- オ 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- カ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ 罹災証明書交付事務に協力すること。
- コ その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

(2) 要請事項の明確化

公共的団体、防災組織等に協力を要請する場合は、次の事項をなるべく明確にして行う。

- ア 活動の内容
- イ 調達を要する資機材等
- ウ 協力を希望する人員
- エ その他、協力を際し参考となる事項

(3) 協力要請の方法

公共的団体、防災組織等への協力の要請は、町長の指示に基づき当該団体の責任者に対して行う。

2 民間事業者との災害時応援協定

町は、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

第6節 災害広報

災害時において、住民及び関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を援助するため、速やかに広報部門を設置し、防災関係機関と連携して広報活動を展開する。

担当：総務課、企画商工課

第1 広報体制の確立

町は、収集、整理した各種情報を速やかに広報するため、広報する内容、広報する方法、報道機関等への依頼、広報に必要な人員等を検討し、広報体制の確立を図る。

第2 広報する内容

町は、住民の混乱を防止するため、次の内容の広報活動を実施する。

1 被災者が必要とする情報

被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努める。

2 広報事項

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 町における避難に関する情報
 - ア 避難指示等の発令に関すること。
 - イ 受入施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報に関すること。
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

第3 広報の方法

1 広報手段

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線（戸別受信機含む。）、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール等様々な広報手段を活用し、効果的な広報活動を行う。

- (1) 防災行政無線など町の広報体制を活用した広報
- (2) 広報車による広報
- (3) ヘリコプターによる広報
- (4) 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
- (5) インターネットを利用した広報（災害情報用ホームページ開設、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信など）
- (6) 携帯電話への緊急速報メールによる広報
- (7) テレホンサービスによる被災地情報提供
- (8) 河川水位計及び監視カメラ情報の提供

2 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、町に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、情報を発信するよう要請する。

3 公共情報コモンズの活用

町は、公共情報コモンズに災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるよう努める。

4 要配慮者に配慮した広報の実施

町は、次のような要配慮者に配慮した広報の実施を心掛ける。

- (1) 外国人に対して「やさしい日本語」を含む多言語による広報
- (2) 聴覚障がい者（児）に対して文字放送、手話通訳等の実施

5 インターネットを利用した広報の留意点

インターネットを利用して広報等を行う場合、以下の点に留意する。

- (1) 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努める。
- (2) 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報をわかりやすく提供するよう努める。
- (3) 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努める。
- (4) 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知する。

第4 報道機関への発表

町は、応急活動状況、災害情報、被害状況等に関する情報のうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに報道機関へ発表する。

第5 防災関係機関による広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、町及び報道機関に広報を要請する。

第7節 水防計画

町は、水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、各河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送、水防のための消防団の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示す。

担当：総務課、建設水道課、消防団

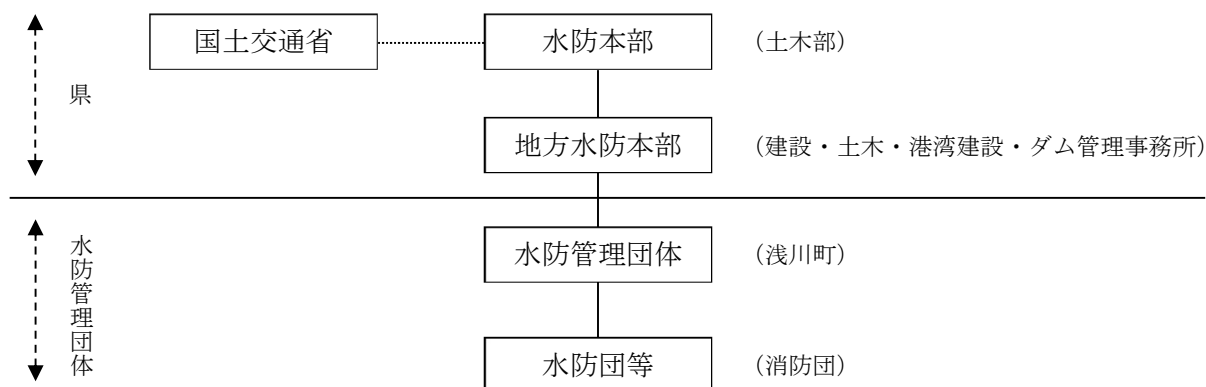
第1 水防の責任

水防管理団体（町）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

第2 水防組織

1 水防組織の概要

県と水防管理団体（町）は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。



2 水防管理団体の役割

水防管理団体（町）は、地方水防本部との密接な連絡のもとに、消防団への出動指令（水防法第17条）、他の水防管理者等の応援要請（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、避難立退の指示（同法第29条）等の業務を実施し、町域の水防事務を総括する。

また、消防団の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとる。

第3 水防非常配備体制

非常配備体制については、本計画に定めるところによるほか、消防団の配備体制は次による。

1 出 動

- (1) 出動は、消防団員等の動員によるが、地域的集中豪雨等緊急の場合、分団長又は班長は、団員を出動させることができる。
- (2) 危険切迫のおそれのある場合は、町長は当該区域内の居住者に対して、満18歳以上60歳未満の男子に対し、水防に従事するために出動を命ずる。

2 配 備

各分団長又は班長は、出動命令を受け、又は緊急の場合は、次に定める担当区分により、団員を指揮して配備につかせるとともに、現場における通信、連絡の場所を水防管理本部又は町災害対策本部に報告する。

3 水防区域の変更

町長は、状況に応じ消防団長をして、分団の水防担当区域を変更し、他の分団の水防を応援することができる。

第4 重要水防区域

1 重要水防区域

町内における重要水防区域は次のとおりとする。

河川名	社川	
担当土木事務所名	石川	
担当分団名	第1～第6分団(全分団)	
右岸・左岸別	両岸	
位 置	浅川町小貫～太田輪～滝輪～福貴作	
延 長	1,500m	
特に危険な区域	延 長	
	予想区域	浸水・決壊
	対策工法	土俵積
情報連絡責任者	第6分団長	

2 その他

集中豪雨の際は、不測の場所において災害を生ずることがあるので、各分団においても、危険区域を予想し、対策を考慮しておく。

第5 巡視及び警戒水位

1 重要水防区域の巡視及び避難水位

河川名	社川
水位判定地点	滑川橋
避難水位	1,920 mm
巡視責任者	第6分団第1班長
巡視方法	徒歩及び車両
巡視状況の連絡方法	電話

2 巡視責任者

巡視責任者は、各分団の班長とし、班長は部内より2名の巡視員を定め、巡視にあてるものとし、必要に応じ予備員より交代者を出す。

3 巡視の方法

- (1) 巡視の開始は、気象警報により、本部から指令があったときとする。
- (2) 巡視責任者は、1時間ごとに若しくは状況に応じ担当区域を巡視せしめ、河川の状況を分団長を通じ本部に報告する。
- (3) 警戒水位を超えたときは、常時巡視を行い、状況が水防活動を必要とする事態に達すると予想されたときは、速やかに班長を通じ、本部に報告するものとし、緊急を要するときは、直ちに団員を招集し、水防活動にあたらしめるとともに、本部に報告する。
- (4) 重要水防区域以外を担当する分団、各班も上記に準じて巡視を行い、警戒にあたる。

第6 水防用器材・資材

1 水防用器材、資材の備蓄及び調達先

本町における水防用備蓄器材・資材は、資料編のとおりであり、不足する場合は、夢みなみ農業協同組合浅川支店等に協力を要請し、調達する。

2 現地調達

- (1) 水防用備蓄器材・資材一覧表にないもの、また、不足器具、資材については、出動する団員及び地区住民が各自携行するものとし、資材については、地域住家より調達する。
- (2) 資材調達の責任者は各分団長とする。
- (3) 応急公用負担によることが必要なときは、直ちに本部長に要請することとする。

第7 水防活動

1 避難立退

事前避難、緊急避難については、別途「避難救出計画」において定める。

2 現場指揮等

水防活動における現場指揮等は、次の事項を原則として実施する。

- (1) 人命の保全を第一とすること。
- (2) 集中的、効果的な活動を行うこと。
- (3) 作業の安全に意を用い、危害の予防に努めること。

(4) 警戒区域の設定が必要と認められるときは、直ちに本部長に要請することとする。

第8 水防の解除

1 解除

全般の状況が水防活動、警戒の必要を認められなくなったときは、その旨を本部に報告し、その指示により、水防体制を解除する。

2 報告

水防活動が終結したとき、本部長は、福島県水防計画書に定められた様式及び経路により知事に報告する。

第8節 救助・救急

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行う。

また、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織に対し、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力し、自発的に救助・救急活動を行うよう協力を求める。

担当：総務課、須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署、消防団

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

1 災害時における活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努めること。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努めること。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図ること。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けること。

2 平時における活動

風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

- (1) 救助技術、救助活動の習熟
- (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 町（消防機関を含む）による救助活動

1 救助班の編成

町は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機材の資機材を優先的に投入して救助活動を行う。

また、警察及び地域住民等と密接に連携し救助作業を実施する。なお、その状況について逐次、県に報告する。

2 救出活動の要請

町は、本町限りでは被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し、救助活動の実施を要請する。

また、必要に応じ民間団体にも協力を求める。

- (1) 応援を必要とする理由

- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 平常時の措置

町は、町内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行う。

- (1) 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
 - 建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めている。
- (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と市町村との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び住民等に対する、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 消防本部による救助・救急活動

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救助・救急活動を実施する。
- (2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救助・救急体制の整備

町所有の公共施設、消防屯所における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

第4 広域的な応援

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行う。

また、町長は、必要に応じ、県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

第9節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

担当：総務課

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命に関わるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

【自衛隊災害派遣要請の範囲】

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む）
- (6) 道路、水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の輸送
- (9) 炊飯、給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与（防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第13、14条）
- (11) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
不発弾の処理は、県警察本部（警備課）が窓口となる。
- (12) 予防派遣（災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合）

【具体的な要請例】

- a 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
 - b 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- (13) その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 町長の災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の要求要領

(1) 町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県中地方振興局長を経由して、知事へ要求する。

要求にあたっては、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する。

ア 提出(連絡)先 県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班(県中地方振興局県民生活課経由)

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(2) 町長は、上記(1)の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

第3 部隊の自主派遣

1 初動における情報収集

(1) 情報の収集

部隊長は、町、県及び他部隊等から、大規模な災害が発生との情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集する。

(2) 情報の伝達

部隊長は、収集した情報を上級部隊に速報するとともに、必要な情報を速やかに知事(災害対策本部総括班)及びその他の関係機関へ伝達する。

2 災害派遣の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、福島駐屯地司令は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事(災害対策本部総括班)に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努める。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

福島駐屯地司令が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

第4 災害派遣部隊の受入体制

町長、知事、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長及び知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材等の準備

町長及び知事は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておく。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置する。

4 派遣部隊の受入れ

町長は、自衛隊派遣が決定されたときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、関係出先機関の長と協議のうえ、次の事項について自衛隊受入体制を整備する。

- (1) 本部事務室
現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図る。
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機あたりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第5 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合又は部隊が派遣の必要がなくなると認めた場合に行う。

ただし、撤収にあたっては、関係機関と十分な事前調整を実施する。

第6 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、町、県、部隊が相互調整のうえ、その都度決定する。

県、町の負担	災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費
部隊の負担	部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第10節 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」である。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導を行う。

なお、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっているため、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導、避難場所における生活等については、特に配慮する。

担当：総務課、保健福祉課

第1 避難指示等の発令

町長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、町は必要な地域の居住者に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難指示等の発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難指示等を発令するとともに、避難指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、避難指示等について、避難指示等の発令の判断基準（例）をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に避難指示等の発令に努める。また、災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

【避難指示等の種類】

避難指示等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。	「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。	「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難の指示等 (町長が発令)	「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の	「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

避難指示等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
	<p>必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p>	<p>「災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)」</p> <p>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。</p> <p>※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況</p>	<p>「命の危険 直ちに安全確保！」</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

【避難指示等の実施責任者及び基準】

区 分	実施責任者	措 置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 (警戒レベル4)	町長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のため立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	町長 (災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(2) 避難指示等の発令を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等の発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、この他に土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

ウ その他

町で定める基準に達したとき。

【参考】キキクル（危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p> <p>水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>
早期注意情報（警報級の可能性）	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</p>

(3) 指定行政機関等による助言

町は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。この際、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するように努める。

また、県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、避難情報発令状況をリアルタイムで把握し、必要な情報がもれなく発令されるよう市町村に積極的に助言する。

2 避難のための指示の内容

避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示等の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

(1) 知事への報告

町長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ア 避難指示等の有無
- イ 避難指示等の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

なお、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 住民への周知

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、地域防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、「緊急安全確保」「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、避難指示等の発令対象区域については、災害リスクを想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難指示等を発令することにより、安全な地域の居住者等までもが指定緊急避難場所に避難して混雑したり、交通渋滞が発生するなどのおそれから、可能な限り絞り込むことが重要である。一方、実際の運用では、発令対象区域の居住者等にまとめて発令し、具体的な情報伝達の中で、立退き避難を基本としつつも居住者等の自らの確認・判断で屋内安全確保も可能であることを伝達する方法も考えられる。

町は、居住者等が、自宅・施設等が災害時において立退き避難が必要な場所なのか、屋内安全確保が可能な場所なのかをあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断できるよう、周知徹底を図るよう努める。

4 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第23条の2及び第28条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、上記（1）～（3）の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条、町が、その全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合）

2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行うこととしている。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等の発令と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

第3 避難行動

1 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

ア 災害種別ごとに、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）

ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

2 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次のすべての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

【避難行動の一覧表】

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時に あらかじめ確認・ 準備すべきことの 例	リードタイム※1の確 保の有無	当該行動をと る避難情報	当該行動が 関係する災 害種別
緊急安全確保	・安全とは限 らない自宅・施設等 ・近隣の建物 (適切な建 物が近隣に あると限ら ない)	・上階へ移動 ・上層階に留 まる ・がけから離 れた部屋に 移動 ・近隣に高く 堅牢な建物 があり、か つ自宅・施 設等よりも 相対的に安 全だと自ら 判断する場 合に移動等	・急激に災害が切 迫し発生した場 合に備え、自宅・ 施設等及び近隣 でとり得る直ち に身の安全を確 保するための行 動を確認 等	リードタイ ムを確保で きないと考 えられると きにとらざ るを得ない 行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避 難指示のみ発 令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避 難場所(小 中学校・公 民館・高台・ 津波避難ビ ル・津波避 難タワー 等) ・安全な自主 避難先(親 戚・知人宅、 ホテル・旅 館等) 等	・避難経路が安全 かを確認 ・自主避難先が安 全かを確認 ・避難先への持参 品を確認 ・地区防災計画や 個別避難計画等 の作成・確認 等	リードタイ ムを確保可 能なときに とるべき行 動 (※津波は 突発的に発 生するた め、リード タイムの確 保の可否は 個々に異 なる)	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	安全な自宅・ 施設等	・安全な上階 へ移動 ・安全な上層 階に留まる 等	・ハザードマップ 等で家屋倒壊等 氾濫想定区域、 浸水深、浸水継 続時間等を確認 し、自宅・施設等 で身の安全を確 保でき、かつ、浸 水による支障※ 2を許容でき るかを確認 ・孤立に備え備蓄 等を準備 等	リードタイ ムを確保可 能なときに とり得る行 動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 (土砂災害 と津波は立 退き避難が 原則)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

## 第4 避難の誘導

### 1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長又は避難指示等を発した者がその措置にあたる。

### 2 避難指示等の伝達

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む）と併用して、広報車による伝達やＬアラート、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

### 3 避難時の安全確保措置

避難指示等の発令があったとき、又は火災の発生、延焼拡大、あるいは建物倒壊等により避難地の安全確保を優先させる必要があると認められるときは、消防機関等の協力のもと、避難地、避難路の安全確保のための消火活動、延焼防止活動、建物除去活動等を行う。

### 4 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者（児）等の避難行動要支援者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- (6) 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

### 5 避難順位及び携行品の制限

#### (1) 避難順位

避難順位は、概ね次の順序による。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児・学童
- オ 女性
- カ 上記以外の一般住民

キ 災害応急対策従事者

ク ペット

(2) 携行品の制限

避難にあたっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。）。

6 避難道路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

7 避難輸送の応援要請

町は、災害救助法適用後、遠距離地に避難するための輸送に要する車両等の調達について県に要請し、車両等を確保する。

なお、災害救助法による避難輸送の範囲は次のとおりである。

(1) 被災者自身を避難させるための輸送

ア 災害によって被害を受けた者

イ 災害によって被害を受けるおそれのある者（町長等の指示による避難に限る。）

(2) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

第5 避難行動要支援者等対策

1 情報伝達体制

(1) 高齢者等避難の発令・伝達

高齢者等避難は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。

要配慮者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、次の事項に留意しつつ、確実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進する。

ア 高齢者や障がい者（児）等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ 高齢者や障がい者（児）に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

(2) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(3) 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の

情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、聴覚障がい者（児）については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

#### (4) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

#### (5) 外国人に対する対策

町は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努める。

## 2 避難及び避難誘導

### (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

### (2) 在宅者対策

町は、普段から、一人暮らしの高齢者、障がい者（児）等の把握に努め、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、優先的に安否・被害確認、救助、避難等を行い、避難所に誘導する。また、避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

なお、避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。

ア 避難所へ移動すること。

イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。

### (3) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

## 第6 広域的な避難対策

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際にあわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### 1 町の役割

町は、広域避難の際、町単位及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

## 2 受入元市町村の役割

広域避難を受け入れる場合、町は、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

## 第7 安否情報の提供等

### 1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することとないよう配慮する。また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

#### (1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ 上記アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

#### (2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

### 2 被災者の同意又は公益上必要が必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

## 第11節 避難所の設置・運営

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、公民館その他既設の建物等あらかじめ指定した避難所又は応急仮設物等に受け入れ、適切に保護する。

**担当：総務課、住民課、保健福祉課**

### 第1 避難所の設置

#### 1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、町長が実施する。
- (2) 町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (3) 大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を受入れできない場合、町は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。

#### 2 町長の措置

町長は、あらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受け入れるべき者を誘導し、保護にあたる。

なお、町はあらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努める。

##### (1) 避難所の開設

町長は、原則として、あらかじめ指定した避難所の中から、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を設置した場合は、町職員等を各避難所の維持、管理のための責任者として配置し、避難所の運営を行う。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

#### 【開設報告事項】

- |   |              |
|---|--------------|
| ア | 避難所開設の日時及び場所 |
| イ | 箇所数及び受入人員    |
| ウ | 開設期間の見込み     |

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県をはじめ県警察本部（石川警察署）、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における町長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

ア 被災者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 被災者に対する給水、給食措置

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、FAX、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図ること。）

カ 防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症発生が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努める。

キ その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) その他の施設の利用

町長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、施設管理者は受入れの用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、受入れした被災者の管理は町長が実施する

## 第2 避難所の運営

### 1 避難所運営の主体

(1) 町は、各避難所に対し、町災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。

また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(2) 町長は、町内会、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。



なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

- (3) 町内会、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。
- (4) 町や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。  
 なお、自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映するよう努める。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、町は避難所の運営を行う。
- (6) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルールづくりや生活環境を向上するための活動を行えるよう、町や施設管理者が支援を行う。

## 2 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

## 3 避難所における情報伝達

避難所に設置した特設公衆電話、Wi-Fi スポット等により、様々な情報を正確に伝えるよう努める。また避難所における通信設備の整備に努める。

## 4 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

### (1) 設備の整備

町は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じる

#### 【避難所における設備・備品等の整備の目安】

ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド	カ 仮設トイレ
イ 間仕切り用パーティション	キ テレビ・ラジオ
ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末
エ 洗濯機・乾燥機	ケ 簡易台所、調理用品
オ 仮設風呂・シャワー	コ その他必要な設備・備品

### (2) 環境の整備

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの

処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。

## 5 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人ひとりの多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

## 6 避難所における配慮等

### (1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者（児）や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者（児）等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

### (2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣する。

### (3) 健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

### (4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、あわせて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。

### (5) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

## 7 指定避難所以外の被災者への支援

### (1) 在宅被災者及び車中生活を送る被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

### (2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設(町庁舎等)に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。

## 第2 新型コロナウイルス等の感染症対策

### 1 避難所における過密状態の防止等

#### (1) 宿泊施設等の活用

##### ア 速やかな避難所の開設

(ア) 宿泊施設等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、町は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認のうえ、宿泊施設等を避難所として速やかに開設する。

(イ) 運営管理については、宿泊施設等の管理責任者が行い、避難者の体調管理等は町が行う。

##### イ 優先的に避難する者に対する避難先の案内

(ア) 大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所よりも多くの避難所が必要となり、避難所として宿泊施設等を活用することが予想される場合、町は、事前に宿泊施設等の施設管理者等に空室状況等の確認及び受入れのための調整を行う。

(イ) 上記の確認結果を踏まえ、当該宿泊施設等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入れが可能であり、避難所として当該宿泊施設等を開設することについて調整が整い、当該リストに掲載されている者が避難を希望する場合は、直接当該宿泊施設等に案内する。

##### ウ 避難者の受入れ

(ア) 優先的に避難する者に対する避難先の案内を行う場合は、リストに掲載されている者の情報を開設した宿泊施設等の管理責任者に提供し、リストに掲載されている者の避難が完了した後、宿泊施設等の管理責任者は町へ報告を行う。

(イ) 濃厚接触者等に該当する者は、町が開設する避難所に受け入れ、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な配慮に努める。

(ウ) 避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ宿泊施設等への到着時に行う。

エ 避難所の運営管理

- (ア) 避難者名簿の整備、炊き出しその他による食料の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、宿泊施設等と避難所又は自宅の移動手手段の確保等生活環境の確保に努める。
- (イ) 避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供する。
- (ウ) 宿泊施設等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。また、避難者が感染症に感染した場合の対応について、県と十分に連携のうえで、事前に検討し、これに沿って対応を行う。
- (エ) 避難所運営に関わる職員の健康状況の把握等を行う。

オ 県への支援要請

町のみでは、災害時に避難所として開設可能な宿泊施設等の確保が不足する場合は、県に支援を要請する。

(2) 親戚や知人の家等への避難

災害時に避難生活が必要な被災者に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知する。

## 2 避難所内の対策

(1) 避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行う。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。

(2) 基本的な感染対策の徹底

物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

(3) 十分な換気の実施、スペースの確保等

ア 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保するよう留意する。

イ 避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウトについては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」(令和2年6月15日、府政防第1274号等)に示すレイアウト(例)を参考とする。

(4) 発熱・咳等の症状がある人のための専用スペースの確保

ア 発熱・咳等の症状がある人は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、できるだけ専用のトイレを確保する。

イ 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、できるだけ避ける。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの対策をとる。

ウ 発熱・咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

エ 避難所のスペースの利用方法等について、事前に施設管理者等と調整を図る。

オ 発熱・咳等の症状がある人を同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト(例)を参考とする。

(5) 濃厚接触者のための専用スペースの確保

- ア 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。
- イ 一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。
- ウ 避難所における濃厚接触者への対応については、町及び県、保健所が十分に連携したうえで、適切な対応を事前に検討する。
- エ 濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

(6) 避難者が新型コロナウイルス等の感染症を発症した場合の対応

- ア 新型コロナウイルス等の感染症を発症した場合の対応については、県及び保健所と連携のうえ、適切な対応を事前に検討する。
- イ 避難所から病院への移送を含め、町及び県、保健所、医療機関が十分に連携のうえ、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

**3 必要な物資の備蓄**

- (1) 新型コロナウイルス等の感染症対策に必要な物資や資材の備蓄を進める。
- (2) 災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）への情報入力・活用を行う。

**4 適切な避難行動の周知**

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知する。

## 第12節 医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。

このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療（助産）救護活動を施す。

**担当：保健福祉課、須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署**

### 第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

町は、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、石川郡医師会等と連携し、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

医療機関の被害状況及び活動状況は、県中保健福祉事務所が一元的に管理し、県へ報告する。この場合において、医療機関は救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、有線回線が不通となり保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、防災行政無線等により報告を行う。

### 第2 医療体制の確立

#### 1 医療救護班の編成

町は、石川郡医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

また、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めたとき又は災害の程度により町の能力をもってしては十分でないときと認められるときは、県に対して協力を要請する。

- (1) 町は、必要に応じ石川郡医師会等の協力を得て医療救護班を編成する。
- (2) 県は、町から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、県立病院等の医師等による県医療救護班を編成する。
- (3) 日本赤十字社福島支部は、県から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、日赤医療救護班を編成する。

#### 2 救護所の設置

町は、医療（助産）救護の必要を認めたときは、避難所の運営に配慮し、避難所等に救護所を設置し、救護活動を行う。

#### 3 医療救護班の派遣

町、県及び日本赤十字社福島支部は、必要に応じて、救護所に町医療救護班、県医療救護班、日赤医療救護班を派遣し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

### 第3 医療（助産）救護活動

町は、福島県災害医療行動計画に基づき、被災地内で医療（助産）救護活動を行うとともに、「福島県心のケアマニュアル」に基づき、心のケアを実施する。

## 【医療救護班の業務内容】

- |                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 診療（死体検案、身元確認を含む。）</li> <li>(2) 応急処置、その他の治療及び施術</li> <li>(3) 分娩の介助及び分娩前後の処置</li> <li>(4) 薬剤又は治療材料の支給</li> <li>(5) 病院施設への搬送要否（主に重症患者）の決定</li> <li>(6) 介護</li> <li>(7) その他医療（助産）救護に必要な措置</li> </ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第4 傷病者等の搬送

### 1 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

### 2 傷病者搬送の要請

医療救護班の班長は、町、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。重症者等の場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプター等の手配を要請する。

### 3 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者の搬送は、救急医療センターの情報等をもとに原則として基幹災害医療センターや二次保健医療圏単位に設置されている地域災害医療センターへ次の要領で行う。

- (1) 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部で実施する。ただし、消防本部の救急車両が確保できない場合は、町、県、救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。
- (2) 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合は、県消防防災ヘリコプターにより実施し、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。
- (3) 傷病者搬送の要請を受けた町、県及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認のうえ、搬送する。
- (4) 町においては、患者移送車両は町役場の公用車とするが、必要に応じて町内の自家用車を借り上げ、必要な車両台数を確保する。

### 4 医療スタッフ等の搬送

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送にあたっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

## 第5 医薬品等の確保

町は、医薬品等の確保に努めるとともに、不足する場合は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

## 第6 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

## 第13節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

**担当：建設水道課**

### 第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていく。

#### 1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

#### 2 緊急輸送活動の対象

第1段階	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 (6) 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料
第2段階	第1段階に加え、 (1) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (2) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 (3) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	第2段階に加え、 (1) 災害復旧に必要な人員及び物資 (2) 生活必需品

#### 3 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施



## 第2 緊急輸送路等の確保

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に交通の安全と施設の保全のため、又は応急対策に従事する者及び必要な資材の緊急輸送のために交通規制その他応急対策を行う。

### 1 被害状況等の把握

建設水道課長は、町内の交通事情の実態を把握するとともに、関係機関と連絡を密にし、その状況を随時町災害対策本部に報告する。

### 2 輸送路の確保

#### (1) 資機材の確保

町は、災害応急対策に要する輸送の確保を図るため、町所有の機械及び建設機械を有する者の応援を求め、資機材の確保を図る。

#### (2) 優先開通道路の選定基準

輸送路の確保にあたっては、第1章第6節「緊急輸送路等の指定」で定めた緊急輸送路の中から緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。

#### (3) 道路開通作業の実施

町は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、緊急度の高い第1次確保路線道路から開通作業を実施する。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保するものとし、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路を開通する。

このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、県警察本部（石川警察署）、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

### 3 陸上輸送拠点の確保

町は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保する。

### 4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

## 第3 輸送手段の確保

### 1 町の確保体制

(1) 町は、町内輸送業者、福島県トラック協会等との連携のもと、地域の現況に即した車両等の調達を行う。

(2) 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

### 2 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

#### 第4 緊急輸送路の情報の集約と提供

- (1) 道路管理者は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、通行可能な道路の情報を県へ提供する。
- (2) 道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から行われる県からの指示について、道路管理者である町は、随時協力する。

## 第14節 災害警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測されるため、県警察本部（石川警察署）を中心とした、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等について定める。

**担当：総務課、建設水道課**

### 第1 災害警備活動

県警察本部（石川警察署）と緊密な連絡をとり、災害発生時における避難措置、保安、犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会公共の秩序の維持に関する事項等が円滑に行われるよう努める。

#### 1 治安の維持について

災害時における治安の維持については、県警察本部（石川警察署）と連絡を密にするとともに消防機関の協力を得て、万全を期する。

#### 2 被災地における治安の確保

町は、警察機関及び消防機関と連絡を密にし、災害発生時の被災地周辺における住民の動向等を把握し、流言飛語の防止に努め、極力治安の維持に努める。

### 第2 交通規制措置

#### 1 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

町域において災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、県警察本部（石川警察署）を中心とし、混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

町は、県警察本部（石川警察署）に協力して必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

##### (1) 実施機関

県警察本部（石川警察署）、県公安委員会

##### (2) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

##### (3) 交通規制の方法等

###### ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知する。

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により規制を行う。

ウ 迂回路対策

公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

エ 広報活動

公安委員会は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知する。

(4) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であつて、特別の番号標を有しているものを除く。）。

イ 確認手続

町は、知事又は公安委員会若しくは県警察本部（石川警察署）に令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの申し出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

(5) 緊急通行車両等の事前届出

ア 公安委員会は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に基づき行うこととしている。

イ 緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して令第33条第1項に定める確認を行う。

ウ 公安委員会は、事前届出の申請等の処理について、知事と必要な調整を図る。

エ 公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。

オ 町は、災害応急対策を実施するための町有車両について、あらかじめ緊急通行車両等の事前届出を行つておくとともに、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。

2 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- (2) 前記(1)に関わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

### 3 公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 上記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (4) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置等を要請することができる。

## 第15節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における健康相談や保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

**担当：企画商工課、住民課、保健福祉課**

### 第1 防疫活動

#### 1 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進にあたる。

#### 2 予防教育及び広報活動

町は、県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、防災無線やホームページ等を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

#### 3 消毒の実施

- (1) 町は、知事の指示に基づき実施するものとし、実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

#### 4 ねずみ族昆虫等の駆除

- (1) 町は、知事の指示に基づき実施するものとし、実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

#### 5 生活の用に供される水の供給

- (1) 町は、知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

#### 6 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき、町は県及び関係機関と連携し、予防接種を実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

## 7 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症の集団発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、医師会、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

## 8 報告

### (1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県中保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。

### (2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和 45 年 5 月 10 日衛発第 302 号公衆衛生局長通知様式 5）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

## 第 2 保健活動

### 1 食品衛生監視

町は、災害時の状況に応じて県に対し、食品衛生監視班の派遣を要請する。

県中保健福祉事務所長は、派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を行うこととしている。

県中保健福祉事務所長の指揮下で食品衛生監視班が行う活動は次のとおりである。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

### 2 栄養指導

#### (1) 栄養指導班の編成及び派遣

町は、災害の状況により栄養指導班を編成し、災害被災地に管理栄養士・栄養士を派遣したり、県の保健福祉班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

#### (2) 栄養指導活動内容

##### ア 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

##### イ 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

ウ 食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、あわせて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

エ 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

### 3 健康相談と保健指導

町及び県の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康状態を把握し、管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、医師会、歯科医師会、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

### 4 精神保健活動

町は、県が災害の状況に応じて設置する精神科救護所等と連携し、次に掲げる精神科診療体制の確立を図る。

(1) 被災者のメンタルヘルスケア

被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ精神科医療チーム（D P A T）を避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

(2) 精神科入院病床及び搬送体制の確保

町は、県の協力のもと、入院医療及び保護を必要とする被災者のための精神科病床及び搬送体制を確保する。

## 第3 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

町は、災害発生後、備蓄している防疫及び保健衛生用資機材の被害状況を把握し、不足する場合は、町内の取扱業者等から必要量を確保する。町内において必要数量を調達することができない場合、又は困難な場合、県に調達を依頼する。

## 第4 動物（ペット）救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関、猟友会及び福島県動物愛護センターの協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努める。



## 第 16 節 廃棄物処理対策

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

**担当：住民課、建設水道課**

### 第 1 災害廃棄物の処理

#### 1 排出量の推計

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の災害廃棄物が排出されるものと想定される。

町においては、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計したうえで、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

#### 2 収集体制の確保

町は、被災等における生活環境の保全・公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

このため、町は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

#### 3 処理対策

##### (1) 腐敗性廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、町は、第一にその体制の確立を図る。

##### (2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が収集処理を行う。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、町及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずることとする。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合は、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県及び他市町村への協力要請を行う。

## 第2 し尿処理

### 1 排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。

上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、町は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図る。

### 2 収集体制の確保

町の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村のし尿処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

このため、町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

### 3 処理対策

#### (1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい（児）者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行う。

#### (2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておく。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

## 第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

### 1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるので、普段より施設の維持管理を十分に行う。

### 2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策を講ずるほか、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県（地方振興局又は危機管理総室）に報告するなどの処置を講ずる。

## 第4 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請する。

また、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県（地方本部）に支援を要請する。

町は、災害時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えるとともに、近隣市町村間の応援体制を整える。

## 第17節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する。

**担当：総務課、企画商工課、農政課、住民課、保健福祉課、建設水道課**

### 第1 給水救援対策

#### 1 飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら災害による避難者に対して概ね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行う。

#### 2 飲料水の応急給水活動

##### (1) 町の対策

ア 町は、給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 町は、水道事業者が確保した飲料水ほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

##### (2) 県及び水道事業者への支援要請

町は、必要に応じ、他の水道事業者、国の救援及び応急給水用飲料水の衛生指導等について県へ支援を要請する。

#### 3 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

### 第2 食料救援対策

#### 1 食料供給の概要

町は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食糧、副食・調味料等を調達し、避難者等に対して供給する。このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、町、東北農政局福島地域センター等と連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図ることとしている。

さらに、県は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

## 2 食料需要の把握

町は、避難者数、電気、水道供給停止等による調理不能者数、防災要員数等から食糧の需要を予測、把握するとともに、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する高齢者、傷病者等の要配慮者の数についても把握する。

なお、食料供給実施対象者は次のとおりとする。

- (1) 避難所に受け入れられた者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- (4) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (5) 救助活動に従事する者

## 3 食料の調達

町は、公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食糧の量を把握する。

食料の調達は、協定締結業者、その他の業者から調達することを原則とするが、業者の保有量では供給が困難な場合、知事に応援を要請する。

また、調達した食糧については、台帳等に記入し整理する。

なお、調達にあたっては、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮する。

### 【供給品目の目安】

- |                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 米穀</li> <li>(2) 保存食（乾パン、アルファ米、缶詰）</li> <li>(3) パン等麦製品</li> <li>(4) インスタント食品、カップめん</li> <li>(5) おにぎり、弁当等</li> <li>(6) 粉ミルク</li> </ol> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 4 食料の配布

町は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の配布を行うものとし、配付を行ったものについては、台帳等に記入し整理する。

配布にあたっては、高齢者、乳幼児を優先する等、要配慮者に対し十分考慮するものとし、また、必要な品目、要望等については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

## 5 炊き出しの実施

町は、給食設備を有する施設（避難所等）及び備蓄炊飯用具により、炊き出しが可能かどうか把握し、可能な場合は避難所等の適当な場所で実施する。実施にあたっては、原則として、配給対象者、自主防災組織、婦人消防隊が中心となってい、状況により、地域の団体、日赤奉仕団、ボランティア団体又は自衛隊等の協力を得て実施する。

## 6 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の、食料の供給は次のとおりである。

実施機関	町長（知事より委任される）
実施期間	原則災害発生の日から7日以内
費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による

## 第3 生活必需物資等救援対策

### 1 生活必需物資供給の概要

町は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあっせん又は調達し、供給する。このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、町、東北経済産業局、日本赤十字社福島県支部等と連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

### 2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行う。

#### (1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

#### (2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

#### (3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

#### (4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

### 3 生活物資需要の把握

町は、住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需物資の需要を把握する。生活必需物資の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

### 4 生活必需物資の調達

生活必需物資は、備蓄物資で対応するが、不足する場合は、あらかじめ協定を締結した生活物資等の販売業者から物資を調達する。調達を行った物資については、台帳等に記入し、整理する。ただし、町で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行う。

### 5 生活物資の輸送

町は、調達した生活必需品及び県から給付を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、避難所等へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させるなどの措置を行う。

## 6 生活必需物資の配布

町は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等へ生活必需物資を配布するものとし、配付を行った物資については、台帳等に記入し整理する。配布にあたっては、高齢者、乳幼児を優先する等、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目・物品の要望については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

なお、避難所においては、避難者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

## 7 災害救助法が適用された場合の生活必需物資の供給

災害救助法が適用された場合の、生活必需物資の供給は次のとおりである。

実施機関	原則知事（ただし、知事から委任された場合、又は知事による救助の余裕がない場合は町長）
実施期間	原則災害発生の日から10日以内
費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による

## 第4 支援物資等の支援体制

町は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点をややかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

## 第5 義援物資及び義援金の受入れ

### 1 義援物資の受入れ

町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を町及び県の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

### 2 個人等からの義援物資の検討

町は、東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを検討する。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱を避けるため、個人からの義援物資と同様に検討する。

なお、上記の受入れを検討することについては、町のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表する。

### 3 義援金の受入れ

町は、あらかじめ義援金の受入体制を整えておく。

## 第18節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

**担当：総務課、建設水道課、税務課**

### 第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の相談

町は、県が実施する判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のため、住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

### 第2 障害物の除去

#### 1 住宅関係障害物の除去

##### (1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去を行う。

(ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、町が保有する機械、器具を使用して実施するが、労力又は機械力が不足する場合は、町建設業協会等、隣接市町村又は県（所轄の建設事務所）に派遣（応援）要請を行う。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、(社)福島県建設業協会（以下、この節において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力の提供等協力を求める。

##### (2) 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

対 象	障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないもの。 なお、第2章「災害応急対策計画」第19節に規定する「応急仮設住宅の供与」との併給は認められない。
除去の方法	作業員あるいは技術者を動員
費 用	費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。
実施期間	災害発生の日から10日以内
そ の 他	上記において適切な実施が困難な場合、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、活動の程度、方法及び期間を定めることができる。

#### 2 道路における障害物の除去

(1) 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行う。

(2) 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。



### 3 河川における障害物の除去

- (1) 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行う。
- (2) 河川管理者は、河川法第 22 条第 1 項の規定による緊急措置を行う。
- (3) 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第 29 条の規定による緊急措置を行う。

### 4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には町（関係事務組合を含む。）の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保する。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておく。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県有地等の公共用地を選定する。
- (2) 公共用地に適切な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。

### 5 関係機関との連携

町は、県及び近隣市町村等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等の要員の調達、確保に努める。

## 第 3 災害相談対策

### 1 臨時災害相談所の開設

町は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施する。

また、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

### 2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部局及び国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずる。

### 3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。

- (3) 行方不明者の捜索に関する事（被災者の安否の確認に関する事）。
- (4) その他住民の生活に関する事。

#### 第4 応急金融対策

金融機関は、日本銀行の指導、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講じる。

町は、金融機関及び報道機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

##### 【金融機関による非常金融措置】

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 預金通帳を滅失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。</li><li>(2) 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行うこと。</li><li>(3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。<br/>また、災害関連手形の不渡処分について適宜配慮すること。</li><li>(4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</li><li>(5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第 19 節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。

**担当：建設水道課、総務課**

### 第 1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

#### 1 建設型応急仮設住宅の建設

##### (1) 実施機関等

ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の立案と実施は、町長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うものであるが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、町と共同して行う。

なお、災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は建設を町長に委任することができる。

ウ 町は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等の要請を行う。

##### (2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりである。

入居対象者	<p>災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。なお、(3)については、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用することとする。</p> <p>(1) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。</p> <p>(2) 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。</p> <p>(3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。</p> <p>また、第 2 章「災害応急対策計画」第 18 節第 2 に規定する「障害物の除去」や本節第 1 の 3 に規定する「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が 1 か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則 6 か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。</p>
入居者の選定	<p>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。ただし、県は状況に応じて町長に事務委任することができる。</p>
建設戸数	<p>建設戸数は、町ごとの全壊、全焼及び流失世帯数の 3 割以内とする。ただし、やむを得ない場合には、市町村相互間において設置戸数の融通ができる。被害の程度、深刻さ、住民の経済能力、住宅事情等により特に必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、建設戸数を引き上げることがある。</p>
規 模	<p>標準規模は、1 戸あたり平均 29.7 m²（9 坪）とする。</p>

設 計	応急仮設住宅の設計にあたっては、高齢者や障がい者（児）等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様をめざすとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。
費 用	工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。
建設場所	<p>応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。なお、選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。</p> <p>また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に充分配慮するとともに、相当数の世帯が集团的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画公園予定地</li> <li>・町有施設敷地内空地</li> <li>・公営住宅敷地内空地</li> <li>・国・県が選定供与する用地</li> <li>・公園、緑地及び広場</li> <li>・その他の適地</li> </ul>
集会所の設置	仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。
福祉仮設住宅の設置	高齢者、障がい者（児）等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。
着工の時期	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設する。
着工時期の延長	大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。
供与期間	完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

## 2 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

## 3 住宅の応急修理

### (1) 実施機関等

ア 被害家屋の応急修理に関する計画の立案と実施は、町長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住家の選定について、市町村と共同して行う。

なお、災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は建設を町長に委任することができる。

### (2) 災害救助法による住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の被災家屋の応急修理に関する基本的事項は、次のとおりである。

応急修理対象者	<p>1 次の要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。</p> <p>(3) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。</p> <p>2 準半壊、半壊、中規模半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること</p> <p>3 資力要件については、「資力に関する申出書」をもとに、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること</p>
費用の限度額	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯あたり</p> <p>(1) 大規模半壊又は半壊、中規模半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内</p> <p>(2) 準半壊の被害を受けた世帯 318,000円以内</p>
修理の範囲	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。
応急修理の期間	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了するように行う。

## 第2 公営住宅のあっせん等

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

また、必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や長期間の避難が予想される場合などは、県と連携のもと、(社)福島県宅地建物取引業協会を通して民間賃貸住宅を提供することができる。

なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるが、入居先の決定にあたっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため地域単位での入居なども検討する。

## 第20節 死者の搜索、遺体対策等

災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

**担当：住民課、保健福祉課**

### 第1 全般的な事項

#### 1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

#### 2 広域的な遺体処理体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨つぼ等の確保に配慮するとともに、近隣市町村の協力による火葬支援体制の整備に努める。

### 第2 遺体の搜索

#### 1 搜索活動

町は、県、県警察本部（石川警察署）、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

#### 2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

救助実施者が遺体の搜索を実施するにあたっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付する。

### 第3 遺体の収容

#### 1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（医療救護班）による検案を終えた遺体は、町が県に報告のうえ、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

## 2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

### (1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

### (2) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておく。

## 3 災害救助法を適用した場合の遺体対策

災害の際死亡した者について遺体に関する取扱いは、以下の事項について行う。

### (1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）

### (2) 遺体の一時保存

### (3) 検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。）

## 4 県警察本部（石川警察署）の対応

### (1) 遺体の検視

警察官が、各種法令等に基づいて検視を行う。

### (2) 遺体の搬送

町が実施する遺体の搬送活動に協力する。

## 第4 遺体の火葬・埋葬

### 1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬にあたっては、町は、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとる。

#### (1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。

#### (2) 火葬場の調整

ア 町は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多くなる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 町は、火葬許可にあたっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

### 2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬の基準

#### (1) 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。

#### (2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものと

するが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）する。

（3）遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記（2）に準じて実施する。

（4）費用・期間等

以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬

ウ 骨つぼ又は骨箱



## 第 21 節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

**担当：建設水道課**

### 第 1 上水道施設の応急対策

町は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

#### 1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧にあたっては、緊急度の高い医療施設、介護施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎、冷却水を必要とする発電所・変電所などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

#### 2 応急復旧の実施

応急復旧計画に基づき、応急給水用飲料水の確保を行うとともに、水道施設の復旧対策を実施する。

なお、復旧にあたっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる庁舎等あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

#### 3 支援要請

町内の事業者のみでは人員、資機材等が不足する場合、必要とする支援内容を明らかにして、隣接水道事業者、県等の他の機関に支援を要請する。

県においては、水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、県内の水道事業者、水道用水供給事業者及び関係団体並びに国に対して広域的な支援要請をし、支援活動を調整する。

#### 4 情報の伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達する。

また、住民に対し、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供、広報活動を行う。

### 第 2 下水道施設の応急対策

町は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて必要な応急措置や応急復旧を行う。

### 1 要員の確保

緊急時の配備体制により要員の確保を図る。要員が不足する場合は、県、周辺市町村、関係機関、民間事業者に応援を要請する。

### 2 被害状況の把握及び応急復旧の実施

災害が発生した場合、直ちに施設等の被害状況を調査するとともに、施設の点検を実施する。排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行う。

### 3 応急対策用資機材の確保

施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図る。

### 4 復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

### 5 広 報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

## 第3 ライフライン事業者、公共交通機関の応急対策

各ライフライン事業者及び公共交通機関は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講じ、社会不安除去及び二次災害防止のために必要な広報活動を行うこととしている。

町は、各ライフライン事業者及び公共交通機関が実施する応急復旧措置に協力するとともに、町内の事業者に対して支援を要請し、支援活動の調整を図る。

## 第22節 文教対策

災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、災害時における応急対策計画を定める。

**担当：教育課**

### 第1 児童生徒等保護対策

学校長及び教職員は次の対応により、児童生徒等の安全を確保する。

学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長は、学校対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。</li> <li>・児童生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校等が保護する。ただし、生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。</li> <li>また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。</li> <li>・初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。</li> </ul>
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合、生徒等を教室等に集める。</li> <li>・生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。</li> <li>・学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。</li> <li>・障がい児については、介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。</li> <li>・生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。</li> <li>・遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。</li> <li>・生徒等の安全を確保したのち、町災害対策本部の指示により防災活動にあたる。</li> </ul>

### 第2 応急教育対策

#### 1 応急教育の実施

町教育委員会及び県教育委員会等は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

#### 2 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

#### 3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 町教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- (2) 町教育委員会は、調査の結果、必要のあるときは、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 町教育委員会は、必要のあるときに、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。

(4) 町教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

#### 4 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておく。

##### (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

##### (2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

##### (3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

##### (4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	(1) 特別教室、屋内体育館等を使用する。 (2) 二部授業を行う。	ア 欠員者の少ない場合は、学校内で調整する。 イ 管内隣接校からの応援要員の確保を考える。
2 校舎が全部被害を受けた場合	(1) 公民館、公会堂等の公共施設を利用する。 (2) 隣接校の校舎を利用する。 (3) 神社、仏閣等の利用を行う。 (4) 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定する。	ウ 管内隣接校の協力を求める。 エ 短期、臨時的にはPTAの適当な者の協力を求める(退職教員等)。
3 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合	(1) 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮する。 (2) 上記(1)の場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画を作る。 (3) 応急仮校舎の設置を考える。	欠員(欠席)が多数のため、イ、ウの方途が講じられない場合は県教育委員会に要請して県において配置するよう要請する。
4 町内全域に大きな被害が発生した場合	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。	長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は直ちに対処できるよう調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか、他県の協力を要請するかについて考慮しておく。

## 5 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員の確保を図る。

### (1) 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

#### (ア) 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

#### (イ) 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、県教育庁義務教育課、高校教育課、特別支援教育課を通じて県教育総務課に報告する。

#### (ウ) 県教育委員会の指示

県教育総務課においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校及び教育事務所を通じて町教育委員会等に対し教員の配置等適宜指示連絡をすることとしている。

#### (エ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

### (2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障をきたす場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を講ずる。

## 6 学用品の確保のための調査

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、県教育委員会に報告する。町教育委員会は、調査の結果に基づき、学用品の確保に努め、学用品の確保が困難な場合は、県教育委員会へ要請する。

## 7 避難所として使用される場合の措置

学校が避難所として活用された場合、総務部及び町教育委員会は、教育の継続、再開を円滑に行うため、使用施設の範囲、優先順位等について協議し、学校管理者に通知する。

また、総務部及び町教育委員会及び学校管理者は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の円滑な運営に努める。

## 8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

## 9 減免措置

町は、被災により減免等が必要と認める者について、関係条例及び規則の定めるところにより、全部又は一部を免除する等の特別措置を行う。

### 第3 文化財の応急対策

#### 1 応急措置

文化財が被災した場合は、町教育委員会はその被害状況を調査し、県教育委員会に報告する。また、状況に応じて、県教育委員会の指示を受け修理等を行う。

- (1) 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図る。
- (2) 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずる。
- (3) 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意する。

#### 2 搬出可能な文化財等の場合

美術工芸品等の文化財保管場所が損害を受けた場合、町教育委員会は、各文化財等について、その性質及び保全の知識を有する責任者を定め、搬出にあたっての安全を図るとともに、管理体制の整った公共施設に一時的に保管させる等の措置を行う。

## 第23節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、本章「第10節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

### 担当：保健福祉課

#### 第1 避難所や在宅における要配慮者等に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、次の点に留意し、民生・児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

##### 1 被災した要配慮者の生活の確保

要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。

##### 2 避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者個別避難計画による避難行動要支援者名簿、又は在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者(児)、難病患者、重度介護認定者等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

###### (1) 避難支援等関係者等の対応原則

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、町等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

###### (2) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要に応じて得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反にはあたらない。

ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」には該当しない。

(3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

ア 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

イ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組む。

ウ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏洩の防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏洩の防止のために必要な措置を講ずる。

(4) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

ア 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうこととあわせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

イ 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

ウ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

(5) 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者の安否確認にあたっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、実施する。

(6) 避難行動要支援者の引継ぎ

町は、避難行動要支援者の避難について、避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、次の事項に配慮した運営に努める。

また、避難場所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ



規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

### 3 福祉避難所の設置及び避難行動要支援者の移送

#### (1) 福祉避難所の設置

町は、関係機関と連絡をとり、福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

#### (2) 避難行動要支援者の移送

##### ア 避難場所から避難所への移送

避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者と避難行動要支援者の移送について、協定の締結を推進する。

また、発災後においては、避難行動要支援者の移送の責任者となった者が中心となって、あらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から避難行動要支援者を移送する。

##### イ 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における避難行動要支援者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して避難行動要支援者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

## 第2 社会福祉施設等に係る対策

### 1 社会福祉施設等への支援

町は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

### 2 社会福祉施設等における対策

- (1) 被災社会福祉施設等においては、本章第11節「避難」に定める避難誘導等の措置により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。

## 第3 障がい者（児）及び高齢者に係る対策

町は、避難所や在宅における要配慮者等に係る対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者（児）及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者（児）及び高齢者の迅速な把握に努めること。

- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、FAX等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した要配慮者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者（児）及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- (5) 避難所や在宅における障がい者（児）及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

## 第4 児童に係る対策

### 1 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町及び県に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸付、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営むうえでの経済的支援を行うこと。

### 2 児童のメンタルヘルスキアの確保

町は、県及び関係機関との連携のもと、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所において、メンタルヘルスキアを実施する。

### 3 児童の保護等のための情報伝達

町及び県等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

## 第5 外国人に係る対策

### 1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

## 2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

## 3 情報提供

### (1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

### (2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

## 4 相談窓口の開設

県は、(公財)福島県国際交流協会内に災害に関する外国人への相談窓口を開設することとしている。

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

## 第24節 ボランティア団体等との連携

大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

**担当：総務課、保健福祉課**

### 第1 ボランティア団体等の受入れ

#### 1 協力要請の方法

災害時におけるボランティアの呼びかけは、放送機関への要請による放送、広報車等による。

#### 2 ボランティアの受入れ

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、町社会福祉協議会と連携し、町災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、社会福祉協議会又は役場等で受入れの手続きを行う。

また、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れる。

さらに、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、ボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、町及び県単位に設置し対応にあたる。

なお、県及び町は、共助のボランティア活動と市町村等が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができることに留意する。

#### 3 情報提供

町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

特に、発災直後においては、県、近隣市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

#### 4 活動拠点等の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

## 5 活動状況の報告等

ボランティア活動は、町災害対策本部の担当者の指示に従い、それぞれが協力体制をとり行動するものとし、町災害対策本部の各担当班は、ボランティアの活動概要を記録し、本部長に報告する。

## 6 新型コロナウイルス感染症等対策

- (1) 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（令和2年6月1日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD））、「新型コロナウイルス感染が懸念されるにおける災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」（令和2年6月1日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。
- (2) ボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要となる費用等、町が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討する。

## 第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (9) 無線による情報収集及び伝達
- (10) 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れにあたっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行ったうえで、被災地へボランティア派遣の申し出を行うことや、あるいは地域におけるコーディネイト機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、各市町村町及び県において効率的な活用を図ることとされている。

また、町は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるとき、一般のボランティアの受入れは行わない。

## 第3 ボランティア活動保険の加入促進

町は、県及びボランティア関係団体の協力のもと、ボランティア活動保険への加入について、広報等を通じて呼びかける。

## 第25節 危険物施設等災害応急対策

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他毒・劇物による事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

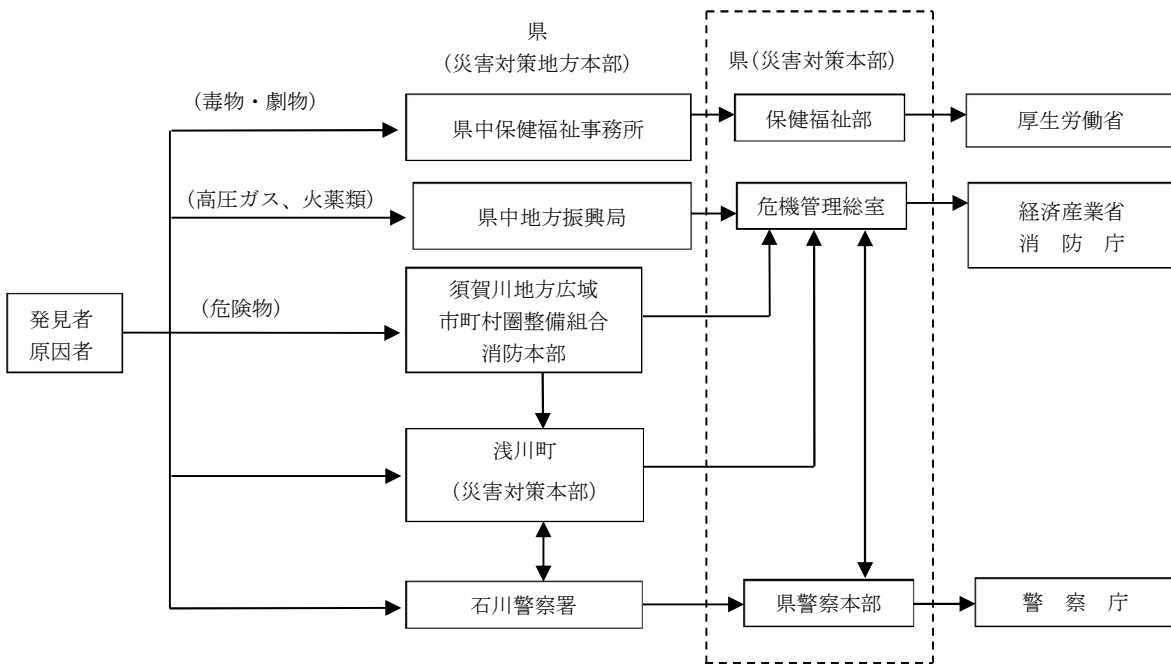
**担当：総務課、教育課、建設水道課**

### 第1 災害時における緊急措置

#### 1 災害情報の収集及び報告

町長は、被災現地に職員を派遣することなどにより被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生を報告を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

#### 【危険物等災害情報伝達系統】



#### 2 社会混乱防止対策

町、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

#### 3 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

#### 4 避難

町長は、石川警察署と協力し、避難のための付近住民への立退きの指示、避難所への受入れを行う。

## 5 交通応急対策

町は、各道路管理者、石川警察署その他関係機関と連携し、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

## 6 危険物施設等における応急対策

次の危険物施設等の事業者は、それぞれの定める防災業務計画等に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずる。

- (1) 危険物取扱事業者
- (2) 火薬類施設の製造業者、販売業者及び消費者
- (3) 高压ガス製造者（貯蔵所を含む。）
- (4) 毒物劇物取扱事業者

## 第 2 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量に流出した場合、町は、県（危機管理総室、保健福祉部）、事業者、消防機関及び県警察本部等と協力し、直ちに環境モニタリング及び危険物等の防除活動、避難誘導等必要な措置を講ずる。

## 第26節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に国の責任において行われ、知事は、国の委任を受け、国の機関として救助の実施にあたるものである。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

町は、災害救助法の適用基準に該当する場合、又は、該当する見込みがある場合、速やかに県に対し、災害救助法の適用を申請する。

**担当：総務課**

### 第1 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、知事に全面的に委任されており、知事は、国の機関として救助の実施にあたることとされている。
- (4) 救助の実施を町長に委任した方が、より迅速に災害に対処できると判断されるような場合には、知事は、事前に救助に関する職権の一部を町長に委任することができることとされている。(法第13条第1項)
- (5) 災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。(法第7条～第10条)
  - ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限(従事命令)
  - イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限(協力命令)
  - ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限(保管命令等)

なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。



## 2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が町の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

## 第 2 災害救助法の適用基準

### 1 適用基準

災害救助法施行令第 1 条に定める適用基準は、次のとおりである。

- (1) 町内の住家滅失世帯が 40 世帯以上に達した場合
- (2) 県内の住家滅失世帯が 1,500 世帯以上に達し、町内の住家滅失世帯が 20 世帯以上に達した場合
- (3) 県内の住家滅失世帯が 7,000 世帯以上に達し、町の被害世帯数が多数である場合  
なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては各市町村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

### 2 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定にあたっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については 2 世帯をもって 1 世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不可能となった世帯については 3 世帯をもって 1 世帯とみなす。

### 3 大規模な災害における速やかな適用

大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要とすることが明らかな場合は、町から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに 1（5）の基準を適用し、救助を行う。

### 4 災害が発生するおそれ段階の適用〔災害救助法第 2 条第 2 項〕

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第 23 条の 3 第 2 項（同法第 24 条 第 2 項又は第 28 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として県が告示されたとき、町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

### 第3 災害救助法の適用手続き

#### 1 町

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、町における被害が前記第2の1又は4に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

#### 2 県

- (1) 知事は、災害が発生するおそれがある段階において、広域避難等の大規模な避難、その他の事前避難の実施が必要となり、災害救助法による救助として、避難所の供与を行う必要性が生じた場合は、災害救助法の適用や救助の実施にあたり必要となる避難や救助の実施状況等について、把握できる範囲において速やかに内閣総理大臣に情報提供する。この場合の情報提供は必ず電話、FAX、電子メール等により行う。
- (2) 知事は、災害発生直後に、災害発生場所や被害状況、災害救助法適用の見込み及び救助の措置について、把握できる範囲において速やかに内閣総理大臣に情報提供する。
- (3) 知事は、町長の被害情報の情報提供に基づき、災害救助法による救助が必要であると認めた場合は、速やかに当該市町村長及び県関係部局に同法に基づく救助の実施について指示するとともに、災害救助法の適用を決定した後に、被害状況や指定市町村名と適用月日時、既にとった救助措置及び今後の救助措置見込みについて、内閣総理大臣に情報提供する。この場合の情報提供は電話、FAX又は文書、電子メールにより行う。
- (4) 知事は、応急救助が完了したときは、災害発生日時及び場所、確定した被害状況、災害救助法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び救助費概算額等を内閣総理大臣に情報提供する。この場合の情報提供は、文書により行う。

#### 3 救助の実施状況の記録及び情報提供

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、町においては県に報告する。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

なお、県においては、県及び各市町村からの報告を取りまとめるうえ、内閣府に情報提供することとしている。

#### 4 特別基準の申請

災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、町長は、救助の程度、方法及び期間について、知事に対し「特別基準」の申請を行う。

知事は、実施する救助に関して、「特別基準」を設定する必要を認めた場合は、速やかに内閣総理大臣と協議を行い、同意を得たうえで、町に対し、電話、FAX、電子メール等により連絡をすることとしている。

## 第 4 災害救助法による救助の種類等

### 1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記のうち、(1)避難所の設置、(16)応急救助のための輸送、(17)応急救助のための賃金職員等となる。

### 2 救助費の繰替支弁

災害救助法第 30 条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

### 3 迅速な救助の実施

災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

## 第 5 福祉避難所

福祉避難所の取扱いにあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 町が災害救助法による福祉避難所を設置した場合、国や都道府県が円滑に支援を行えるよう、町及び県は、福祉避難所である旨の情報を加えたうえで、町が法による避難所を設置した場合、国や都道府県が円滑に支援を行えるよう、次の事項について、直ちに電話又は F A X 等により県に連絡(事後において文書により連絡)する。
  - 避難所開設の日時及び場所
  - 設置数及び避難人員
  - 開設見込み期間等

(2) 福祉避難所の対象者は、高齢者、障がい者（児）のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者、その他の者であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者まで含める。

なお、特別養護老人ホームの入所者は、原則として福祉避難所の対象者として予定しない。

福祉避難所の対象者を介助する家族等を対象者ととも避難させることは差し支えないが、その者の取扱いにあたっては、原則として福祉避難所の対象者とは解せず、通常の避難所の対象者とする。

(3) 福祉避難所として指定していない介護施設を発災後に福祉避難所として設置した場合には、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあることに留意する。

(4) 福祉避難所において要配慮者の相談等にあたる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。

(5) 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとる。

(6) 福祉避難所の対象者について、被災直後の混乱期から一定期間を経過した後に、避難所に対象者の避難状況について調査する。

(7) 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努める。

(8) 県知事又は町長が救助の委任を受けたとき、施設等の設置者へ福祉避難所の運営の一部又は全部を委託できる。

(9) その他「災害救助事務取扱要領」に留意し、福祉避難所の指定、開設、運営にあたる。

## 第 6 災害対策基本法に基づく従事命令等

### 1 従事命令等の発動

町長は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 71 条の 2 の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

### 2 公用令書の交付

町長は、災害対策基本法第 71 条の規定による従事命令等を発する場合、同法第 81 条に定める公用令書を交付しなければならない。

### 3 損害補償等

- (1) 町長は、災害対策基本法第 71 条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、同法第 84 条に基づき損害を補償しなければならない。
- (2) 災害対策基本法第 71 条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第 82 条第 1 項に基づき、補償しなければならない。

## 第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付する。

**担当：総務課、税務課**

### 第1 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（支援法第2条第1号）で、次のいずれかに該当する場合である。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した町における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した町を含む県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の県に隣接する県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（施行令第1条第6号）

### 第2 支援法の対象となる世帯

- (1) 居住する住宅が全壊（全焼、全流出を含む。）した世帯（以下「全壊世帯」という。）（支援法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（支援法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（支援法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（支援法第2条第2号ニ）

- (5) 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(1)から(4)までに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。）（支援法第2条第2号ホ）

### 第3 支援法の適用手続き

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

なお、町長からの報告を受けた知事は、精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示することとしている。

### 第4 支援金支給の基準

支給額は、以下の2つの支援金の合計額である。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円
中規模半壊世帯（法第2条第2号ホ）	—	—

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （支援法第3条第2項第1号）※中規模半壊世帯	200万円 ※100万円	150万円 ※75万円
居住する住宅を補修する世帯 （支援法第3条第2項第2号）※中規模半壊世帯	100万円 ※50万円	75万円 ※37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く。） （支援法第3条第2項第3号）※中規模半壊世帯	50万円 ※25万円	37.5万円 ※18.75万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

### 第5 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支援金支給申請手続き等について説明する。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

- ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- イ 住宅が全壊又は大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様）
- ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

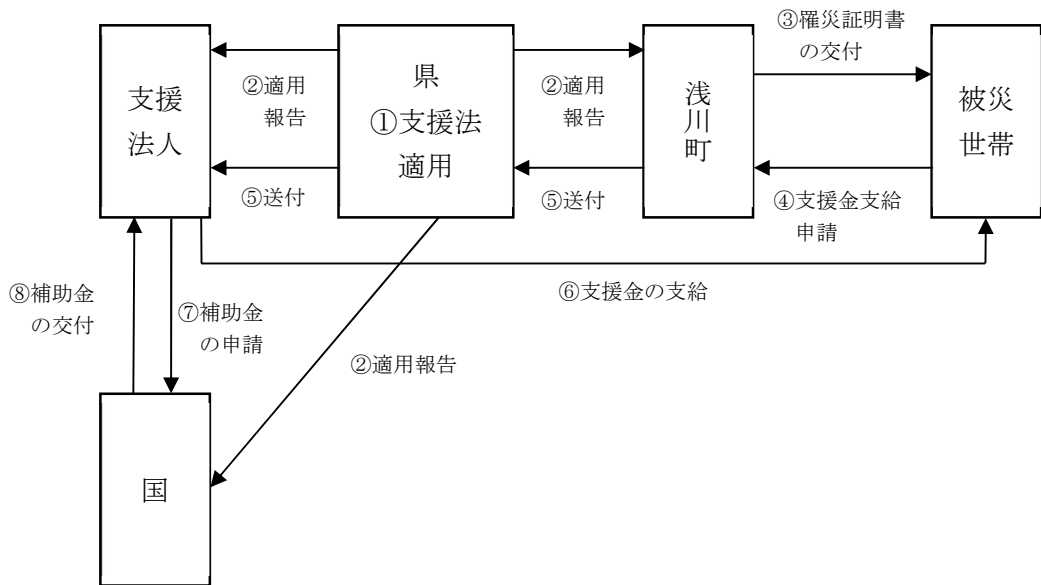
(3) 支援金支給申請書等の送付

町は、被災世帯の世帯主から提出された支援金支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとし、県においては、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

【支援金支給事務の基本的な流れ】





## 第 6 罹災証明書の交付

町は、災害が発生した場合において、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付しなければならない。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努める。

災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずる。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努める。

その際、町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明する。

## 第 7 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努める。

### 1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）

(14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

## 2 台帳情報の利用及び提供

### (1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

なお、この場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まない。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

### (2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

## 第28節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町、県及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町、県及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、町災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

**担当：総務課、建設水道課**

### 第1 防災活動体制

#### 1 応急対策

##### (1) 道路交通確保対策

###### ア 町道路除排雪対策

町は、道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路除排雪対策協力会を置き、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

###### イ 除排雪時路上駐車排除等対策

町は、道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

###### ウ 交通情報の収集及び提供

県警察本部(石川警察署)は、道路管理者と連携し、交通情報の収集と提供を行う。

###### エ 交通規制等

県警察本部(石川警察署)又は道路管理者は、通行止め等の必要な交通規制を行う。

###### オ 道路除排雪の実施

町は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、管理する道路の除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供する。

###### カ 車両の立ち往生への対応

町は、車両の立ち往生等迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行う。

また、町は、立ち往生車両を速やかに移動できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。

###### キ バス運行の安全対策

バス事業者は以下に留意し、交通確保に努めることとしている。

(ア) 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行うものとし、状況によっては運行を休止すること。

(イ) 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡をとりつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努めること。

(2) 鉄道交通確保対策

鉄道事業者は以下に留意し、列車の交通確保に努めることとしている。

- ア 通学及びスクールバス路線の踏切道は、早朝からの除排雪に努めること。
- イ 駅前広場及びホームの除排雪に努めること。

(3) 通信確保対策

ア 通信の確保

東日本電信電話(株)福島支店は、雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図るとともに、報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行うこととしている。

イ 孤立集落等への情報提供

町は、孤立した集落及び孤立可能性のある集落などに対し、集落に整備された防災行政無線等の通信手段を用いて、適宜情報提供を行う。

ウ 郵便の確保

積雪により平常の集配業務に支障をきたすおそれのある郵便局は、降雪期に集配要員を増強し、また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備することとしている。

(4) 電力供給確保対策

東北電力ネットワーク(株)は、雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図るとともに、テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止などについて広報活動を行うこととしている。

2 被害状況等の収集、報告

町は本章第3節「災害情報の収集伝達」に基づいて被害調査及び報告を行う。

## 第2 応急活動体制の整備

1 町の活動体制

町は、本章第2節「職員の動員配備」で定める動員基準に基づいて活動体制をとる。

2 県への支援要請

町は、以下の状況となり、町だけで雪害対策を行うことは不可能となった場合は、県に支援を要請する。

- (1) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合
- (2) 平年孤立したことの無い集落が交通途絶し、孤立化した場合
- (3) 雪崩発生により、人命及び住家被害が発生した場合
- (4) 除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合
- (5) 特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

### 第3 地域ぐるみの除排雪

#### 1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

町は、次の事項について十分計画、調整のうえ、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努める。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

#### 2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、町、県、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

### 第4 避難

#### 1 避難指示等の発令及び避難所の設置・運営

避難指示等の発令及び避難所の設置・運営については、本章第10節「避難」及び第11節「避難所の設置・運営」に定めるところによる。

#### 2 避難行動要援護者の援助

##### (1) 在宅者の安全確保

ア 町は、避難行動要援護者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

イ 町は、地域の自主防災組織、消防団、民生・児童委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要援護者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携をとり、在宅の避難行動要援護者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

エ 町は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者（児）の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ 町は、県と連携のもと、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努める。

##### (2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

## 第29節 土砂災害応急対策

担当：総務課、建設水道課

### 第1 土砂災害応急対策

#### 1 土砂災害警戒情報

1 kmメッシュごとに、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方気象台と共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。

また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

##### （1）町の情報の伝達

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

##### （2）土砂災害警戒情報の発表

###### ア 目的

大雨による土砂災害のおそれが高まったときに、町長が災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的としている。

###### イ 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台が共同で作成・発表することとしている。

###### ウ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象地域外となっている湯川村を除く県内のすべての市町村を発表対象とすることとしている。ただし、郡山市については、郡山市湖南町を除く郡山市を「郡山市」、郡山市湖南町を「郡山市湖南」とし、天栄村については、天栄村湯本地区を除く天栄村を「天栄村」、天栄村湯本地区を「天栄村湯本」として発表する。

###### エ 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

（ア）県（河川港湾総室）と気象台が共同して作成・発表する情報である。

（イ）町長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

（ウ）大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

- (エ) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (オ) 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- (カ) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

オ 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

(ア) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいてCLに達したとき、又は達するおそれがあるときに県（河川港湾総室）と気象台が発表対象地域ごとに発表することとしている。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取り扱う。

	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	8割	7割

(イ) 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県（河川港湾総室）と気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとしている。

カ 利用にあたっての留意点

- (ア) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (イ) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (ウ) 町長は、避難指示等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害等の収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うため。

キ 情報の伝達体制

- (ア) 土砂災害警戒情報は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（県知事の通知等）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により市町村長その他関係者に伝達する。気象台は、気

象業務法第15条により大雨警報を県に伝達することが義務づけられている。土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

(イ) 町は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するため、地域住民への周知や土砂災害情報を関係機関と相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努める。

## 2 土砂災害・斜面災害応急対策

### (1) 応急対策の実施

ア 町は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

イ 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

### (2) 要配慮者に対する配慮

ア 町は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難指示等を伝達し、避難支援活動を行う。

### (3) 要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定

「水防法」、「土砂災害防止法」の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、「避難確保計画」を作成するとともに「避難訓練」を実施する。

### (4) 土砂災害等の調査

ア 町は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

イ 町は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

### (5) 応急対策工事の実施

町は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

### (6) 避難指示等の実施

町は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。



異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

### 3 土砂災害緊急情報

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努めることとする。

## 第30節 ヘリコプター等による災害応急対策

担当：総務課、須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署

### 第1 消防防災ヘリコプターによる活動

消防防災ヘリコプターは、「福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「福島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、第2章第10節第1に規定する活動に従事する。

### 第2 町等の受入体制の整備

消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した町長は、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて以下の受入体制を整備する。

- (1) 緊急離着陸場の確保及び安全対策の実施
- (2) 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
- (4) その他必要な事項

### 第3 各防災関係機関ヘリコプター等の活動内容

#### (1) ヘリコプター等による活動

県（災害対策本部総括班）及び各防災関係機関は、ヘリコプター等による活動が有効と認められる場合において、「福島県ヘリコプター等災害応急対策活動計画」に基づき、災害応急対応を行うものとしている。

町は、これに沿って、運用支援を要請する。

#### (2) 地上支援活動

県（災害対策本部総括班）及び各防災関係機関は、ヘリコプター等の活動を支援するため、相互に連携して「福島県ヘリコプター等災害応急対策活動計画」に基づき、地上支援活動を行うものとしている。

町は、これに沿って、運用支援を要請する。

## 第3章 災害復旧計画

### 第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

**担当：関係各課**

#### 第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

##### 1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

###### (1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

###### (2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

##### 2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

## 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町又は県は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

### 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

### 2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、県と連携のもと、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業

- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
  - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
  - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
  - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - ク 森林災害復旧事業に対する補助
  - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
  - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付の特例
  - オ 水防資器材費の補助の特例
  - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

### 第3 激甚災害の指定

#### 1 激甚災害に関する調査

##### (1) 県の措置等

県は、町被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講ずることとしている。

##### (2) 町の協力等

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 2 激甚災害指定の促進

町は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、県と密接な連絡のうえ、指定の促進を図る。

## 第4 災害復旧事業の実施

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

## 第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

**担当：総務課、企画商工課、保健福祉課、建設水道課、税務課、住民課**

### 第1 義援金の配分

#### 1 義援金の受入れ及び配分

県に寄託された義援金の配分は、県、県市長会、県町村会、義援金募集团体代表（日本赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等）からなる義援金配分委員会を組織して、協議のうえ決定し、市町村に送金して、被災者に配分することとされており、また、日本赤十字社福島県支部及び県共同募金会に寄託された義援金についても、原則として、同様に配分される。

町に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議のうえ被災者に配分する。

#### 2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

#### 3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

### 第2 被災者の生活確保

#### 1 公営住宅の一時使用

##### (1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行う。

イ 町は、平時において、あらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努める。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

##### (2) 実施方法等

##### ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

- (ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者であること。
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者であること。
- (オ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する町長が行う。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わない。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する町が次の事項に留意し定める。ただし、町内に町営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する地方公共団体が協議のうえ、統一の条件を定める。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに町住宅等条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行う。
- (イ) 町は、自らの公営住宅等では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼する。
- (ウ) 前項の依頼を受けた場合、町が自らの公営住宅等に、被災者を受け入れることのできる住宅がある場合は、町長の承認を受け被災者に提供する。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者のうち、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

## 2 職業のあっせん

須賀川公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され町長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

## 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

須賀川公共職業安定所長は、被災者の生活確保のため、次の措置をとる。

- (1) 証明書による失業の認定



災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

#### (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けられない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

### 4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

### 5 租税の徴収猶予等の措置

町は、被災者の納付すべき町税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 6 郵便関係措置等

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に関わる災害特別事務取扱等を実施する。

#### (1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除

#### (2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施すること。

## 第3 災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合に、町の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

### 1 対象災害

- (1) 本町において、住家が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

### 2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は、250万円を限度として支給する。

## 第4 被災者への融資

### 1 農林水産業関係

県は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう次のような措置を行い、農林漁業経営の維持・安定を図る。また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡をとりつつ、農業協同組合及び漁業協同組合（以下「組合」という。）に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用する。

町は、県へのあっせんを行う。

#### (1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

#### (2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

ア 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。

イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

#### (3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

### 2 商工関係（中小企業への融資）

県は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要な設備・運転資金を低利で融資するほか、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずる。

町は、県へのあっせんを行う。

### 3 住宅関係（独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅資金）

町は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、独立行政法人住宅金融支援機構から低利で融資を受けるためのあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

### 4 福祉関係

#### (1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

##### ア 緊急小口資金

町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資する。

イ 災害援護資金町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をする。

#### (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

## **第 3 部 震災対策**



# 第1章 災害予防対策計画

## 第1節 防災組織の整備・充実

第2部第1章第1節「防災組織の整備・充実」を準用する。

## 第2節 防災情報通信網の整備

第2部第1章第2節「防災情報通信網の整備」を準用する。

## 第3節 地震観測網の活用

地震被害の軽減のため、県が整備する地震観測網を活用し、地震動の基礎的データの充実及び初動体制の確立を図る。

担当：総務課

### 第1 地震観測網

福島県内における主な地震計の設置並びに観測の状況は、次のとおりである。

No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考
1	福島県	計測震度計	84	気象庁の7箇所利用も含め、県内91箇所をネットワーク化
2	気象庁	計測震度計（地震計併用6）	18	
3	防災科学技術研究所	強震計	22	
4	東北大学	地震計（微小地震観測）	9	
5	日本大学	地震計	1	
6	J R 東日本	地震計	15	
7	国土地理院	電子基準点 GPS地殻変動観測施設等	35 4	
8	東京大学	ラドン、水温等を観測	5	

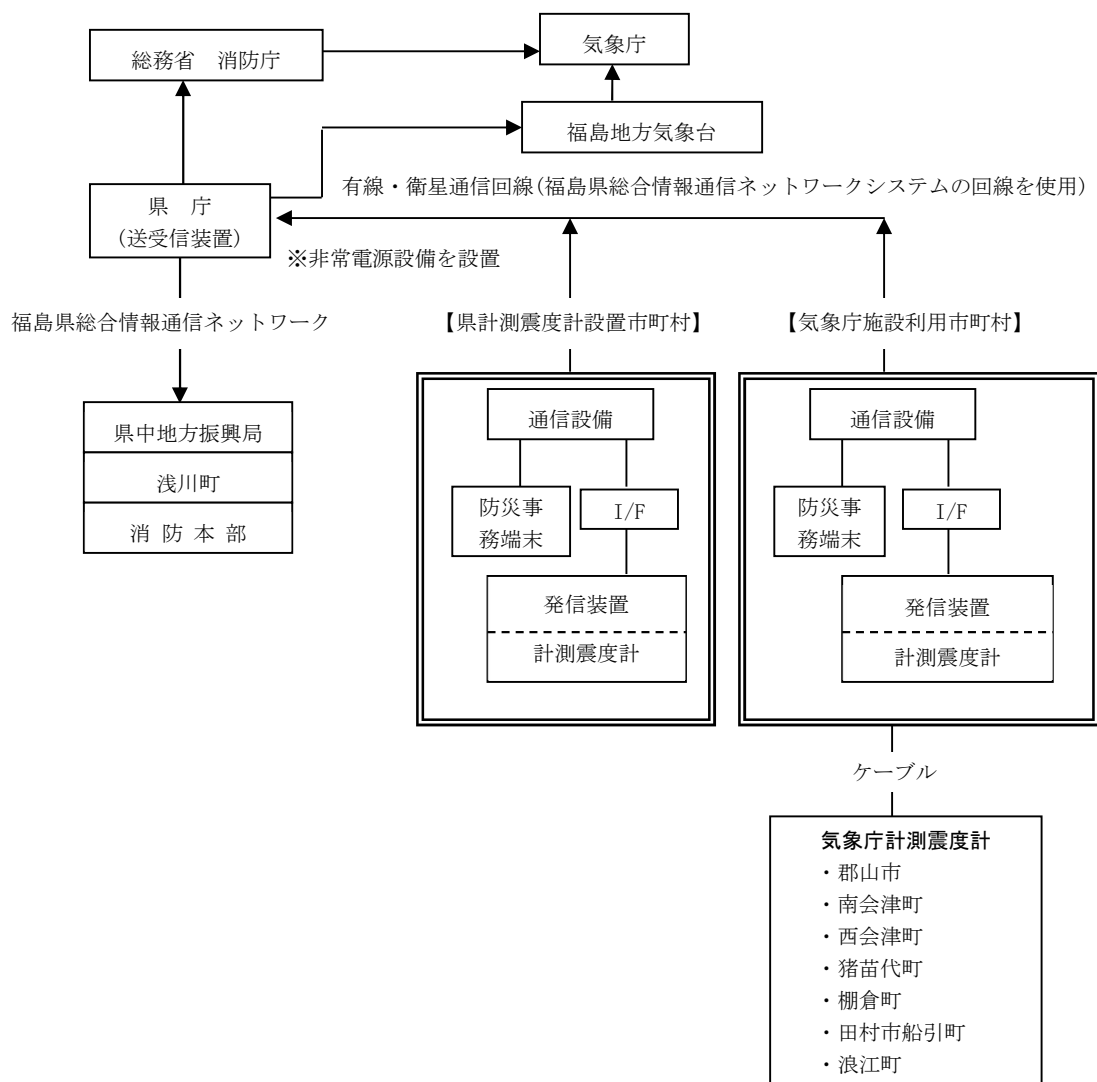
### 第2 震度情報ネットワークシステムの活用

県（危機管理総室）では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所（郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市船引町・浪江町）とあわせて、県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を経由し、福島県総合情報通信ネットワークを通して各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信される。

町は、被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、初動体制の充実・強化に活用するとともに、県の体制に協力し、町内の地震に関する情報の収集・データの累積に努める。

【震度情報ネットワークシステムの概要】



## 第4節 地震に強いまちづくり

地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、町は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保等に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

**担当：総務課、建設水道課、教育課**

### 第1 建築物防災対策

#### 1 浅川町耐震改修促進計画の推進

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に行うため、耐震改修促進計画に基づき、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた、総合的な対策を推進する。

- (1) 耐震診断及び耐震改修対策
- (2) 落下物対策
- (3) アーケード安全対策
- (4) ブロック堀等安全対策
- (5) 定期調査報告の推進

#### 2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、町は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図るとともに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物についての的確な法の施行に努める。

#### 3 建築物の応急危険度判定体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合、建築物の安全性を確認する応急危険度判定の実施が必要となる。そのため、民間の建築士等に対し、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」への登録を呼びかけるとともに、福島県建築士会（石川支部）と協力体制の強化を図る。

#### 4 窓ガラス等の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講じる。

- (1) 容積率 400%以上の地域内に存する建築物及びあらかじめ指定した避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に、落下物の実態調査を行う。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。



- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

## 5 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の対策を推進する。

- (1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図ること。
- (2) 通学路、避難路及び避難場所等に重点を置き、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努めること。
- (3) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励すること。
- (4) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導すること。

## 6 建築物不燃化の促進

### (1) 防火・準防火地域の指定

町は、県と連携のもと、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

ア 防火地域は、原則として容積率 400%以上の近隣商業地域及び商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築物密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を進める。

イ 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率 300%以上の区域及び建築物が密集し、又は、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

### (2) 建築物の防火の促進

町は、新築、増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

#### ア 既存建築物に対する改善指導

スーパー、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

#### イ 防火対象物定期点検報告制度

消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

## 第2 公共施設の安全化

公共施設は、多くの人が利用するとともに、災害時には避難施設や応急対策の拠点となることから、庁舎、学校、社会福祉施設、病院、不特定多数収容施設（集会、ホール等）など、常に防災上重要な公共建築物の耐震診断、改良工事等により、施設の耐震性の向上に努めるとともに、ロッカー、書棚等の備品の転倒防止対策を行う。

### 1 防災拠点建築物

町は、応急対策の拠点となる庁舎や社会福祉施設などの防災拠点建築物については、必要な耐震診断を推進しており、耐震診断の結果に基づき、逐次耐震工事に着手するとともに、災害発生時の施設の点検を実施し、施設の保全に努める。

なお、防災拠点建築物の新設・改築の際には、耐震性の一層の補強に努める。

### 2 教育施設

学校等教育施設の管理者及び町は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、教育施設についても、防災拠点建築物と同様、耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事を進め、教育施設としての機能向上を基本に、耐震性の強化に努める。

### 3 設備・備品等の安全管理

防災拠点建築物や教育施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、設備（照明設備等）、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。

### 4 防災拠点建築物の主な設備等

町は、新たに防災拠点建築物を整備する場合、下記の設備を整備する。

- (1) 非常電源設備
- (2) 耐震性貯水槽
- (3) 防災行政無線
- (4) 備蓄倉庫（災害対策活動要員用物資を対象とする。）
- (5) 臨時ヘリポート
- (6) 非常用排水設備又は排水槽

### 第3 防災空間の確保

#### 1 都市公園等の整備

公園、緑地、緑道等は、住民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、町は、土地区画整理事業等の面整備にあわせて、公園、緑地、緑道等の防災空間の確保に努める。

#### 2 都市計画道路の整備

都市計画道路等の幹線道路は、延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、町は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。

都市計画道路の整備にあたっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

#### 3 都市空間の利用

都市の基盤として整備される道路や都市公園等は都市の貴重な空間であり、災害時には延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。町は、これらの都市空間においても、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、ライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

#### 4 オープンスペースの確保

町は、災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

### 第4 市街地の開発等

#### 1 市街地再開発の推進

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地を共同化してオープンスペースを確保するとともに、不燃建築物の建築及び交通広場、街路、公園、緑地等の公共施設の整備を行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

#### 2 優良建築物等整備事業等

市街地の環境の整備改善、防災性の向上に資する良好な建築物の整備を図るため、優良建築物等整備事業等の再開発関連諸制度を活用し、安全で快適なまちづくりを促進する。

#### 3 市街地再開発資金融資制度

耐火建築物の建設を行う者に、市街地再開発資金融資制度の周知を行い、防災性の高いまちづくりを促進する。

#### 4 土地区画整理事業の推進

町は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを推進する。

なお、土地区画整理事業の計画は、概ね次の基準により策定する。

##### (1) 地方公共団体施行土地区画整理事業

ア 施行地区の面積は、原則として5ha以上とする。

イ 施行地区は、都市計画道路、公園、緑地等の新設を含む地区で、地震災害時には、当該区域内の施設が防災効果を発揮するよう整備する。

ウ 施行地区が、主要駅付近又は中心市街地にある場合は、交通の円滑化を図るとともに、地震災害時には、避難路や延焼防止帯となる幹線道路、区画道路等を整備する。

エ 施行地区は、非常時の防災拠点を形成するため、避難場所となる公園や医療・福祉・行政施設等を集積した街区を持った市街地として整備する。

##### (2) 組合施行土地区画整理事業

ア 施行地区の面積は、原則として10ha以上とする。

イ 事業施行後、施行地区内の道路、公園、広場、緑地等公共の用地に供する土地の面積の合計が施行面積の概ね25%以上となるものとし、防災効果を発揮するよう整備する。

ウ 都市計画道路（幅員12m以上）を適切に配置する。

## 第5節 上水道・下水道施設の強化

地震災害により、上水道・下水道施設に被害が発生した場合、住民の生活、応急対策の実施に大きな影響を及ぼすため、施設の管理者は、施設の震災対策に努めるとともに、地震災害により施設が被災した場合、迅速に応急復旧活動を実施する体制の整備に努める。

**担当：建設水道課**

### 第1 上水道施設の強化

#### 1 上水道施設等の整備

町は、水道水の安定供給、地震災害時の施設被害の軽減を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、老朽化した配水管の交換、緊急遮断弁の設置等を実施し、水道施設の安全化に努めるものとし、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図る。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。
- (4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、町の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図る。

#### 2 応急復旧用資機材の確保

町は、上水道施設が被災した場合に備え、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況の把握しておく。

また、あわせて調達体制の整備に努める。

#### 3 相互応援

町は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応援復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。

また、町は、広域的な応援活動の連絡・調整のための体制の整備を図る。

### 第2 下水道施設の強化

#### 1 下水道施設の整備

町は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じて地震に対する次の対策を実施する。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点を置いた整備を図ること。

(2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図ること。

また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

(3) 地震の程度により排水機能に支障をきたす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行うこと。

(4) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行うこと。

(5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮すること。

(6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図ること。

## 2 応急復旧用資機材の確保等

町は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。

また、地震発生後に速やかに対応できるように、下水道台帳とともに維持管理録を一体として整理し、さらに優先調査する必要がある箇所を特定するための下水道マップの作成を行っておく。

## 3 要員の確保

応急復旧活動に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道業者等と災害時の応援協定等の締結を進める。

## 4 福島県下水道防災連絡会議

町は、県（土木部）、県内市町村及び下水道関係の公共的団体からなる福島県下水道防災連絡会議のもと、「福島県下水道防災計画」の策定及び同計画の具体的な実践と震災対策等の推進を図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を推進する。

## 第6節 道路及び橋りょう等災害予防対策

町は管理する施設において、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

**担当：建設水道課、農政課**

### 第1 町管理の道路及び橋りょう災害予防計画

#### 1 計画目標

町は、法面崩壊、土砂崩落、落石等について、法面保護工の設置、落石防護工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

なお、事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

#### 2 道路の整備

町は、道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

#### 3 橋りょうの整備

##### (1) 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について」（平成8年8月9日付け建設省通知）に基づき、平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策（耐震性能3）を実施する。

##### (2) 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し建設する。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

ア 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。

イ 耐震設計にあたっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

#### 4 道路情報提供装置の整備

道路障害発生時における道路交通情報の提供を図るため、道路情報提供装置を整備する。

## 5 道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるように県及び民間業者との協力体制を充実し、レッカー車、クレーン車、工作車の道路開通用資機材を緊急配備ができるように体制の整備を図る。

## 第2 農道・林道及び橋りょう災害予防計画

### 1 計画目標

町は、農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置をとる。

また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

### 2 農道・林道の保全整備

町は、法面の崩落、落石等の危険箇所について、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議のうえ、計画を樹立して法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

### 3 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、農道管理者が個別施設計画に基づき、定期的な点検と計画的な予防保全対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については架替え、補強の必要があり、林道管理者の調査計画により順次実施する。

## 第3 電線共同溝の整備

町は、東北電力ネットワーク（株）、東日本電信電話（株）福島支店等の事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を推進する。



## 第7節 河川等災害予防対策

河川等は、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。町は、これらの施設の整備にあたって、耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する。

**担当：建設水道課、農政課**

### 第1 河川管理災害予防対策

町は、耐震性に十分配慮し、計画的に河川管理施設の改修を推進する。  
また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

### 第2 ため池施設災害対策

町は、土地改良区と連携のもと、土地改良事業長期計画により、ため池等整備事業を推進し、災害を及ぼすおそれのある緊急性の高い地区について重点的に整備を進める。

#### 1 計画目標

ため池の防災・減災対策にあたっては、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

## 第8節 地盤災害等予防対策

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、町は、今後適正な土地利用を推進するとともに、災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

**担当：建設水道課、企画商工課、保健福祉課**

### 第1 土砂災害予防対策

土砂災害危険箇所等においては、地震により災害の発生が誘発助長され、住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、県から提供される資料をもとに、土砂災害危険箇所等の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊施設等の整備にあたっては、耐震性を確保するとともに、避難地や避難路等の防災施設や老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化し、老朽化した施設については、その安全性の検討を行い、計画的な補強を実施する。

### 第2 造成地の災害予防対策

町は、造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、県と連携のもと、次に掲げる造成地における基準等に基づき、指導、監督を行う。

#### 1 災害危険区域等の扱い

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

#### 2 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講じる。

#### 3 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

#### 4 消防水利の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

### 5 設計者の資格

一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者による。

### 6 小規模造成地の扱い

宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

## 第3 液状化災害予防対策

町は、管理する公共施設において、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、町内において、開発事業者が大規模開発等を実施する場合には、十分な連絡調整を図る。

また、町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

## 第4 二次災害予防対策

町は、地震、降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等を、専門技術者(斜面判定士、山地防災ヘルパー)等を活用し点検する体制の整備を図る。

また、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておく。

## 第9節 火災予防対策

住宅の密集、建築物の多様化及び危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生とこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。このため、町は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。

火災予防対策については、第2部第1章第4節「火災予防対策」に準ずるが、地震災害の特性上、以下の事項については特に留意する。

**担当：総務課、須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署、消防団**

### 第1 出火防止対策

#### 1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町及び消防本部は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

#### 2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

#### 3 石油類及びガス等、引火物対策の推進

石油類、ガソリンスタンド、LPガス施設に対し、消防署を通じ点検調査等の指導を図る。

#### 4 安全器具の使用

石油、LPガス等のストーブ、コンロ等については、安全装置のついた器具使用の徹底を図る。

#### 5 消火器具の使用法の周知

消火器の効用を十分活かすため、行政区等の組織を通じ訓練を実施する。

### 第2 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

### 第3 救助体制の整備

町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

## 第10節 緊急輸送路等の指定

第2部第1章第6節「緊急輸送路等の指定」を準用する。

## 第11節 避難対策

第2部第1章第7節「避難対策」を準用する。

## 第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

第2部第1章第8節「医療（助産）救護・防疫体制の整備」を準用する。

## 第13節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

第2部第1章第9節「食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備」を準用する。

## 第14節 航空消防防災ヘリコプターの活用

第2部第1章第10節「航空消防防災ヘリコプターの活用」を準用する。

## 第15節 防災教育

第2部第1章第11節「防災教育」を準用する。

## 第16節 防災訓練

第2部第1章第12節「防災訓練」を準用する。

## 第17節 要配慮者対策

第2部第1章第13節「要配慮者対策」を準用する。

## 第18節 ボランティアとの連携

第2部第1章第14節「ボランティアとの連携」を準用する。

## 第19節 災害時相互応援協定の締結

第2部第1章第15節「災害時相互応援協定の締結」を準用する。

## 第2章 震災応急対策計画

### 第1節 応急活動体制の確立

地震発生に伴う災害が発生した場合、町は、被害状況、二次災害の拡大の危険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

町災害対策本部の組織及び所掌事務並びに配備体制等については、第2部第2章第1節「応急活動体制」を準用するが、地震発生時における町災害対策本部の設置基準については、次による。

**担当：関係各課**

#### 【地震発生時における町災害対策本部の設置基準】

- (1) 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (3) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- (4) 浅川町又はその周辺で震度5強以上の地震を観測し、町内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。
- (5) 浅川町又はその周辺で震度6弱以上の地震を観測したときには、本部を自動的に設置する。

## 第2節 職員の動員配備

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を定める。

職員の動員配備については、第2部第2章第2節「職員の動員配備」を準用するが、地震発生時における配備基準等については、次による。

**担当：関係各課**

### 第1 配備基準

災害の発生が予想されるとき、又は災害発生した場合における防災活動を実施するため、町の体制を警戒配備、第1非常配備、第2非常配備とし、その基準は概ね次のとおりとする。

#### 1 町災害対策本部設置前

指揮者は総務課長

種別	配備時期	配備内容
警戒配備	1 町内又はその周辺で震度4及び5弱の地震観測をしたとき。 2 その他必要により町長が当該配備指令したとき。	○各課（各部班）の長は、職員数の約20%を配置する。 ○初動処理事項 ・地震情報の収集・伝達、関係機関との連絡調整、火災など二次災害の状況と見通しの情報把握、被害状況の収集・伝達、その他必要事項

#### 2 町災害対策本部の設置前後

町災害対策本部設置前の指揮者は総務課長、本部設置後の指揮者は本部長（町長）

種別	配備時期	配備内容
第1非常配備	1 町内又はその周辺で震度5強の地震を観測したとき。 2 その他必要により町長が当該配備指令したとき。	○各課（各部班）の長は、職員数の50%を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急対策活動を実施する。 ○事態の推移に伴い、第二次非常体制に移行できる体制とする。



## 3 町災害対策本部の設置後

指揮者は本部長（町長）

種別	配備時期	配備内容
第二非常配備	1 町内又はその周辺に震度6弱以上の地震を観測したとき。 2 その他必要により町長が当該配備を指令したとき。 ※ 震度6弱以上のときは町災害対策本部が自動設置となる。	○各部各班の概ね全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。 ○通信途絶による動員伝達が不能となった場合、自主参集する。 ○配備対象外とする職員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが負傷し、勤務できない職員</li> <li>・自家等の災害対策にあたらなければならない職員</li> <li>・乳幼児、高齢者、病人等の世話にあたらなければならない職員</li> <li>・職員が地元消防団の幹部団員であるとき 上記にあつては、役場へ報告を速やかに行うよう努める。</li> </ul>

備考：地震を察知したときの配備参集程度の判断は、福島県総合情報通信ネットワーク、テレビ、ラジオ等の地震速報による。

## 第2 配備要員の指定

各配備下における配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮し、役場までの距離、担当業務等を勘案して所属長があらかじめ指定しておく。

震度6弱以上を観測する地震の発生を覚知したとき、又は当該地震に関する情報が発表されたときは、交通の途絶、配備要員自身あるいは配備要員の家族の被災等により配備要員の参集が困難となり、町災害対策本部要員が不足することが想定されるので、参集可能なすべての配備要員が一旦参集し、配備につくこととする。

## 第3節 地震災害情報の収集伝達

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。特に、夜間、勤務時間外に相当規模の地震が発生した場合、被害の状況により参集できない職員も発生し、組織的な情報の収集が困難となるおそれもあるため、限られた職員により効率的な情報収集を実施するものとし、参集する職員は、被害の状況を把握しながら参集する。

災害情報の収集及び伝達については、第2部第2章第3節「災害情報の収集伝達」を準用するが、地震に関する情報の処理については、次による。

**担当：総務課**

### 第1 地震情報等の受理伝達

#### 1 地震情報等の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表します。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から10分程度で気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

## 2 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- (1) 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- (2) 福島県沿岸に津波警報等を発表したとき。
- (3) その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき(群発地震等)。
- (4) 特に発表が必要と認めた場合。

## 3 その他

福島地方気象台は、福島県沿岸に津波警報等を発表したときや福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報・注意報の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表することとしている。

## 4 地震情報等の受理伝達

- (1) 関係機関は、地震情報等について、地震情報等受理伝達系統図により迅速・的確に受理・伝達する。
- (2) 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、町及び防災関係機関に伝達する。
- (3) 町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の必要な措置を行う。

## 5 緊急地震速報

### (1) 緊急地震速報の内容・発表条件

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上と予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表することとしている。

日本放送協会(NHK)は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供することとしている。なお、震度6弱以上の揺れを予想又は長周期地震動階級4の大きさの長周期地震動を予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられている。

### 【緊急地震速報の発表条件、発表内容】

発表条件	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に震度4以上が予想される地域及び長周期地震動階級3以上が予想される地域に発表。
発表内容	○地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名 ○全国を約200地域に分割した、強い揺れ(震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上)が予測される地域及び震度4が予想される地域名

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

**【緊急地震速報で続報を発表する場合】**

- 緊急地震速報を発表した後の解析により、警報が発表されていない地域に、新たに震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、続報を発表する。
- 続報では、新たに震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上が予想された地域及び新たに震度4が予測された地域を発表する。
- 落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信された緊急地震速報（誤報）のみ取り消すこととし、例えば震度5弱と予測していた地域が震度3以下との予測となった場合などは取り消さない。

(2) 緊急地震速報と地震動の警報及び予報との関係

緊急地震速報は、気象業務法により地震動に関する警報及び予報に位置付けられており、この地震動に関する警報及び予報については、「緊急地震速報」の名称を用いて発表する。

なお、警報と予報の区別については次のとおりである。

**【緊急地震速報と地震動の特別警報、警報及び予報との関係】**

区 分	震度等	情報発表の名称	内 容
地震動特別警報	震度6弱以上又は長周期地震動階級4以上	緊急地震速報(警報)又は緊急地震速報	最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに(※)、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報	震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上		
地震動予報	震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上	緊急地震速報(予報)	最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

(3) 住民への周知

町は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努める。

**6 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名**

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。

また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

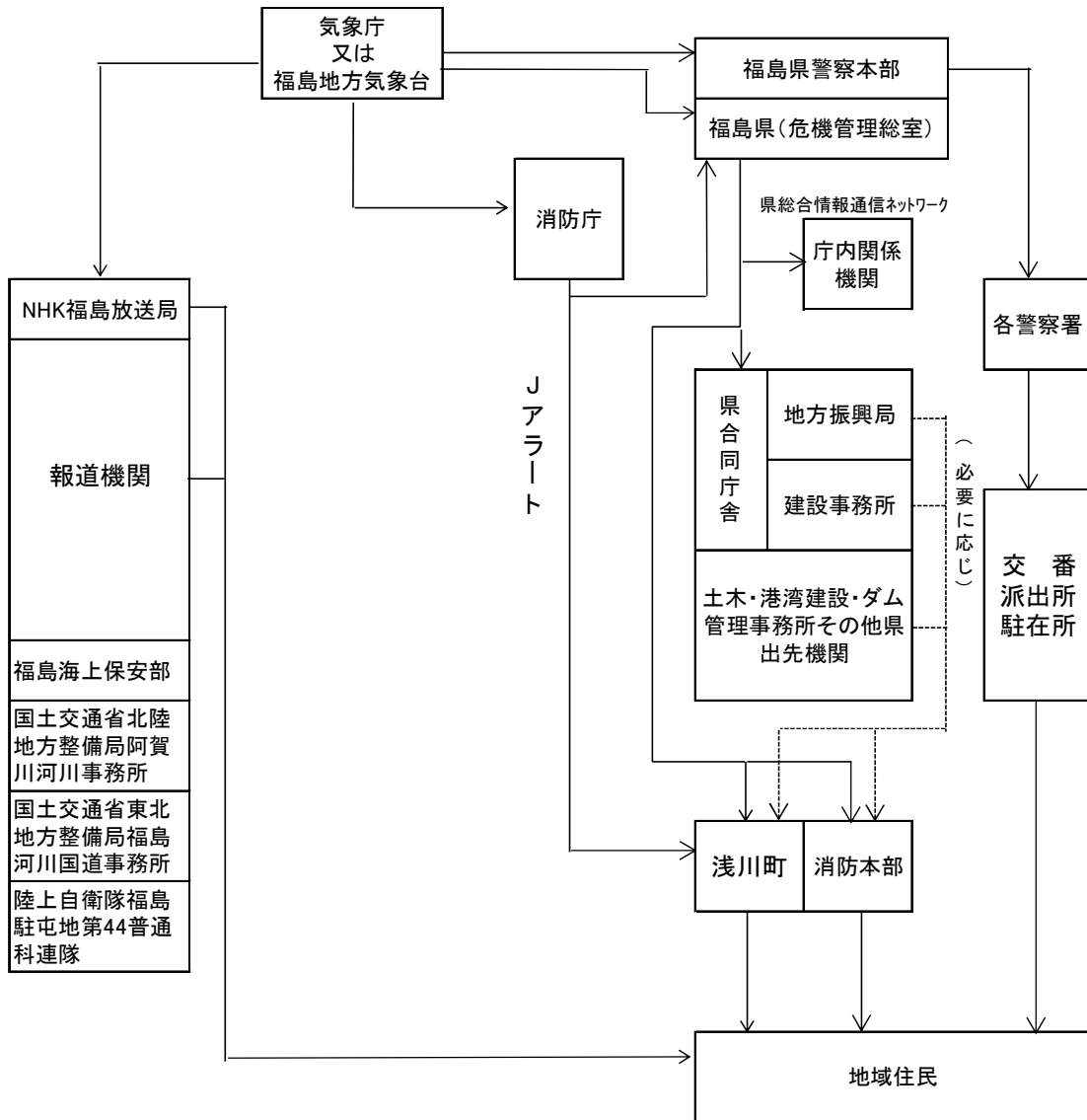
震度の地域名称（福島県の陸域）



7 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

福島県においては、県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、総合情報ネットワークシステムの自動FAX送信装置により各市町村、消防本部、地方振興局及び県庁内関係総室に送信される。

【地震情報等伝達系統】



第2 被害状況等の収集、報告

1 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- (1) 町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- (2) 町は、発生後に調査収集した被害状況や被害規模に関する概括的情報等について、次の要領で速やかに報告を行う。

なお、県においては、ホットラインにより市町村等から情報を収集するとともに、自らも消防防災ヘリコプターによる目視、又は県警察ヘリコプターテレビ電送システムによる画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ連絡することとしている。

- ア 町から県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、あわせて県中地方振興局にも報告する。
- イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合は、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ報告する。  
なお、いずれの場合においても、町が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。
- ウ 大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県（県民安全総務室）へ報告する。
- エ 震度5強以上を記録した地震にあつては「消防組織法第40条（昭和22年法律第226号）」及び「火災・災害等即報要領（平成24年5月31日改正）」の定めるところにより、被害の有無を問わず、第一報等について県とあわせて消防庁に報告する。

## 2 情報の処理

### (1) 地震情報等の受理・伝達・周知

- ア 県（県災害対策本部）から通知される地震に関する情報等は、総務部（総務課）において受理する。

なお、町は県が設置した震度計により町内の震度情報を把握するほか、福島県総合情報通信ネットワークの自動FAX等により、県内市町村の震度情報についても確認する。

- イ 受理した情報については、必要に応じ、防災行政無線、広報車等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。

### (2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- なお、被害状況を早期に把握するため、計測震度計による震度、119番通報の殺到状況の確認・活用に努める。

- ア 被害状況
- イ 避難指示等又は警戒区域設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況
- オ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- カ 観光客等の状況
- キ 県の実施する応急対策の実施状況

### (3) 情報の分析整理

町は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、インターネット通信等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ることなどにより、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。

## 3 被害状況等の報告

第2部第2章第3節第3「被害状況等の報告」を準用する。

## 第4節 通信の確保

第2部第2章第4節「通信の確保」を準用する。

## 第5節 相互応援協力

第2部第2章第5節「相互応援協力」を準用する。



## 第6節 災害広報

災害広報については、第2部第2章第6節「災害広報」を準用するが、地震発生時における災害広報については、特に次の点に留意して行う。

**担当：総務課、企画商工課**

### 第1 地震災害時における災害広報の留意事項

地震時には、電話の集中や回線の断線、停電、交通事情の悪化等により住民の情報ニーズが通常に比べて急激に増大するものと予想されるため、住民の不安や混乱等を回避し、応急対策が円滑に実施できるよう、住民に対して速やかに正確な情報を提供する。

また、住民の情報ニーズ及び情報収集源は、事態の進展によって変わることが考えられるので、この点を踏まえた広報活動となるよう留意する。

なお、地震時の広報活動は、町以外にも各防災関係機関において行われることになるので、広報活動の効果を上げるため、広報方法・内容等について関係機関相互で調整を図る。

### 第2 広報内容

広報内容としては、以下のようなものが考えられ、これらのものについては、「地震発生直後」・「事態がやや落ち着いた段階」・「給食・給水等の救援用」など、災害の局面に応じて実施する。

また、同じ時期区分に属する項目については、広報順位を検討して行う。

#### 【広報内容】

- (1) 余震、二次災害危険の見通し
- (2) ガス漏れ、油漏れ、火気使用、電線の感電注意などの留意事項
- (3) 安否情報（学校の児童・生徒の状況等）
- (4) 交通渋滞解消への協力依頼
- (5) 電話混雑解消の協力依頼
- (6) 上水道の飲用注意
- (7) その他（道路、水道、電気の被害と復旧の見込み、食料品・生活必需品の確保状況、休校、給食の状況、相談窓口設置、ごみの収集など）

## 第7節 消火活動

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等により、被害の拡大防止を図る。

**担当：総務課、須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署、消防団**

### 第1 消防本部による消防活動

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動にあたるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

#### 1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

#### 2 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

#### 3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

#### 4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

#### 5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

#### 6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

#### 7 火災現場活動の原則

- (1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## 第2 消防団による活動

地震時には、火災の多発が予想され、特に市街地では火災の延焼拡大による危険が予想されるため、発災時に住民や事業者の協力を得て、出火防止と初期消火の徹底に期する。

さらに、地震時には火災の多発や道路、消防水利の損壊等によって消防力が大幅に低下することが予測される。これに対処するため、消防団は、消防本部と連携をとりながら次の活動を行い、地震火災から住民の生命、身体及び財産を保護する。

### 1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

### 2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

### 3 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

### 4 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

### 5 避難誘導

避難指示等がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

## 第3 消防の相互応援等

### 1 県内隣接協定及び統一応援協定による応援要請

町長又は消防長は、単独での消防活動が困難であると判断したときは消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村長又は消防長に対して応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

### 2 広域航空消防応援

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、福島県消防防災航空センター所長に広域航空消防応援を要請する。

なお、知事（災害対策本部広域応援・避難班）は、町長又は消防長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、県内の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県又は他都道府縣市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請することとしている。

### 3 緊急消防援助隊への応援要請

町長は、災害発生時において、他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きにより、知事への応援要請を行う。

#### (1) 応援要請の手続き

町長は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

なお、緊急時における要請は責任者の口頭でも可とするが、後日文書を提出する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 町への進入経路及び集結場所

#### (2) 緊急消防援助隊の受入体制

緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、連絡班を設け、連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

## 第 8 節 救助・救急

第 2 部第 2 章第 8 節「救助・救急」を準用する。

## 第 9 節 自衛隊災害派遣

第 2 部第 2 章第 9 節「自衛隊災害派遣」を準用する。

## 第 10 節 避難

第 2 部第 2 章第 10 節「避難」を準用する。

## 第 11 節 避難所の設置・運営

第 2 部第 2 章第 11 節「避難所の設置・運営」を準用する。

## 第 12 節 医療（助産）救護

第 2 部第 2 章第 12 節「医療（助産）救護」を準用する。

## 第 13 節 緊急輸送対策

第 2 部第 2 章第 13 節「緊急輸送対策」を準用する。

## 第 14 節 災害警備活動及び交通規制措置

第 2 部第 2 章第 14 節「災害警備活動及び交通規制措置」を準用する。

## 第 15 節 防疫及び保健衛生

第 2 部第 2 章第 15 節「防疫及び保健衛生」を準用する。

## 第16節 廃棄物処理対策

災害時におけるごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

廃棄物処理対策については、第2章第16節「廃棄物処理対策」に準ずるが、震災によるがれき処理については、次による。

**担当：住民課、建設水道課**

### 第1 がれき発生量の推計

震災時には、地震災害・火災による建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前に推計し、廃棄物処理実行計画を策定するものとし、この場合においては、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておく。

なお、がれき量の推計には、木造1㎡あたり0.35t、非木造1.20tを目安とする。

### 第2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、他市町村及び石川地方生活環境施設組合と協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

### 第3 がれき処理対策

#### 1 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、選別・保管・焼却のできる仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行うとともに、損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

#### 2 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するため、排出時の分別の徹底とその確保策の検討を行う。

#### 3 適正処理・リサイクル体制の確保

廃棄物の適正処理を確保するため、最終処分までの処理ルートの確保を図るとともに、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

#### 4 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するため、石川地方生活環境施設組合及び県と連携のもと、広域処分対策を検討する。

#### 5 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害(大気汚染)が発生するおそれがあるため、その実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関に対し指導する。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

特に石綿については、町及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

町は、県（環境保全班、建築班）及び事業者と連携して、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

## 第17節 救援対策

第2部第2章第17節「救援対策」を準用する。

## 第18節 被災地の応急対策

第2部第2章第18節「被災地の応急対策」を準用する。

## 第19節 応急仮設住宅の供与

第2部第2章第19節「応急仮設住宅の供与」を準用する。

## 第20節 死者の捜索、遺体対策等

第2部第2章第20節「死者の捜索、遺体対策等」を準用する。

## 第21節 生活関連施設の応急対策

第2部第2章第21節「生活関連施設の応急対策」を準用する。



## 第22節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

地震災害時においては、道路・橋りょう施設の応急復旧対策を実施するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施することにより、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震災害により河川管理施設等に被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、応急復旧対策を講じるものとし、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な応急復旧活動を行い、被害の軽減を図る。

**担当：総務課、建設水道課、農政課**

### 第1 道路の応急対策

#### 1 町管理道路の応急対策計画

##### (1) 応急対策

ア 町は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県（道路班）に報告するとともに、所管する道路については、障害物除去、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

なお、障害物の除去については、状況に応じ、各道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊と協力して必要な措置をとる。

イ 上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。

緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

##### (2) 復旧計画

早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県（道路班）に被害状況を報告する。

また、地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行うなど、将来の地震に備えた事業を行う。

#### 2 主要農道・主要林道応急対策計画

##### (1) 防災関係機関等への連絡

農道・林道管理者は、所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県（農村整備班、森林林業班）に速やかに報告する。

##### (2) 交通の確保

農道・林道管理者は、所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

##### (3) 交通規制

農道管理者は、通行が危険な農道について、警察署と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

また、林道管理者は、通行が危険な林道について、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

## 第2 河川管理施設等の応急対策

### 1 河川管理施設応急対策

#### (1) 水防活動の実施

町及び消防機関等は、地震発生後、河川管理施設の監視、警戒、水門操作等の次の水防活動を実施し、被害の軽減に努める。

#### (2) 被害状況の把握

町は、管理する堤防、護岸等の河川管理施設の被害状況の把握を行う。

また、他の河川管理施設の被害を発見した場合、当該河川管理者に通報する。

#### (3) 応急復旧の実施

町は、水防活動を行うとともに、管理する堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

#### (4) 復旧計画

町は、被害状況に基づき災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、従前の効用の回復を図るとともに、再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

### 2 砂防施設等応急対策

#### (1) 震後点検の実施

県は、地震により砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設に被害が発生、又は発生するおそれがある場合は、震後点検を速やかに実施することとしている。

町は、必要に応じ、県と協力のもと、土砂災害危険箇所等の災害発生状況を調査する。

#### (2) 応急措置の実施

町は、震後点検により被災状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等より二次災害が発生するおそれがある場合、速やかに県や関係機関と協力し、応急対策に努める。

### 3 ため池施設応急対策

#### (1) 緊急点検の実施

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告をする。

また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

#### (2) 応急措置の実施

ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

### 第 3 公共建築物等の応急対策

#### 1 応急対策の実施

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、次に掲げる自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図る。

また、社会公共施設においては、地震時の出火及びパニック防止に重点を置き、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期すること。
- (2) 地震発生時における混乱の防止措置を講じること。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講じること。
- (4) 避難所になった場合には、余震対策や防火について十分な措置をとること。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とすること。

#### 2 町庁舎等の応急修理

##### (1) 被害状況の把握

庁舎等の管理者は、庁舎等の被害状況を速やかに調査し、町及び関係機関に報告する。

##### (2) 応急修理

窓ガラスの破損、天井の一部落下、ドア枠のゆがみ等の軽易な被害については、庁舎等管理責任者において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、関係機関と協議のうえ、修理を行うものとし、必要に応じて、県へ応援を要請する。

##### (3) 仮設庁舎等の設置

建物及び設備に対する被害が著しく、執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し、必要により仮設庁舎を建設する。

## 第23節 文教対策

第2部第2章第22節「文教対策」を準用する。

## 第24節 要配慮者対策

第2部第2章第23節「要配慮者対策」を準用する。

## 第25節 ボランティアとの連携

第2部第2章第24節「ボランティアとの連携」を準用する。

## 第26節 危険物施設等災害応急対策

第2部第2章第25節「危険物施設等災害応急対策」を準用する。

## 第27節 災害救助法の適用等

第2部第2章第26節「災害救助法の適用等」を準用する。

## 第28節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

第2部第2章第27節「被災者生活再建支援法に基づく支援等」を準用する。

## 第29節 ヘリコプター等による災害応急対応

第2部第2章第30節「ヘリコプター等による災害応急対応」を準用する。

## 第 3 章 災害復旧計画

### 第 1 節 施設の復旧対策

第 2 部第 3 章第 1 節「施設の復旧対策」を準用する。

### 第 2 節 被災地の生活安定

第 2 部第 3 章第 2 節「被災地の生活安定」を準用する。



## **第4部 事故对策**





# 第1章 航空災害対策計画

航空機の墜落等の大規模な航空災害による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「一般災害対策」に定めるところによる。

## 第1節 航空災害予防対策

**担当：総務課、関係各課**

### 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

#### 1 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

#### 2 応援協力体制の整備

町は、航空機事故が隣接市町村に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結等により応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等についての必要な準備や、防災訓練等による習熟に努める。

#### 3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講じるとともに、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備、相互の連携強化に努める。

#### 4 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

#### 5 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、県、他市町村、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等と相互に連携した消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

### 第2 要配慮者対策

町は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等において要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2節 航空災害応急対策

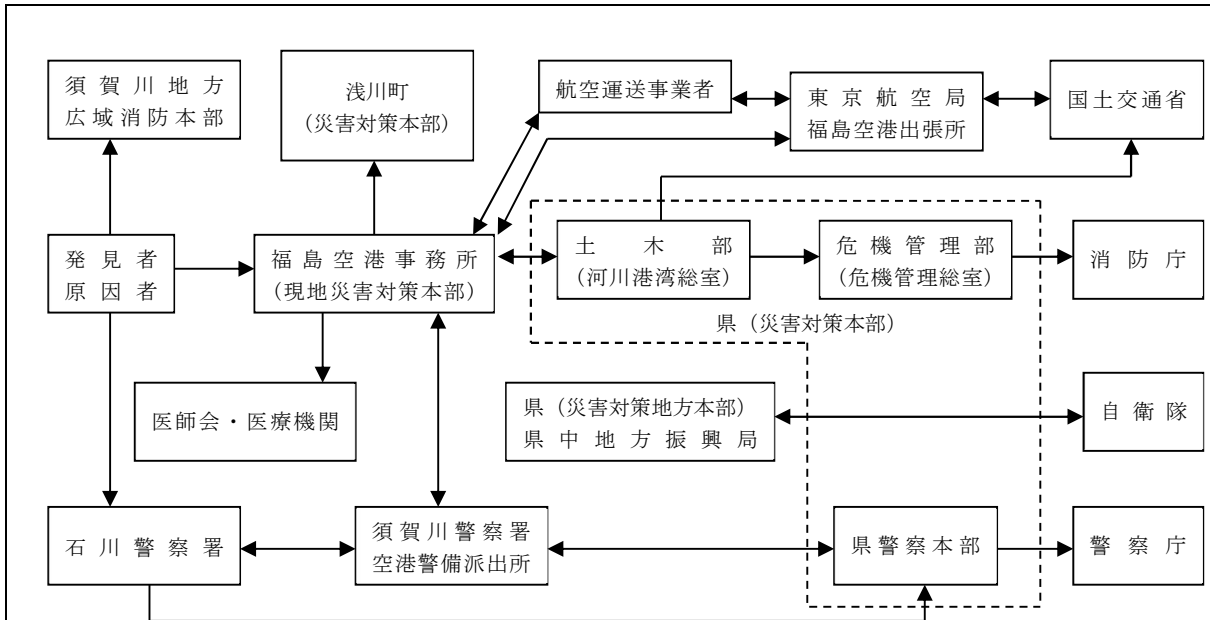
**担当：総務課、関係各課**

### 第1 災害情報の収集伝達

町は、航空機事故の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

なお、町及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告システム－6 航空災害」により連絡する。

【航空機事故の情報伝達系統】



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

(1) 福島空港事務所 (空港管理者)

福島空港事務所は、福島空港等において航空機事故が発生したときは、「福島空港緊急時計画」に基づき、関係機関等に通報・連絡する。

(2) 県及び県警察本部 (石川警察署)

ア 県は、航空機事故の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたる。

イ 県警察本部 (石川警察署) は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集にあたる。

ウ 県及び警察は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

(3) 東京航空局福島空港出張所

東京航空局福島空港出張所は、航空機事故の発生を知った場合、又は発見者等からの通報を受けた場合、防災関係機関に通報するとともに、災害を最小限に止めるよう努める。

## 第2 活動体制の確立

### 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、町災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

### 2 相互応援協力

(1) 町は、航空災害の規模が本町独自の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

なお、県においては、航空災害が発生し、県内市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行うこととしている。

(2) 消防本部は、航空災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

### 3 自衛隊の災害派遣

町は、航空災害が発生し、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

## 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

町は、消防機関、警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

### 2 消火活動

町は、消防機関と連携し、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速かつ的確に消防機関等による消火活動が行われるよう協力する。

なお、町域外において大規模な航空災害が発生した場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第4 交通規制措置

町は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、警察が実施する交通規制措置等に協力する。

なお、福島空港等において航空災害が発生した場合には、「福島空港緊急時計画」に基づき、交通規制等が実施されることとされている。

## 第5 災害広報

町は、県、防災関係機関及び航空運送事業者と相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。

なお、広報の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮し実施する。

## 第3節 航空災害復旧対策

**担当：総務課、関係各課**

町域において航空災害が発災した場合、町は、県、国、関係機関と相互に連携し、迅速かつ的確に被災現場の復旧作業を行う。



## 第2章 鉄道災害対策計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るための予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「一般災害対策」に定めるところによる。

### 第1節 鉄道災害予防対策

担当：総務課、関係各課

#### 第1 鉄道交通の安全の確保

町は、県、各道路管理者、鉄道事業者等と連携し、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

#### 第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

##### 2 応援協力体制の整備

町は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等についての必要な準備や、防災訓練等による習熟に努める。

##### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、県及び防災関係機関と連携のもと、被害の軽減を図るために必要な措置を講じるとともに、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図り、相互の連携強化に努める。

##### 4 防災体制の強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

##### 5 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、県、他市町村、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等と相互に連携した消火、救助・救急等を実施できるよう、より実践的な防災訓練を実施する。

### 第3 要配慮者対策

町は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。



## 第2節 鉄道災害応急対策

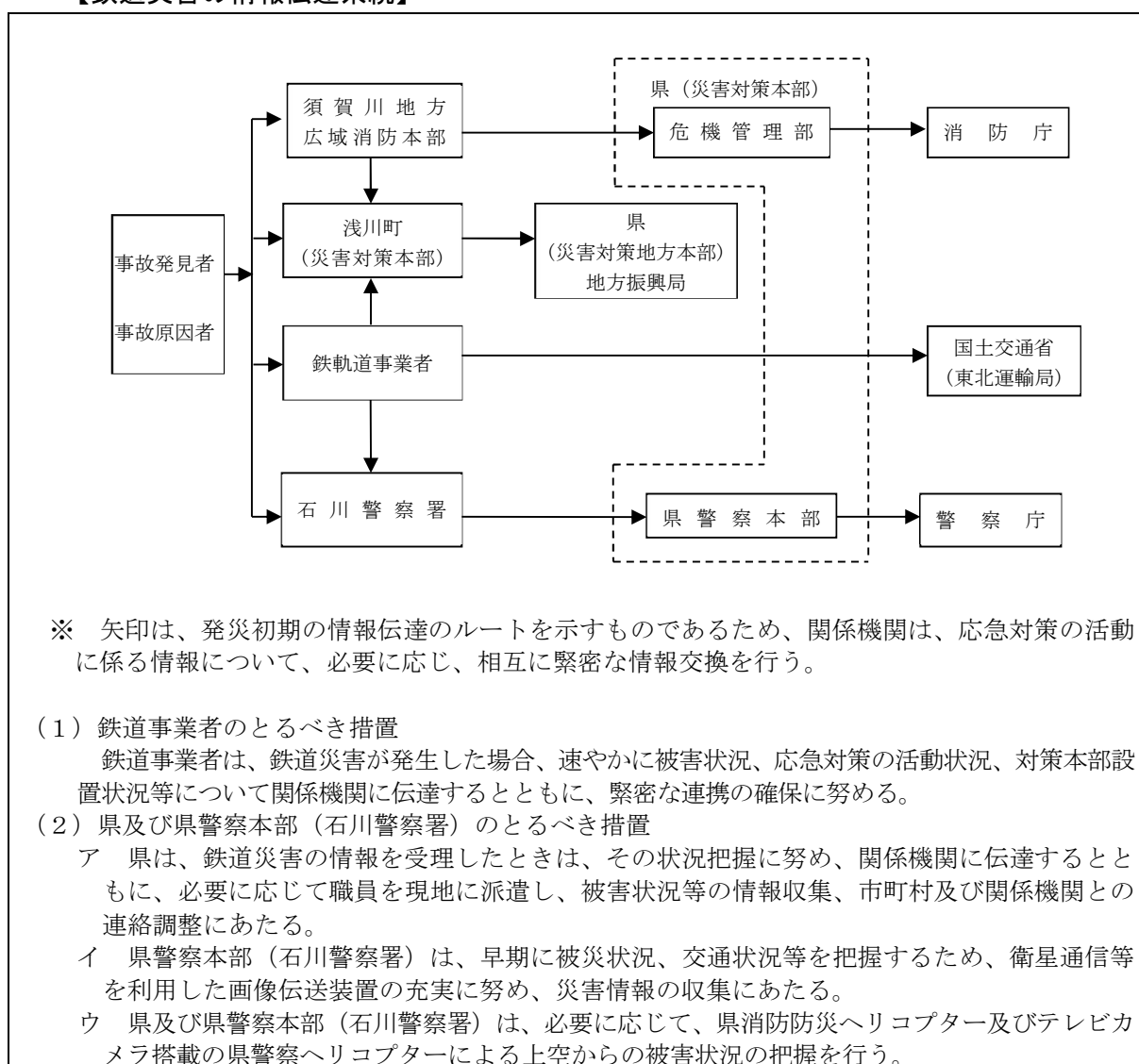
担当：総務課、関係各課

### 第1 災害情報の収集伝達

町は、鉄道災害の情報を受理したときは、速やかにその状況把握に努め、関係機関に情報を伝達する。

なお、町及び消防本部から県（危機管理部）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡を行う。

#### 【鉄道災害の情報伝達系統】



## 第2 活動体制の確立

### 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、町災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

### 2 相互応援協力

(1) 町は、鉄道災害の規模が本町独自の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

なお、県においては、鉄道災害が発生し、県内市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行うこととしている。

(2) 消防本部は、鉄道災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

### 3 自衛隊の災害派遣

町は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

## 第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### 1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、消防機関、警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

### 2 消火活動

町は、消防機関と連携し、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速かつ的確に消防機関等による消火活動が行われるよう協力する。

なお、町域外において大規模な鉄道災害が発生した場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第4 交通規制措置

町は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、警察が実施する交通規制措置等に協力する。

## 第5 避難誘導

鉄道災害発生時における旅客及び公衆等の避難は、鉄軌道事業者が、あらかじめ定める計画に基づき実施するが、町は、必要に応じ、県、警察、消防機関等と連携し、避難誘導、避難所の設置等に協力する。

## 第6 災害広報

町は、県、防災関係機関及び鉄道事業者と相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。

なお、災害広報の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

### 第3節 鉄道災害復旧対策

**担当：総務課、関係各課**

鉄軌道事業者は、町、県及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、可能な限り復旧予定時期を明示したうえで、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行い、又は支援する。

なお、鉄道災害における復旧対策は、事故の原因者が実施することとされているが、それにより対応できない場合には、第2部第3章「災害復旧計画」の定めるところによる。

## 第3章 道路災害対策計画

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るための予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「一般災害対策」に定めるところによる。

### 第1節 道路災害予防対策

**担当：総務課、建設水道課、関係各課**

#### 第1 道路交通の安全のための情報の充実

町は、各道路管理者及び県警察本部（石川警察署）と連携のもと、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

#### 第2 道路施設等の整備

町は、管理する道路において、次の措置を行い道路施設等の整備を図る。

- (1) 道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めること。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図ること。
- (3) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施すること。

#### 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 防災情報通信網等の整備

町は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。

また、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

##### 2 応援協力体制の整備

町は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等についての必要な準備や、防災訓練等による習熟に努める。

##### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

町は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、県及び防災関係機関と連携のもと、被害の軽減を図るために必要な措置を講じるとともに、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図り、相互の連携強化に努める。

#### 4 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

#### 5 危険物等の流出時における防除活動

町は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

#### 6 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、県、他市町村、防災関係機関、各道路管理者及び地域住民等と相互に連携した消火、救助・救急等を実施できるよう、より実践的な防災訓練を実施する。

### 第4 防災知識の普及・啓発

町は、道路ふれあい月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

### 第5 要配慮者対策

町は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2節 道路災害応急対策

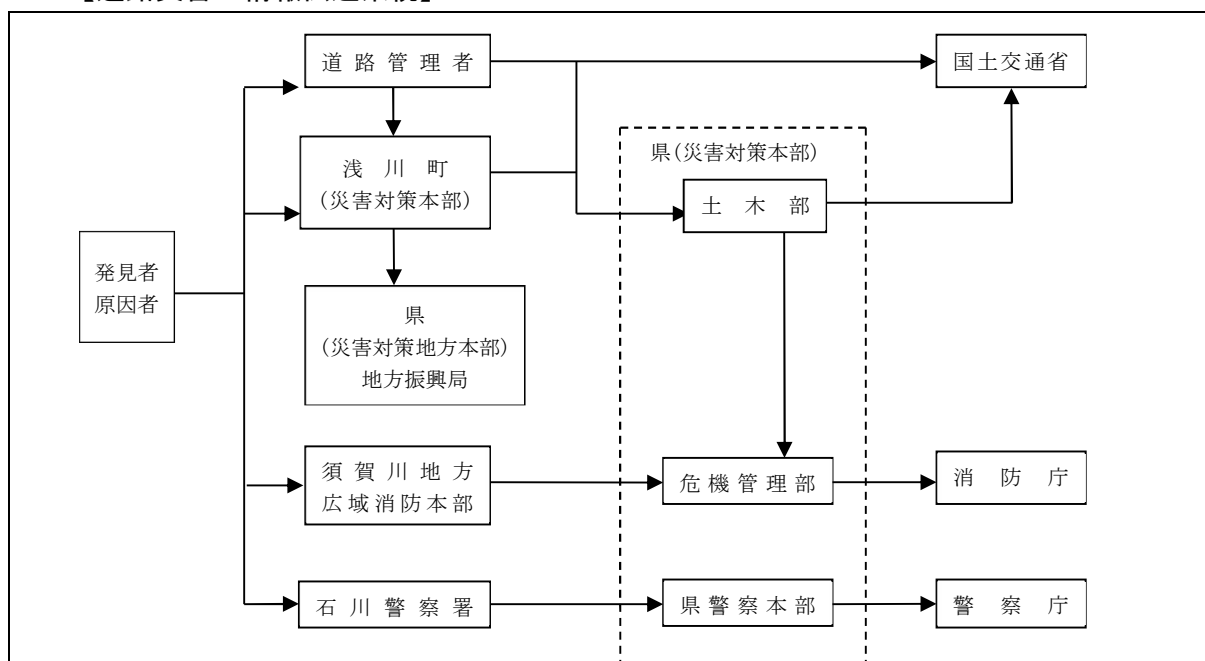
担当：総務課、建設水道課、関係各課

### 第1 災害情報の収集伝達

町は、道路災害の情報を受理したときは、速やかに被害状況等を収集し、応急対策の活動状況、町災害対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

なお、町及び消防本部から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡を行う。

#### 【道路災害の情報伝達系統】



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

#### (1) 各道路管理者のとりべき措置

各道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

#### (2) 県及び県警察本部（石川警察署）のとりべき措置

ア 県は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたる。

イ 県警察本部（石川警察署）は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集にあたる。

ウ 県及び県警察本部（石川警察署）は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

## 第2 活動体制の確立

### 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、町災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告並びに状況に応じて県消防防災ヘリコプター等の応援要請など、災害の拡大防止のために必要な措置を講じる。

また、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、各道路管理者と連携のもと、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行う。

### 2 相互応援協力

(1) 町は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

また、道路災害の規模が本町独自の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

なお、県においては、道路災害が発生し、県内市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行うこととしている。

(2) 消防本部は、道路災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

### 3 自衛隊の災害派遣

町は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

## 第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### 1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう、消防機関、警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

### 2 消火活動

町は、消防機関と連携し、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速かつ的確に消防機関等による消火活動が行われるよう協力する。

なお、町域外において大規模な道路災害が発生した場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。



## 第4 交通規制措置

町は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、警察が実施する交通規制措置等に協力する。

## 第5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、町は、消防機関、警察、各道路管理者等と相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

## 第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

町は管理する道路の迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

なお、県警察本部（石川警察署）において、交通安全施設の応急復旧のため、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行うこととしている。

## 第7 災害広報

町は、県、防災関係機関及び道路管理者と相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。

災害広報の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

### 第3節 道路災害復旧対策

**担当：総務課、建設水道課、関係各課**

町は、管理する道路において、県及び関係機関との連絡を密にし、可能な限り復旧予定時期を明示したうえで、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。

また、各道路管理者においても、町、県及び関係機関との連絡を密にし、可能な限り復旧予定時期を明示したうえで、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行うこととされている。

なお、道路災害における復旧対策は、事故の原因者が実施することとされているが、それにより対応できない場合には、第2部第3章「災害復旧計画」の定めるところによる。

## 第4章 危険物等災害対策計画

危険物及び高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、火薬類の火災・爆発等による多数の死傷者等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、その拡大を防止し被害の軽減を図るための予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「一般災害対策」に定めるところによる。

### 第1節 危険物等災害予防対策

担当：総務課、建設水道課、企画商工課、関係各課

#### 第1 危険物等の定義

危険物等の定義は次のとおりである。

危険物及び危険物施設	危険物とは、消防法第2条第7項に規定されており、その貯蔵と取扱いに規制を受けるもので、それぞれの危険性に応じて第1類から第6類に分類され、貯蔵する場合の指定数量や、運搬する場合の混載の条件等について定められている。 危険物施設は、その危険物の貯蔵、取扱いを行う施設をいう。
高圧ガス及び高圧ガス施設	高圧ガスとは、高圧ガス保安法第2条に規定されており、定められた温度における一定の圧力を有する圧縮ガス、圧縮アセチレンガス、液化ガスが定められている。 高圧ガス施設とは、その高圧ガスの貯蔵、取扱いを行う施設をいう。
毒物・劇物及び毒物劇物施設	毒物及び劇物取締法第2条に規定されており、医薬品及び医薬部外品以外の毒物（水銀、ひ素等）、劇物（塩化水素、硫酸等）特定毒物（四アルキル鉛、モノフルオール酢酸等）が定められている。 毒物劇物施設は、その毒物・劇物の貯蔵、取扱いを行う施設をいう。
火薬類	火薬類取締法第2条に規定されており、火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（起爆剤、ニトログリセリン等）、火工品（工業雷管、電気雷管等）が定められている。 火薬類施設は、その火薬類の貯蔵、取扱いを行う施設をいう。

#### 第2 危険物施設の把握

町は、消防機関及びその他関係機関と連携し、町内の危険物貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒・劇物貯蔵施設等の危険物施設を調査し、立地状況、貯蔵量、管理状況等の把握に努める。

#### 第3 危険物等施設の安全性の確保

##### 1 事業所に対する指導の強化

町は、県及び消防機関と連携のもと、災害の発生及び拡大を防止するため、危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下この節において「事業者」という。）が管理する製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、保安体制の確立、適正な施設の維持管理、貯蔵取扱いの基準の遵守等について指導を強化し、施設等の安全の確保に努める。

## 2 各事業者がとるべき措置

各事業者は、被害の防止、被害の軽減を図るため、危険物等の漏洩、延焼等の防止に必要な施設、設備の整備を図るとともに、被害の防止、被害の軽減に必要な資機材を整備する。

また、災害時においても施設、設備及び資機材が機能するよう、定期的に点検を実施するほか、資機材等が不足する場合を想定し、関係団体等からの調達体制を確立する。

さらに、従事者に対し、災害時の危険防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

危険物	消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図る。
高圧ガス	高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。
火薬類	火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

## 第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

### 2 応援協力体制の整備

町は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等についての必要な準備や、防災訓練等による習熟に努める。

### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、県及び防災関係機関と連携のもと、被害の軽減を図るために必要な措置を講じるとともに、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図り、相互の連携強化に努める。

#### 4 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

#### 5 危険物等の大量流出時における防除活動

町は、消防本部、関係事業者等と連携のもと、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備する。

また、関係機関と連携し、水質事故（油や毒物流出等）等の影響を把握するため、環境モニタリング設備及び体制の整備を行うとともに、平常時からデータの収集等を行う体制を整備する。

#### 6 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講じる。

#### 7 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、県、他市町村、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等と相互に連携した消火、救助・救急等を実施できるよう、より実践的な防災訓練を実施する。

### 第5 防災知識の普及・啓発

町は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

### 第6 要配慮者対策

町は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2節 危険物等災害応急対策

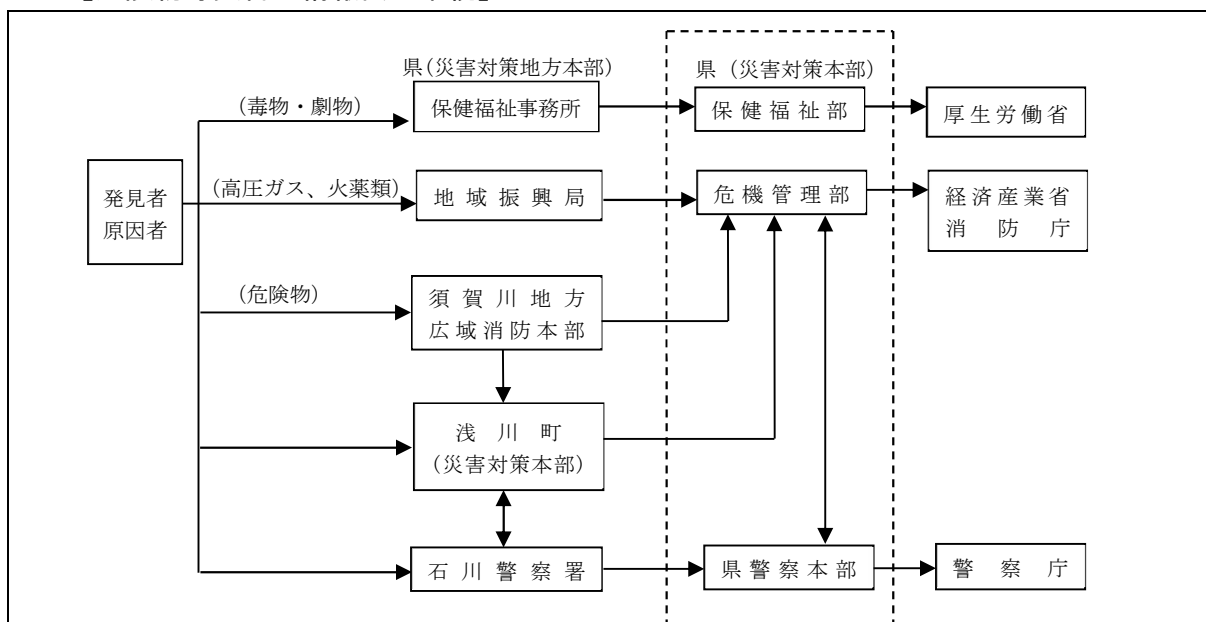
**担当：総務課、建設水道課、企画商工課、関係各課**

### 第1 災害情報の収集伝達

町は、危険物等災害の情報を受理したときは、速やかにその状況把握に努め、関係機関に情報を伝達する。

なお、町及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告システム－4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡する。

【危険物等災害の情報伝達系統】



※矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

(1) 各事業者のとるべき措置

各事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

(2) 県及び県警察本部（石川警察署）のとるべき措置

ア 県は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講じる。

なお、事業者から収集した情報については、危険物等の取扱規制担当省庁に連絡する。また、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたる。

イ 県警察本部（石川警察署）は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集にあたる。

ウ 県及び県警察本部（石川警察署）は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

## 第2 活動体制の確立

### 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、町災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

### 2 相互応援協力

(1) 町は、危険物等災害の規模が本町独自の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

なお、県においては、大規模な危険物等災害が発生し、県内市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行うこととしている。

(2) 消防本部は、危険物等災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

### 3 自衛隊の災害派遣

町は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

## 第3 災害の拡大防止

町は、県、消防機関等と連携のもと、関係法等の定めるところにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じる。

なお、事業者においては、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法等の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

## 第4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### 1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう、消防機関、警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

### 2 消火活動

町は、消防機関と連携し、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速かつ的確に消防機関等による危険物火災の特性に応じた消火活動が行われるよう協力する。なお、町域外において大規模な危険物等災害が発生した場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第5 交通規制措置

町は、各道路管理者、県警察本部（石川警察署）その他関係機関と協力し、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期するとともに、災害の拡大防止及び交通の確保のため、警察が実施する交通規制措置等に協力する。

## 第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等の流出が認められた場合、事業者、消防機関及び警察等は、直ちに防除活動及び避難誘導活動を行うものとし、危険物等が河川等に大量に流出した場合、町は、県及び関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

## 第7 避難誘導

### 1 町等のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合、町は、警察等と協力し、人命の安全を第一に、地域住民等に対し、避難指示等の必要な措置を講じる。

### 2 要配慮者対策

町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講じる。

## 第8 災害広報

町は、危険物施設の被災による不安、混乱等を防止するため、県、報道機関、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。

災害広報の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。



## 第3節 危険物等災害復旧対策

**担当：総務課、建設水道課、企画商工課、関係各課**

危険物等災害の復旧対策については、事故の原因者が実施することとされているが、それにより対応できない場合には、第2部第3章「災害復旧計画」の定めるところによる。



## 第5章 大規模な火事災害対策計画

住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「一般災害対策」の定めによる。

### 第1節 大規模な火事災害予防対策

担当：総務課、関係各課

#### 第1 災害に強いまちづくりの形成

町は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

##### 1 市街地の整備

町は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進する。

##### 2 防災空間の整備

町及び県は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進する。

##### 3 建築物の不燃化の推進

町及び県は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進する。

#### 第2 火災に対する建築物の安全化

##### 1 消防用設備等の整備、維持管理

町、県、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合した消防設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

##### 2 建築物の防火管理体制

町、県、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、医療機関、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努める。

### 3 建築物の安全対策の推進

町及び県は、特殊建築物等の防火、避難対策に重点を置いて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

## 第3 大規模な火事災害防止のための情報の充実

### 1 気象情報の収集及び伝達

町及び県は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

### 2 火災気象通報の伝達及び火災警報等

- (1) 福島地方気象台は、気象概況通報の一部として「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県に通報する。
- (2) 県は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを町に伝える。
- (3) 町長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (4) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その区域内にある者は、条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

## 第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 防災情報通信網等

町は、光ファイバー網、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて通信機器の整備について配慮する。

### 2 応援協力体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町、広域市町村圏等との応援協定の適正な運用を図る。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟に努める。

### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。また、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

### 4 消防力の強化

- (1) 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (2) 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (3) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

**5 避難対策**

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難所、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

**6 防災訓練の実施**

町、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

**第5 防災知識の普及・啓発**

町、県及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

**第6 要配慮者対策**

町は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2節 大規模な火事災害応急対策計画

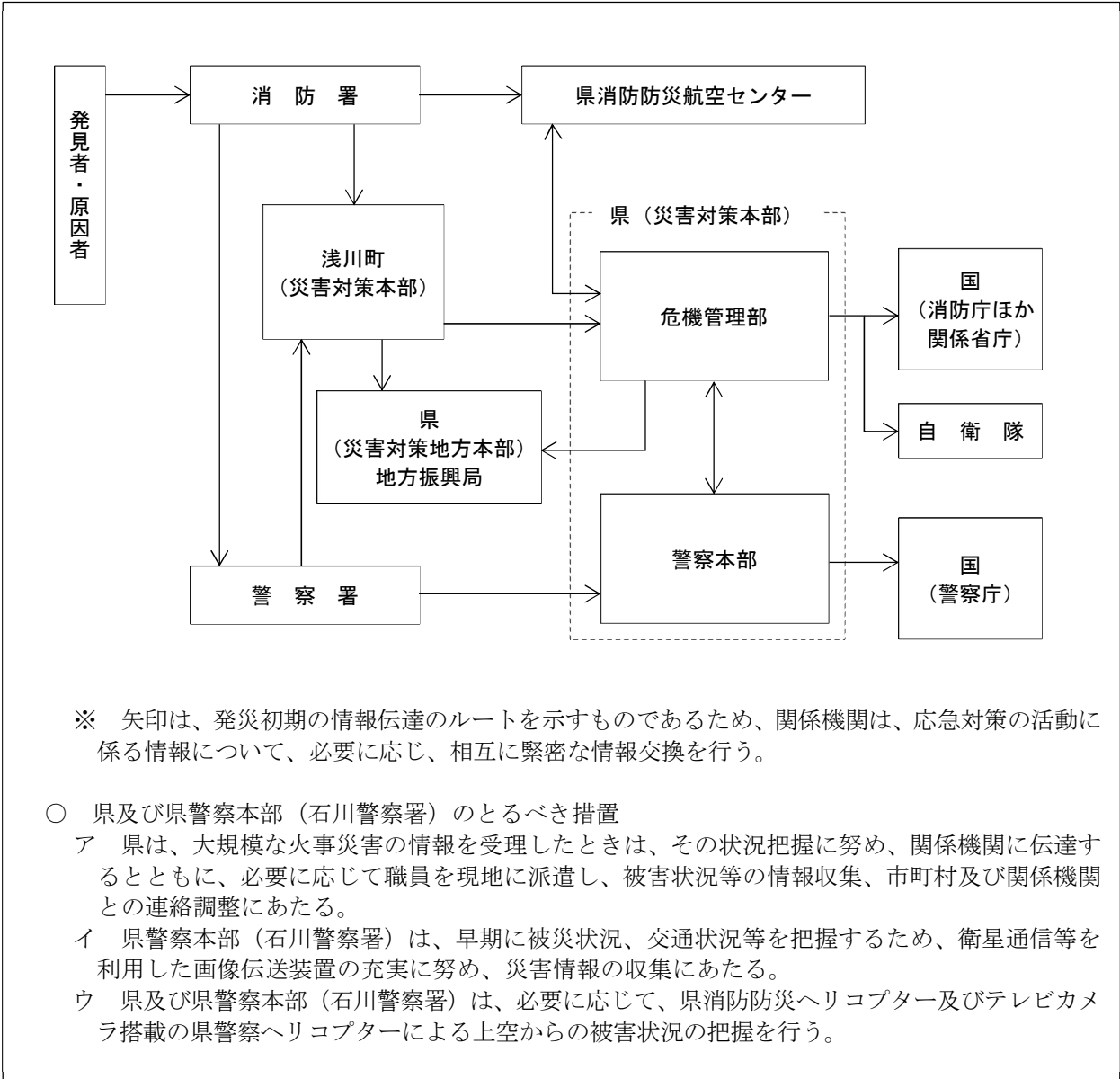
**担当：総務課、関係各課**

### 第1 災害情報の収集伝達

町は、大規模の火事災害の情報を受理したときは、速やかにその状況把握に努め、関係機関に情報を伝達する。

なお、町及び消防本部から県への大規模の火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

#### 【大規模な火事災害情報伝達系統】



## 第2 活動体制の確立

### 1 町の活動体制

このことについては、第2部「一般災害対策」第2章第2節「職員の動員配備」を準用する。

### 2 相互応援協力

#### (1) 町のとるべき措置

このことについては、第2部「一般災害対策」第2章第5節「相互応援協力」を準用する。

#### (2) 消防本部

このことについては、第2部「一般災害対策」第2章第5節「相互応援協力」を準用する。

### 3 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、第2部「一般災害対策」第2章第9節「自衛隊災害派遣」の定めにより自衛隊の災害派遣を要請する。

## 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### 1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

このことについては、第2部「一般災害対策」第2章第8節「救助・救急」及び同章第12節「医療（助産）救護」を準用する。

### 2 消火活動

(1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(2) 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第4 交通規制措置

このことについては、第2部「一般災害対策」第2章第14節「災害警備活動及び交通規制措置」を準用する。

## 第5 避難誘導

### 1 町等のとるべき措置

このことについては、第2部「一般災害対策」第2章第10節「避難」を参照する。

### 2 要配慮者対策

このことについては、第2部「一般災害対策」第2章第9節「避難」及び同章第23節「要配慮者対策」を参照する。

## 第6 災害広報

町、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第2部「一般災害対策」第2章第6節「災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者（児）、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。



## 第3節 大規模な火事災害復旧対策

**担当：企画商工課、総務課、関係各課**

- (1) 町及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援する。
- (2) 復旧対策については、事故の原因者が実施するが、それにより対応できない場合には、第2部「一般災害対策」第3章「災害復旧計画」の定めによる。



## 第6章 林野火災対策計画

林野火災は、火災の早期発見、迅速な初期消火が困難で水利等の不便もあるため、被害が拡大するおそれがある。

また、一般火災に対する消防活動とは著しく異なり、消防活動が困難な状況となるおそれもあることから、その拡大を防止し被害の軽減を図るための予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「一般災害対策」に定めるところによる。

### 第1節 林野火災予防対策

**担当：農政課、総務課、関係各課**

#### 第1 林野火災に強い地域づくり

町は、地域の特性に配慮し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するとともに、森林所有者、地域の林業関係団体等に対し、自主的な森林保全管理運動を推進するよう指導する。

また、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

#### 第2 林野火災防止のための情報の充実

町は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講じる。

#### 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

##### 2 応援協力体制の整備

町は、林野火災が隣接市町村に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等についての必要な準備や、防災訓練等による習熟に努める。

##### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、県及び防災関係機関と連携のもと、被害の軽減を図るために必要な措置を講じるとともに、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図り、相互の連携強化に努める。

#### 4 消防力の強化

- (1) 町は、防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。
- (2) 町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

#### 5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努め、必要な措置を講じる。

#### 6 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、県、他市町村、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等と相互に連携した消火、救助・救急等を実施できるよう、より実践的な防災訓練を実施する。

また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

### 第4 防災知識の普及・啓発

町は、「福島県山火事防止運動実施要領」に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、県、関東森林管理局、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

### 第5 要配慮者対策

町は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2節 林野火災応急対策

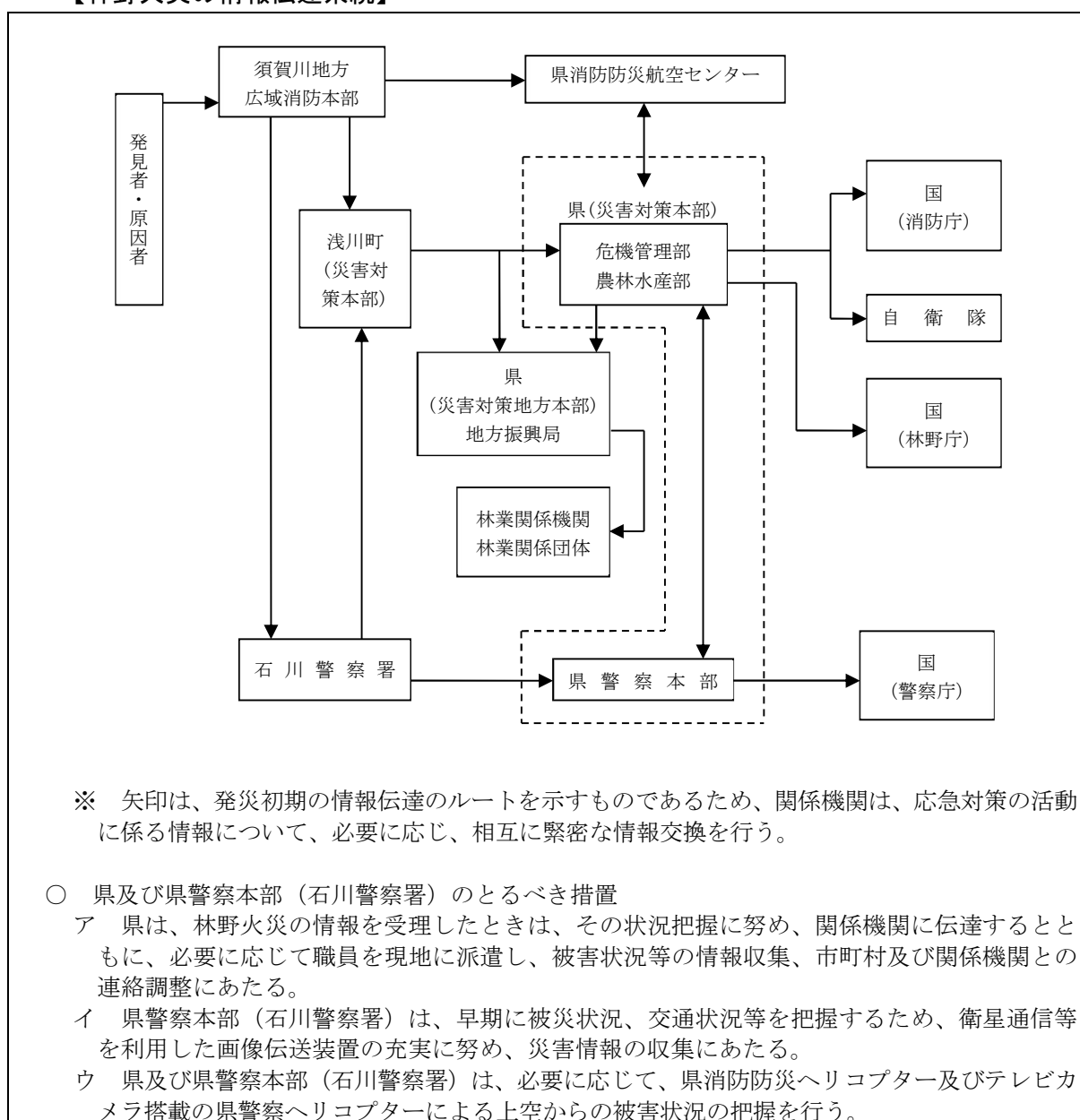
担当：農政課、総務課、関係各課

### 第1 災害情報の収集伝達

町は、林野火災の情報を受理したときは、速やかにその状況把握に努め、関係機関に情報を伝達する。

なお、町及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム－1 林野火災」により連絡する。

#### 【林野火災の情報伝達系統】



## 第2 活動体制の確立

### 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、町災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

また、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

### 2 相互応援協力

(1) 町は、林野火災の規模が本町独自の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

なお、県においては、大規模な林野火災が発生し、県内市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行うこととしている。

さらに、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い当該市町村のみによっては消火できないと判断したときは、当該市町村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、他市町村に対して応援を指示することとしている。

(2) 消防本部は、林野火災の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

### 3 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

## 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### 1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう、消防機関、警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

### 2 消火活動

(1) 町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講じる。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制  
(「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」参照)

(2) 町域外において大規模な林野火災が発生した場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

#### 第4 交通規制措置

町は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、警察が実施する交通規制措置等に協力する。

#### 第5 避難誘導

##### 1 町等のとるべき措置

町は、林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合、人命の安全を第一に地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講じる。

##### 2 要配慮者対策

町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講じる。

##### 3 森林内の滞在者

林野火災発生のお知らせを受けた場合、町は、消防本部と連携のもと、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

#### 第6 災害広報

町は、県、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講じる。

災害広報の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

#### 第7 二次災害の防止

町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

また、必要に応じ県及び国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。

なお、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知、応急対策の実施、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるとともに、できる限り速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。



## 第3節 林野火災復旧対策

**担当：農政課、総務課、関係各課**

町は、必要に応じ県及び国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。

なお、林野火災の復旧対策については、事故の原因者が実施することとされているが、それにより対応できない場合には、第2部第3章「災害復旧計画」の定めるところによる。



## 第7章 原子力災害対策計画

本章は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、町及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の安全を図ることを目的とする。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「一般災害対策」に定めるところによる。

### 第1節 原子力災害事前対策

担当：総務課、関係各課

#### 第1 原子力災害対策の特殊性への対応及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができず、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、これらの特殊性を踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時においても迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるよう所要の措置を定める。

なお、原子力災害対策に係る計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとし、専門的・技術的事項については、福島県地域防災計画原子力災害対策編に準拠する。

#### 第2 原子力災害対策重点区域の範囲

##### 1 原子力災害重点区域の範囲

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）において定められている、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）を含む市町村及び地域防災計画（原子力災害対策

編)を作成すべき市町村は次のとおりであり、以下、発電所が所在する町を「所在町」、また、重点区域に含まれる市町村を「関係市町村」という。

**【重点区域の範囲】**

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策重点区域	予防的防護措置を準備する区域(PAZ)	—	原子力施設から概ね半径5kmを目安に設定
	緊急防護措置を準備する区域(UPZ)	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村(各市町村全域)	

(PAZ:Precautionary Action Zone、UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

**2 原子力災害対策重点区域以外の市町村における対応**

本町は、原子力災害対策重点区域には含まれていないが、県は、原子力災害対策重点区域以外の区域においても、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備し、マニュアル等に定めておくこととしている。

- (1) 情報収集及び市町村への情報提供
- (2) 緊急時モニタリングへの協力
- (3) 住民等に対する健康相談等の実施
- (4) その他必要な事項

町は、国及び県からの指導等に基づき、住民等への情報提供、他市町村からの避難者受入れなど、原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成する。

**第3 防災体制の整備**

原子力災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

具体的な対応については、第2部第1章第1節「防災組織の整備・充実」に準ずるが、原子力災害に係る必要な事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備し、マニュアル等に定めておく。

**第4 環境放射線モニタリング協力体制の整備**

**1 モニタリングに関する情報収集**

平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、県及び事業者が整備するモニタリングポスト(可搬型を含む。)等の環境放射線設備・機器等による測定結果の情報収集に努める。

**2 緊急時モニタリング協力要員の確保**

町は、平常時において県が実施する環境放射線モニタリングに協力するとともに、原災法に基づく異常事態発生の通報や異常な放射線量の検出があった場合に、原子力規制委員会の統括のもと実施される緊急時モニタリングに速やかに対応するため、必要な協力要員をあらかじめ定めておく。

### 3 モニタリング情報共有システム等の活用

県は、国等と連携して、平常時からモニタリング情報共有システムと環境放射能監視テレメータシステム等を連携させるなど、気象情報、空間放射線量率等の情報伝達ネットワークの整備・維持を進めている。

町は、それらの情報の収集及び活用に努める。

### 4 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県（健康衛生総室）は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、国の支援のもと、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備することとしている。

町は、県が実施する緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備に協力する。

## 第5 住民等への的確な情報伝達体制の整備

### 1 体制及び設備等の整備

町は、住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて県が整理する、広報実施マニュアル等に基づき、住民への伝達体制を整備する。

なお、伝達体制の整備にあたっては、地震等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線戸別受信機、広報車両等の整備を図る。

### 2 相談窓口の設置等

町は、国、県、他市町村及び事業者と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

また、事故現場付近を通過した住民等に対する健康相談等の実施体制についても整備する。

### 3 要配慮者等への広報体制の整備

町は、国、県、他市町村及び事業者と連携し、原子力災害の特性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設備等の整備に努める。

### 4 多様な広報媒体の活用

町は、インターネットホームページ、携帯電話への緊急速報メール及びツイッターなどのインターネット上の情報共有ツール等を含めた多様なメディアの活用体制の整備に努める。

## 第6 避難等への対応

### 1 避難等に関する指標

屋内退避及び避難等に関する指標については、国の原子力災害対策指針による。

### 2 広域的な避難への対応

原子力災害時においては、市町村間を越えた広域避難が想定されることから、県が作成する広域避難計画に基づき、町外からの避難者の受入体制等広域避難の要請を受けた場合の措置について別に定める。

## 第7 原子力防災に関する知識の普及と啓発

### 1 住民に対する知識の普及と啓発

町は、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、国、県、関係市町村及び事業者と協力して、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する正しい知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 要配慮者への支援に関すること。
- (8) 避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、避難手段等）
- (9) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (10) 指定避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (11) その他必要と認める事項

### 2 職員に対する教育

原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務に携わる職員に対し、国、県等と連携して次に掲げる教育を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 原子力災害医療活動（応急手当を含む。）に関すること。
- (10) その他必要と認める事項

## 第8 原子力防災に関する訓練

具体的な対策については、第2部第1章第12節「防災訓練」に準ずるが、町は、国、県、事業者等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、原子力災害が発生した場合を想定した訓練を実施する。

## 第2節 原子力災害応急対策

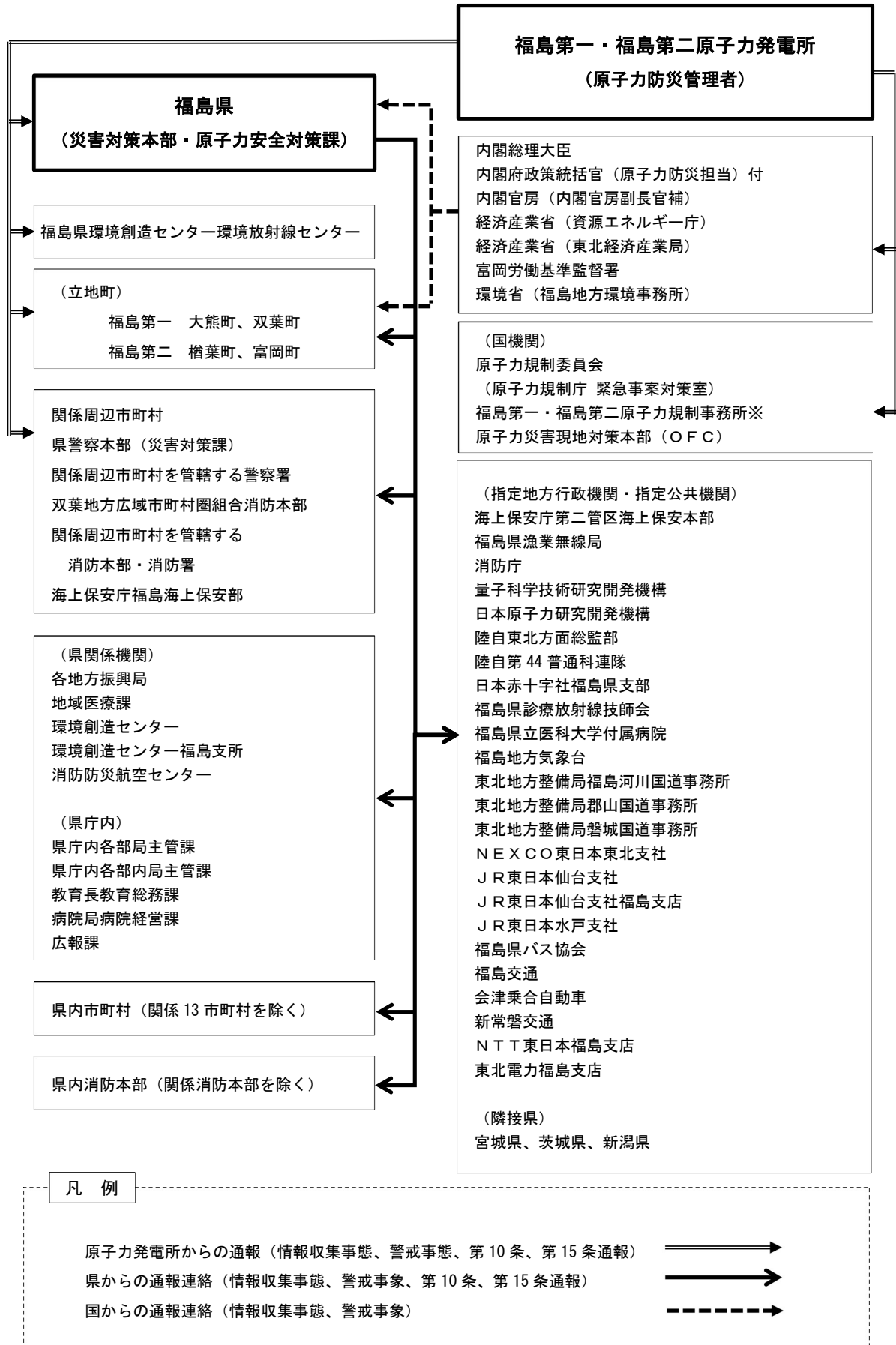
担当：総務課、関係各課

### 第1 災害情報の収集伝達

#### 1 通報連絡系統

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、特定事象（原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。）等が発生した場合における通報、連絡は次により行われる。

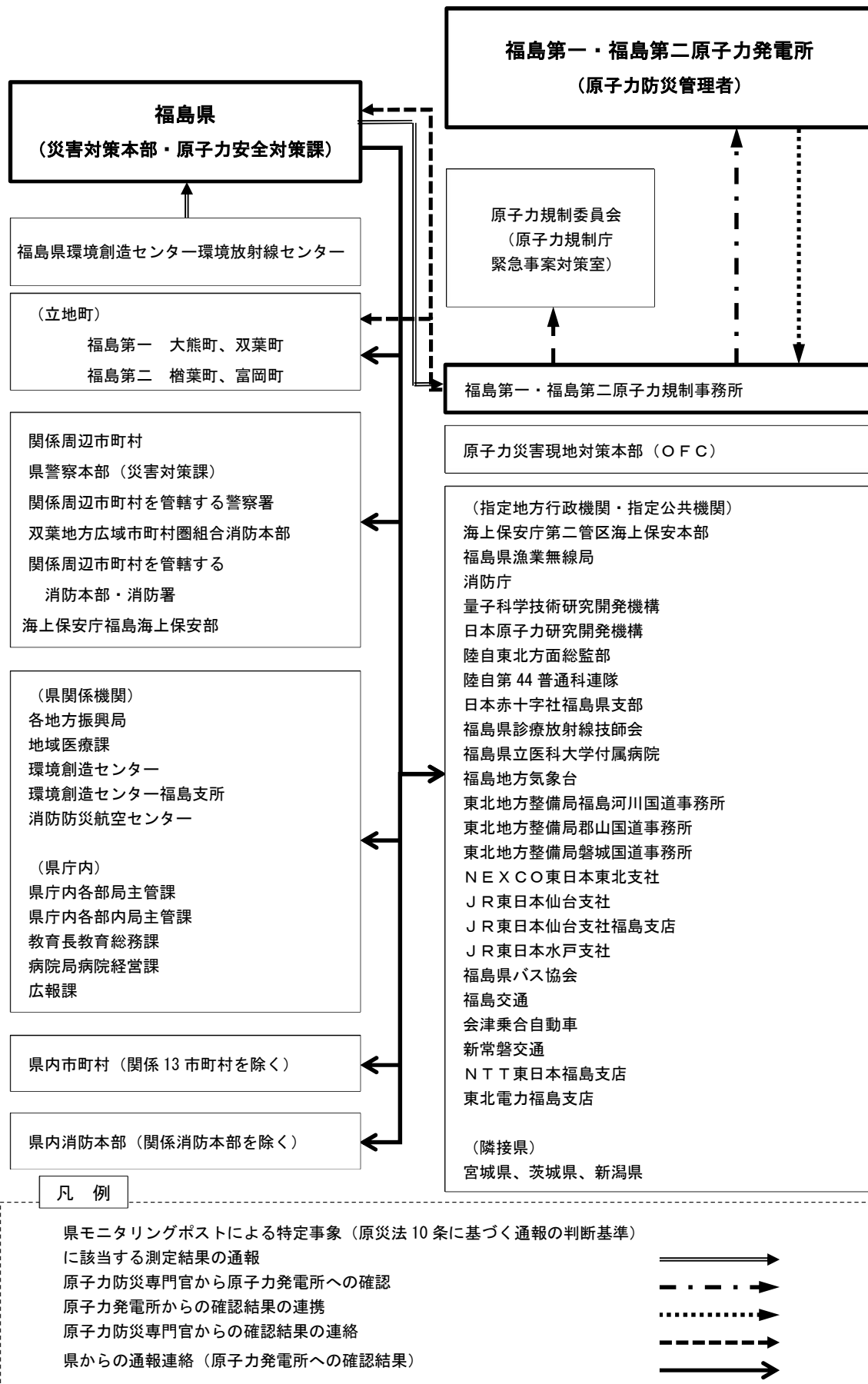
【通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）】



※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。



【通報連絡系統図（県モニタリングポストにより5 μSv/hを観測した場合）】



## 2 本町に対する情報伝達及び指示

本町を含む県内市町村（関係市町村を除く。）への原子力災害に係る事項（発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項）については、県（危機管理総室）から福島県総合情報通信ネットワークや電子メール等により連絡を受けることとなっており、さらに、重要な指示等については、電話等でその着信の確認が行われる。

町は、県から原子力災害に関する連絡を受けた情報について、必要に応じ、速やかに防災関係機関へ伝達する。

なお、町は、これにより連絡を受けた事項についての県、関係市町村、発電所への問い合わせは、緊急時対応の支障とならないよう配慮する。

## 第2 活動体制の確立

町は、県から原子力災害に関する連絡を受けた場合、速やかに情報収集伝達体制を確立するとともに、必要に応じて応急対策に必要な体制をとる。

## 第3 緊急時モニタリングへの協力

町は、緊急時モニタリングセンター等の協力要請に基づき、緊急時モニタリング活動に対して必要な情報提供や測定等における協力を行う。

## 第4 住民等に対する情報の伝達と広報

### 1 住民等への情報伝達

住民等への情報伝達は、県（県災害対策本部）がテレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求めることとなっている。

町は、県からの指示等に基づき、防災行政無線、広報車等を通じて住民等へ情報を提供する。

### 2 問い合わせ窓口の設置

町は、国、県、事業者と連携し、必要に応じて、健康に不安を持つ住民等に対する健康相談に対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立する。

なお、窓口を設置したときは、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、インターネット等により、速やかに住民等に周知する。

## 第5 避難等への対応

### 1 屋内退避及び避難等の実施

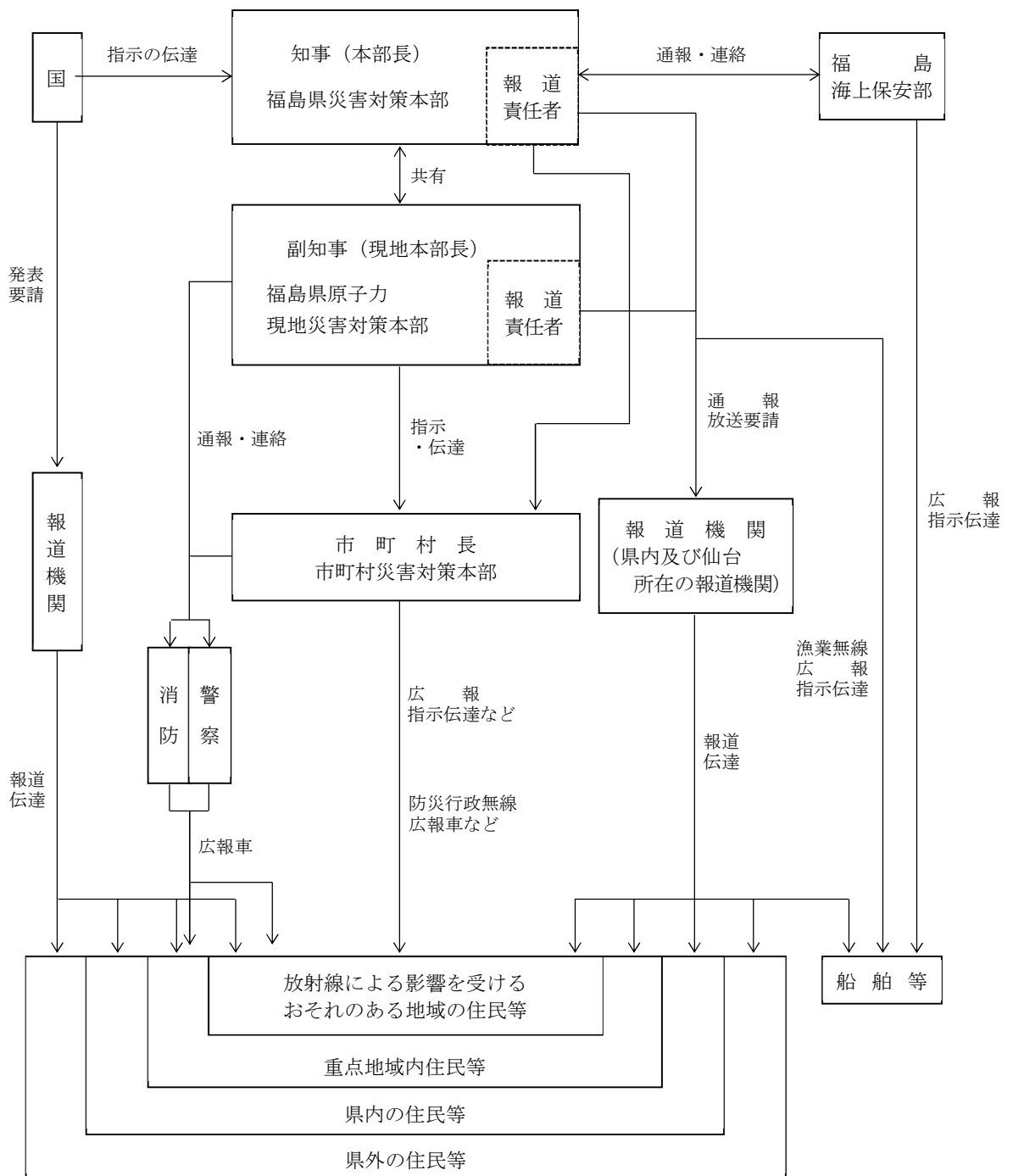
関係市町村に屋内退避及び避難の決定がされた場合や、本町も関係市町村と同様の対応が必要となった場合は、福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づき、国及び県の指示のもと、必要な措置をとる。

## 2 広域避難者等の受入れ

町は、県からの避難者の受入要請があった場合、町が指定する避難所の中から、受入れに必要な避難所を開設し、関係市町村と協力してその運営を行う。

また、避難者の受入れを行うことについて防災行政無線等により住民等へ周知するとともに、避難所の設置・運営等へ協力を求める。

【住民等に対する広報及び指示伝達系統図】



## 第6 原子力災害医療活動

### 1 住民等を対象とする健康相談等の実施

町は、県に協力して、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、住民及び避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施するとともに、必要に応じて、スクリーニングを実施する。

### 2 相談窓口の設置等

町は、県に協力して、県有施設及び町有施設等において、住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、職員を配置する。また、町は、県や医療機関等と連携して、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談等を実施する。

### 3 被災者を対象とする医療活動の実施

#### (1) 原子力災害医療派遣チームの派遣要請

町は、医療処置が必要な被災者がある場合は、速やかに医療活動の実施を医療機関に要請してこれに協力するが、特に必要がある場合には、県を通じて原子力災害医療・総合支援センターに対して、原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

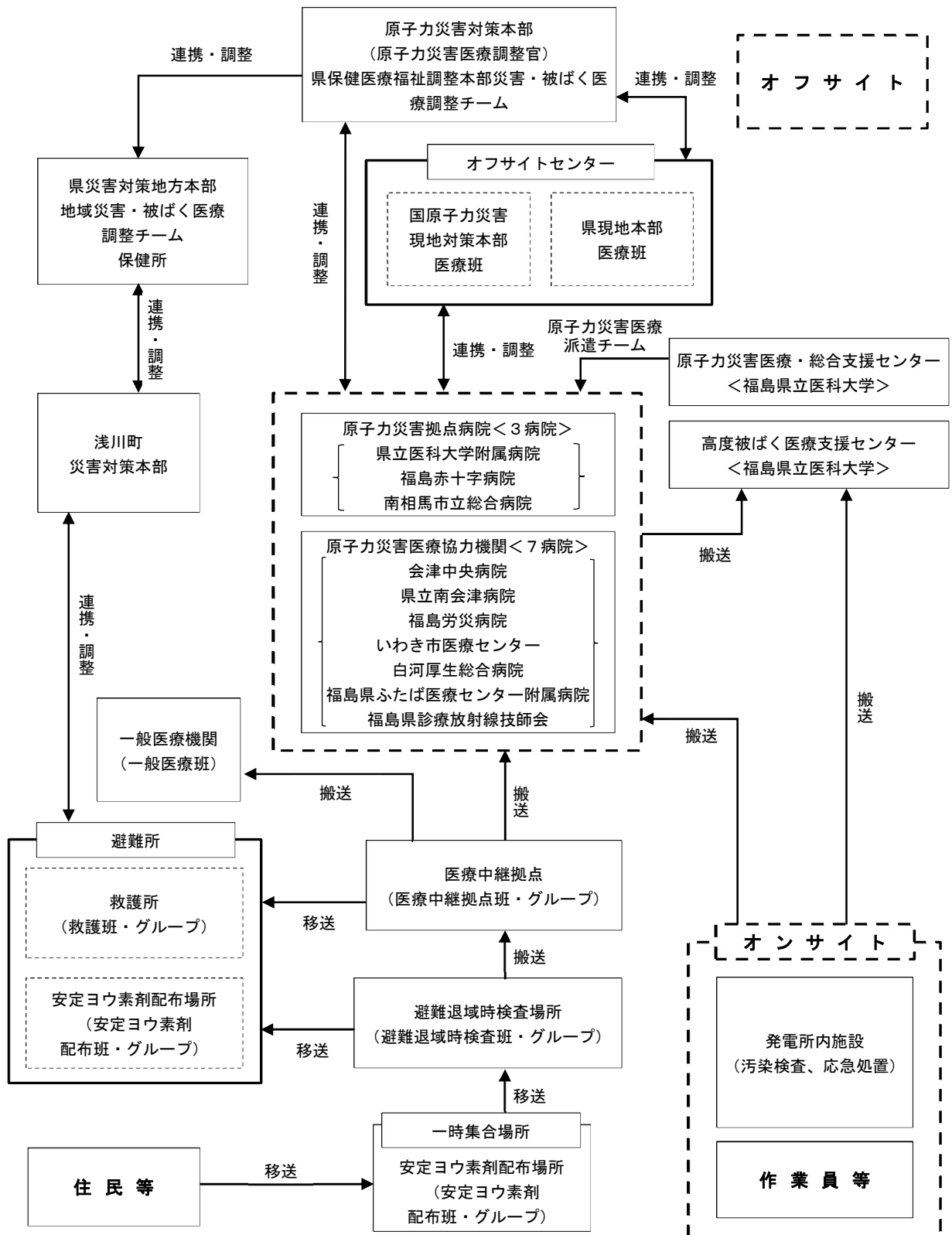
#### (2) 初期被ばく医療活動

町は、県及び医療機関等に協力し、主要な避難経路上に医療救護所を設けて職員を配置することとし、被災者等を対象とした汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置に対する支援を行う。

また、医療救護所等で対応できない被災者がいる場合は、搬送機関等と連携して、医療機関等へ搬送する。

なお、この場合において、道路交通の混乱等を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

【原子力災害医療時の連携体制図】



## 浅川町地域防災計画【計画編】

発行 令和5年3月

編集発行 浅川町総務課

〒963-6292

福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112-15

TEL 0247 (36) 4121